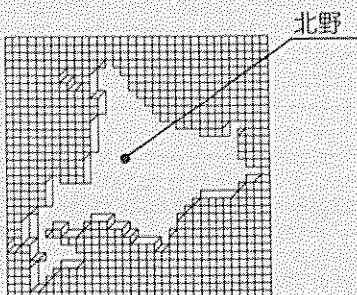


地域農業研究叢書 No.3

都市近郊、良質米、多収地域の農業構造と展開方向

—北野農協「北野地区における地域農業振興方策」基礎調査報告書—



社団法人 北海道地域農業研究所

はじめに

かつて農家戸数の減少は酪農地帯で激しく、水田地帯は比較的ゆるやかな減少を示していた。しかし近年、とりわけ1985年（S60）年以降では酪農や畑作地帯以上に水田地帯での農家戸数の減少が大きくなっている。しかも1990年（H2）においては、水田地帯は酪農・畑作地帯と比較して高齢者の占める比率が高く、今後も担い手の確保が大きな問題となることは予想に難くない。

1990年（H2）の1等米率が98.7%を占め、全道でも有数の良質米を生産してきた鷹栖町・北野農協においても、組合員のアンケートでは後継ぎがいると答えた農家は14%に過ぎず、反対にいないと答えた農家は68%にのぼっている。旭川市という都市近郊に位置しているがゆえに、兼業への農家労働力の流出は激しく、担い手問題をいっそう際だたせている。全般的な担い手不足の中で、若い担い手は利用組合のオペレータとして、さらに転作野菜の担い手として、期待を一身に背負わざるを得ない状況となっている。

本報告書は、こうした緊迫した問題状況を背景に、北野地区における地域農業振興方策を策定するために、北野農協との共同研究としての基礎調査・研究の成果を取りまとめたものである。様々な農家層と関連組織によって構成され、多様な条件の下におかれる地域の振興に対する具体的な課題の解明を意図したものであるため、担い手、土地問題、土地利用、労働力市場、販売流通問題、農協問題など重層的な分析視角が要請される問題もある。

さいわい、北海道大学農学部農業経営学講座の全面的な協力を得て、3集落63戸の農家悉皆調査と10戸の抽出農家の調査を行い、詳細な実態把握に基づく取りまとめをおこなうことができた。この様に明らかにされた地域農業の構造問題は、この地域の農業振興だけではなく、道内の多くの水田地帯に対しても、強い示唆を与えるものと考えられる。

末尾であるが取りまとめを含め全面的に協力をいたいた北大をはじめ、お忙しい中調査に協力をいたいた組合員各位、町、農業委員会、普及所ならびに農協関係各位に、厚く感謝いたす次第である。

1992年3月

(社) 北海道地域農業研究所

所長 千葉燎郎

— もくじ —

I. 北野農業の特徴

1. 検討の視点	1
2. 農家数の推移と性格	2
3. 農業生産の動向	3
4. 北野管内の地区差	7

II. 北野農業の現況と問題点

1. 農家の農外就業構造	11
1) 旭川圏地域労働市場の構造	
2) 農家の農外就業の実態	
3) 兼業農家と地域農業	
2. 農地移動をめぐる諸問題	21
1) 北野地区における農地流動化の動向と課題	
2) 農地賃貸借の実態と課題	
3. 土地利用の再編と担い手のあり方	48
1) 土地利用の現状と問題点	
2) 土地利用の後退と生産性低下の要因	
3) 集約作の増加と土地利用型作物の競合	
4) 今後の土地利用のあり方と担い手	

—個別農家と利用組合および地域的補完システム—

4. 農業生産の担い手をめぐる問題 63

 1) 利用組合の概況

 2) 担い手としての利用組合の位置づけ

 3) 利用組合をめぐる問題点

 4) 事例の検討

 5) 利用組合再編の視点

5. 野菜作をめぐる諸問題 74

 1) 北野地区における野菜導入の経過と特徴

 2) 農協の出荷対応と価格問題

 3) 地域における農業雇用労働力問題

 4) 野菜作拡大のための課題と対応

III. 北野農協の経営の特徴と課題

1. 組合員の動向と意向 92

2. 農協経営の財務安定化 95

 1) 自己資本、固定資産の概要

 2) 各種事業取扱高の状況

3. 損益概況 101

4. 部門別総利益 103

5. 農協経営における主要比率 104

IV. 北野農業発展のための諸課題

1. 都市近郊農業地帯の振興施策の考え方.....	106
1) 土地余り現象とその対応	
2) 集約作物の導入	
3) 地域ブロック化と土地利用計画	
4) 生産組織の再編と広域調整	
5) 後方支援体制の整備	
2. 報告書のまとめ.....	110
3. 北野農業の担い手と支援体制.....	111
1) 北野農業の担い手	
2) 支 援 体 制	

I. 北野農業の特徴

1. 検討の視点

北野農業とは上川管内鷹栖町北野農協管内の農業をさしている。鷹栖町は北海道農業の「米どころ」として知られる上川盆地の西に位置する。鷹栖町には鷹栖農協と北野農協のふたつの農協があり、北野農協は鷹栖町の南部、旭川市寄りに位置している。北野の市街地は旭川市から車で10分ほどで、しかも旭川市西部の住宅街である春光台に隣接しており、以下で指摘されるように都市化の影響をより強く受ける都市近郊地域として、兼業化・農地のかい廃（宅地、道路などの公共用地への転用）がすすんでいる。北野地区の南部、東3区地区では道央自動車道の終点である鷹栖インターチェンジが建設され、これにともなって工業団地の造成が行われ、1991年（H3）には17haの農地が転用（さらに宅地転用が3ha）されている。このような都市近郊地域であることやそのための農地の転用が、農業的な土地利用に大きな影響を与えることも事実である。

他方、北野農業に注目するならば水稻単収の高さ、1等米の出荷比率の高さに示されるように米の品質は全道トップの地位にある。しかし、この北野地区においても転作率は36.5%におよんでおり、転作作物は小麦などにみられるように水稻に比較すると収量・品質とも上川管内平均以下という実態である。また、野菜生産への取り組みは転作開始からのきゅうりが中心であり、北海道がすすめた一村一品運動によるトマト栽培、それをジュースに加工した“オオカミの桃”が著名であるものの、他の野菜類のウェイトは概して低い。また、後継者のいない高齢農家を貸手とする農地の賃貸借の多さも北野農業の特徴をなしている。こうした都市化の影響を顕著に受け、さらに農業従事者の高齢化などの中で、地域の農業の振興をどのように考えていけばよいのか、これが本報告の課題である。この課題を実態調査を中心に、北野農協資料、鷹栖町役場資料などをもとに検討していくが、その前に北野地区の特徴をもう少し詳しく整理しておくことにしたい。

2. 農家数の推移と性格

農業生産と農業労働力

まず北野地区の農業生産を担っている農家戸数の推移ならびにその性格を整理しておこう。表 I - 2 - 1 に鷹栖町全体と北野地区の農家戸数の推移と専兼別農家戸数の推移を示した。北野地区の総農家戸数は鷹栖町全体の30%弱を占めている。鷹栖町および北野地区とも農家戸数の減少や兼業従事状況などはきわめて似かよっている。1970年（S45）から90年（H2）までの20年間をみると、総農家戸数は70%程に減少した。専兼別にみると、1970年（S45）には50%を越えていた専業農家は5年後の75年（S50）までに急速に減少し、20%強となっている。転作開始から5年間の間に鷹栖町の農家就業状態は大きく変わったのである。専業農家割合の減少は兼業農家割合の増加につながり、兼業農家の中ではI兼農家も増加しているが、II兼農家の増加も急速である。

表 I - 2 - 1 専業別農家戸数の推移

実数（戸）	農家戸数	専業別農家戸数			兼業種類別農家戸数			農業専従者有無別農家戸数			
		専業	I兼	II兼	恒常的勤務	日雇い	自営	専従なし	女子だけ	男子1人	
鷹栖町	1970	1266	744	400	122	252	134	14	-	-	
	75	1134	319	521	294	293	471	51	328	237	
	80	1066	227	570	269	296	476	67	381	241	
	85	1004	245	455	304	323	391	45	373	200	
	90	862	204	441	217	310	317	31	310	124	
北野	1970	355	178	129	48	111	53	13	-	-	
	75	314	87	149	78	103	106	18	56	74	
	80	295	54	159	82	98	115	28	98	70	
	85	278	65	127	87	97	104	13	86	58	
	90	253	51	113	89	108	82	12	84	46	
構成比（%）	鷹栖町	専業戸数	専業別農家戸数			兼業種類別農家戸数			農業専従者有無別農家戸数		
	1970	100	58.8	31.6	9.6	48.3	25.7	2.7	-	-	
	75	90	28.1	45.9	25.9	36.0	57.8	6.3	28.9	20.9	
	80	84	21.3	53.5	25.2	35.3	56.7	8.0	35.7	22.6	
	85	79	24.4	45.3	30.3	42.6	51.5	5.9	37.2	19.9	
北野	1970	100	50.1	36.3	13.5	62.7	29.9	7.3	-	-	
	75	88	27.7	47.5	24.8	45.4	46.7	7.9	17.8	23.6	
	80	83	18.3	53.9	27.8	40.7	47.7	11.6	33.2	23.7	
	85	79	23.3	45.5	31.2	45.3	48.6	6.1	30.8	20.8	
	90	71	20.2	44.7	35.2	53.5	40.6	5.9	33.2	18.2	

注1) 構成比の農家戸数の欄は1970年を100とした指數

注2) 『農業センサス』より作成

鷹栖町と北野地区の違いは、鷹栖町がI兼農家が多いのに対し、北野地区はII兼農家が相対的に多い点にある。兼業先では北野地区にII兼農家が多かった分だけ恒常的勤務が多いが、恒常的勤務と日雇い・臨時雇いがほぼ半々の状況にある。他方、農業労働力の状態を農業専従者の状態別にみると、専従者がいない農家が1/3、男子の専従者がいる農家

がほぼ半分となっている。北野地区は女子専従者だけの農家割合が若干ではあるが、近年高くなっている。

3. 農業生産の動向

以上のような性格の農家層によってどのような農業生産が行われているのかを整理しておこう。表 I - 3 - 1 は鷹栖町と北野地区の土地利用の変化を示したものである。北野地区の経営耕地面積は1,000ha弱、鷹栖町全体は4,000ha弱であり、北野地区は鷹栖町の経営耕地面積の約1／4を占めている。総農家戸数では1／3であるから、北野地区の方が平均経営耕地面積では若干小さくなる。

表 I - 3 - 1 土地利用の変化

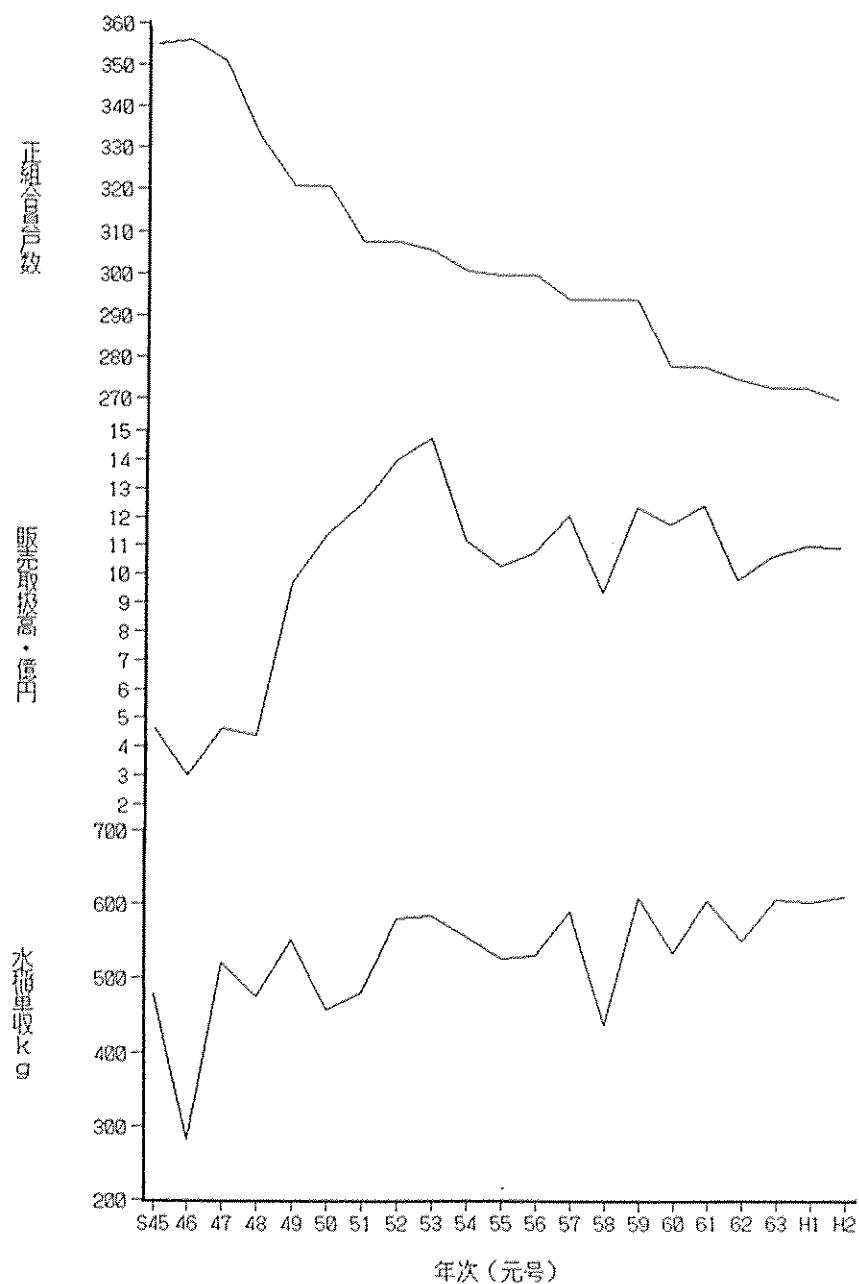
実数 (ha)	収穫面積	水稻	麦類	雑穀	豆類	野菜	飼料
鷹栖町	1970	3946	3790	—	19	19	61
	75	3330	2488	—	244	69	53
	80	3784	2686	218	95	101	65
	85	4021	2502	501	131	251	121
	90	3957	2376	542	161	378	88
北野	1970	1011	940	—	5	5	21
	75	851	663	—	46	32	23
	80	979	683	35	31	28	32
	85	965	618	115	28	18	48
	90	855	575	155	30	43	41
構成比 (%)	収穫面積	水稻	麦類	雑穀	豆類	野菜	飼料
鷹栖町	1970	100.0	96.0	—	0.5	0.5	1.1
	75	100.0	74.7	—	7.3	2.1	1.6
	80	100.0	71.0	5.8	2.5	2.7	1.7
	85	100.0	62.2	12.4	3.3	6.2	3.0
	90	100.0	60.1	13.7	4.1	9.6	2.2
北野	1970	100.0	92.0	—	0.5	0.5	2.1
	75	100.0	78.0	—	5.4	3.8	2.7
	80	100.0	69.8	3.6	3.1	2.9	3.2
	85	100.0	64.1	11.9	2.9	1.9	5.0
	90	100.0	60.2	16.3	3.2	4.5	4.3

注 1) 主要作物についてのみ示したので合計は100にならない

注 2) 『農業センサス』より作成

土地利用に目を転ずると、1970年（S45）時点は水稻の作付が90%を超えていることから明らかなように、まさに水稻単作的土地利用であった。これが転作の影響で年々水稻の作付が減少し、90年（H2）には60%となっている。鷹栖町全体では、この転作は70年代は雑穀から飼料作へ、80年代にはいってから麦類、豆類というように大きく変わって、現在は麦、豆、飼料が3大作物となっている。北野地区もほぼ同様の転作作物の変遷を経験

図 I - 3 - 1 販売高、組合員戸数、水稻单収の推移



注 1) 北海道『農業協同組合要覧』より作成

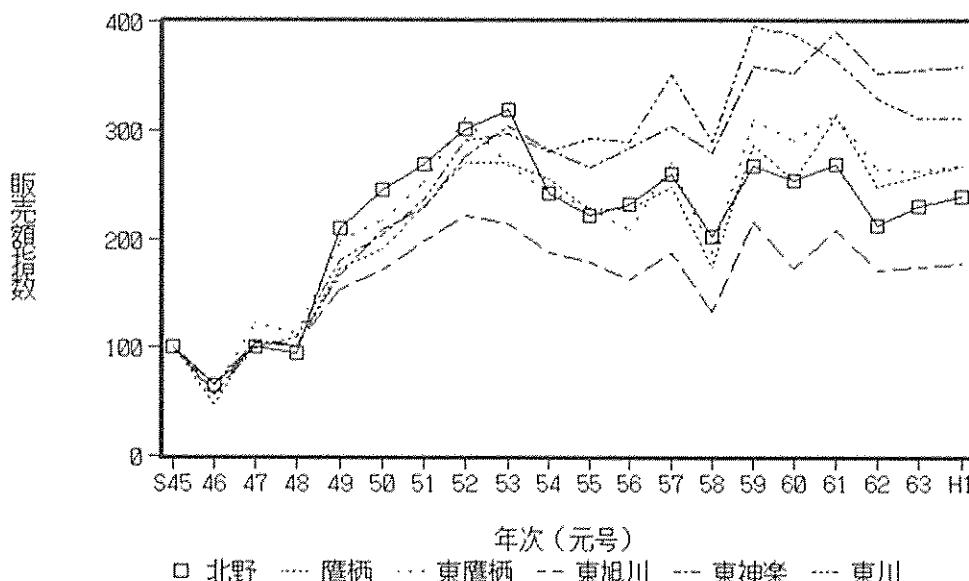
2) 水稻单収は『作物統計』による鷹栖町の数値である

するが、70年代に雑穀とともに豆類が多くなったが、豆類の伸びは少ないと、野菜類は70年代後半から導入がすすみ、90年（H3）には豆類と同様の作付面積をもっていることなどが、特徴となっている。

この土地利用の変化による北野地区の農業生産額の変化をみてみよう。農業粗生産額統計は町村単位でしか示されていないため、ここでは北海道の「農業協同組合要覧」によって北野農協の販売高で代替させておく。北野農協によれば、農協の集荷率が高いことであるから、この数値で傾向をみるには十分である。図I-3-1に販売高を示した。図には参考として鷹栖町平均の水稻单収、北野農協の組合員戸数も示してある。組合員戸数は先に総農家戸数でみたように大きく減少している。しかし、販売高は1973年（S48）まで停滞していたが、以降78年（S53）までは急速に増加している。そして、それ以降は停滞傾向にある。この間の稲作の单収は76年（S51）までは500kg水準であったが、以降増加し、年によっては600kgを上回る水準となっている。このように水稻单収は高位安定性を示しているが、反面では水稻作を重視するあまり、都市化の影響も加わって転作が捨て作り的となる傾向を発生させていることは以降の検討でも指摘されよう。

北野農協の販売額の動向を近隣の他農協との比較で示したのが、図I-3-2である。

図I-3-2 農協販売高の推移（6農協）



注1) 昭和45年 = 100とした指数である

2) 北海道『農業協同組合要覧』より作成

表 I-3-3 販売高の構成

(単位：百万円、%)

	昭和45年	昭和53年	昭和59年	平成元年
合計	463.8 (100)	1478.0 (100)	1283.2 (100)	1106.6 (100)
米	421.8 (90.9)	1127.5 (76.3)	1009.0 (78.6)	811.5 (73.3)
米以外の農産物	7.9 (1.7)	91.6 (6.2)	165.0 (12.9)	215.9 (19.5)
麦	— (—)	— (—)	62.8 (4.9)	67.2 (6.1)
雑穀・豆類	— (—)	4.7 (0.3)	3.4 (0.3)	17.1 (1.5)
野菜	7.9 (1.7)	86.9 (5.9)	98.8 (7.7)	131.6 (11.9)
畜産	34.1 (7.4)	258.9 (17.5)	109.2 (8.5)	79.2 (7.2)
生乳	13.3 (2.9)	25.8 (1.7)	63.0 (4.9)	68.1 (6.2)
乳用牛	— (—)	16.7 (1.1)	— (—)	— (—)
肉用牛	— (—)	189.8 (12.8)	10.2 (0.8)	10.7 (1.0)
肉豚	15.2 (3.3)	26.6 (1.8)	36.0 (2.8)	0.4 (0.03)
鶏卵	4.5 (1.0)	— (—)	— (—)	— (—)
その他	1.1 (0.2)	— (—)	— (—)	— (—)

注1) カッコ内は構成比である

2) 北海道『農協協同組合要覧』各年度版より作成

北野農協は販売額が増加していた78年（S53）までは近隣の他農協を上回る販売額の伸びを示していたが、以降停滞的に推移し、近隣農協の中でも販売高の伸びが低い農協となっている。この要因を考察するため、冷害年を考慮し販売額の内訳を示したのが、表I-3-2である。表によれば販売額自体の減少停滞傾向の中で、販売額の3／4前後を米が占め、米以外の農産物が増加し20%程を占めるにいたっている。そして、先の78年（S53）以降の農協販売額の減少は畜産部門の減少であり、それもそれまでの販売高の増加を担っていた肉用牛の生産がなくなったことに起因していることがわかる。また78年（S53）までに限ってみても近隣他農協に比しての販売額の伸びを担っていたのは肉用牛であり、それを除外して農産物に限ってみると販売額は停滞的なのであって、転作が継続されている現状の中では米以外の農産物の販売を強化していくことが、他農協との比較から課題として指摘されよう。

4. 北野管内の地区差

北野地区は、図I-4-1に示したように、地区内の中央を南北にオサラッペ川が貫流している。先にみた北野農業の概況は、このオサラッペ川の西側（以下、西地区）と東側（市街地を含む旭川市側、以下東地区）では大きく異なっている。

この地区差を検討してみよう。表I-4-1に北野地区の農業の特徴を東地区と西地区に区分して示した。集落の農家戸数は8戸から35戸と大きな違いをみせているが、東地区と西地区での際だった差はみられない。ところが農業の特色を示す以下の数値には大きな違いがみられるのである。農家を専兼別（表では専業農家のなかでも男子生産年齢人口のいる農家を本專業、老人または女子のみの世帯を老人專業と表示した）にみると、東地区では専業農家割合がきわめて低く、兼業それもII兼農家割合が高い。これに対して西地区は相対的に専業農家割合が高く、兼業化も進展しているが、I兼農家割合が高くなっている。しかし、西地区では専業農家割合が高いものの老人専業農家の割合が高いことも見逃せない。また、経営主の年齢別に農家戸数の割合をみると、東地区は50才代、60才代が多く、西地区は50才代が中心ではあるが、30、40才代が相対的に多くなっている。

図 I - 4 - 1 北野農協管内の略図

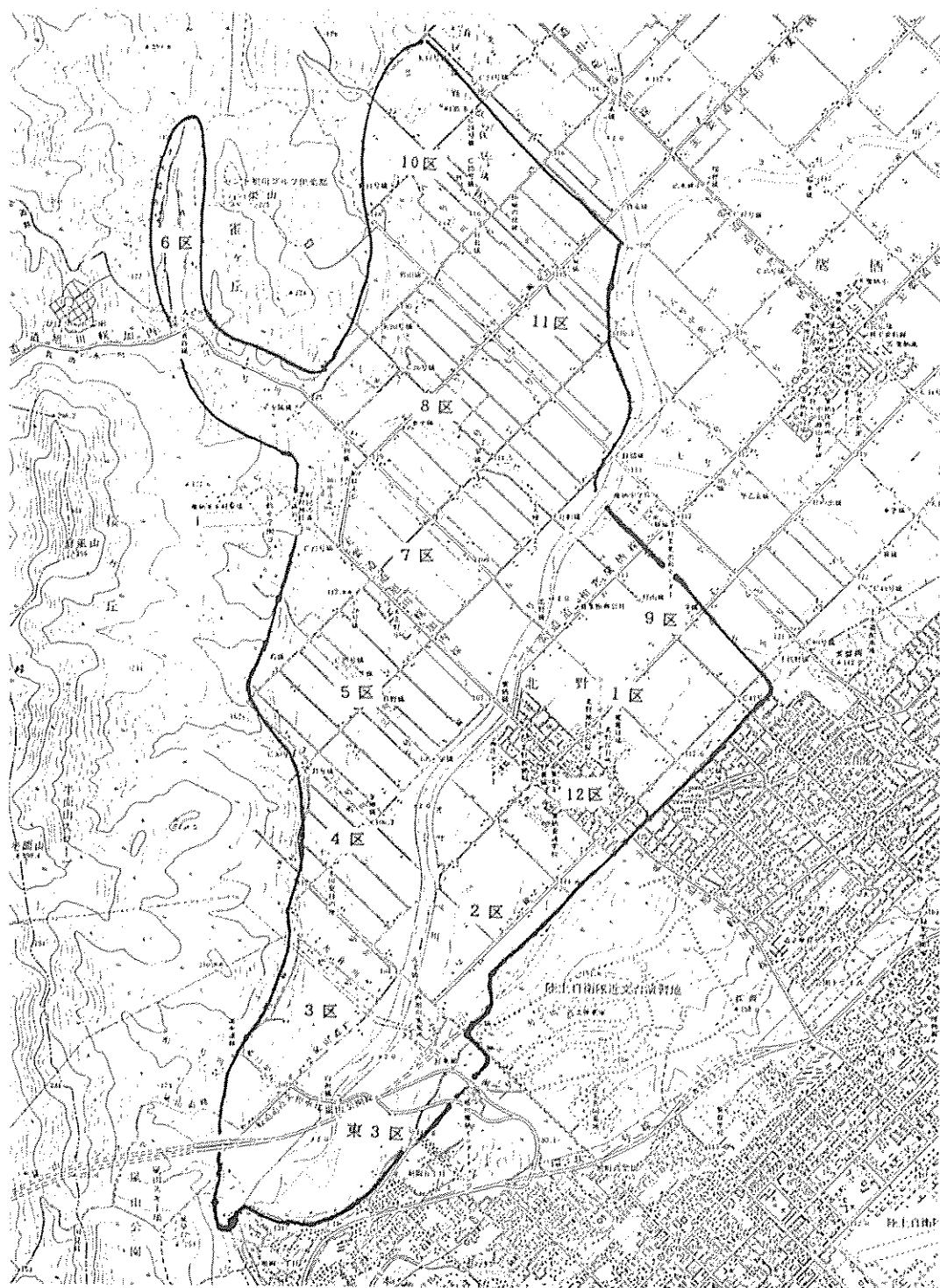


表 I-4-1 北野農業の地区差

地 区 集 落	農 家 (戸) <small>戸数</small>	専業別農家割合		経営主年齢別農家割合		経営地規模別農家割合						耕 地 <small>耕地面積 (ha)</small>		機 械 <small>機械台数 (台)</small>		1970~1990年変化 耕地面積増減割合 <small>耕地面積 (ha)</small>		耕 地 割 合	水 田 割 合	水 稻 割 合			
		本 業 者 率	専 業 者 率	30 代	40 代	50 代	60 代	70 歳 以上	未 識	1 ha	20 ha	3~ 5 ha	5~ 7.5 ha	10~ 15 ha	15 ha 以上	1戸 耕 地	1戸 水 田	1戸 水 稻	耕 地 割 合	水 田 割 合	水 稻 割 合		
東 地 区	3区	8	29	0	43	29	0	20	60	20	0	0	43	43	14	0	0	0	327	197	-36	-70	-64
	2区	28	4	0	48	48	27	8	42	15	8	7	26	33	19	7	4	4	477	412	328	13	-33
	12区	11	0	0	100	0	0	13	25	50	0	33	50	17	0	0	0	171	85	69	75	-145	
	1区	35	6	6	33	55	0	0	13	30	30	27	21	48	18	3	3	0	261	210	266	57	-6
	9区	10	0	0	40	50	0	9	36	36	9	9	10	40	50	0	0	293	219	220	36	-29	
	3区	19	16	58	11	6	33	22	33	6	5	37	26	11	5	11	5	571	401	367	39	-50	
西 地 区	4区	17	12	6	71	12	6	31	50	6	6	24	18	29	12	6	6	691	584	371	6	-23	
	5区	27	11	22	30	37	0	26	48	0	4	41	15	22	19	0	0	437	466	351	4	-25	
	7区	13	8	54	25	12	28	36	20	4	8	25	42	13	4	8	0	431	363	273	8	-35	
	6区	10	11	11	33	44	30	10	30	10	0	33	11	22	33	0	0	515	342	328	50	-14	
	8区	30	3	67	10	18	25	39	18	0	0	7	43	43	3	3	0	498	458	337	4	-30	
	11区	15	7	14	71	7	25	42	17	8	3	0	21	36	21	0	0	478	560	403	0	-42	
北 野 東 西 地 区	10区	19	21	5	21	53	18	24	47	12	0	5	16	42	26	0	11	0	493	454	332	6	-24
	2区	253	12	8	46	34	12	23	37	20	7	7	30	30	20	8	3	2	447	385	322	23	-32
	7区	92	7	2	37	53	10	15	36	24	14	14	40	29	11	4	1	1	334	283	271	43	-16
	1区	161	14	11	31	24	13	28	38	18	4	4	25	31	23	10	4	2	505	450	340	12	-31
	西地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 農家戸数、専業別農家戸数、經營地割合は1990年の数値である。

注2) 経営主年齢別農家戸数、耕地面積割合は1970年~1990年変化する農家戸数と耕地面積を算出した。

注3) 1970年~1990年変化する耕地面積割合は、東地区・西地区別に算出した。

注4) 表中、専業別農家戸数と耕地面積割合は、男女別に算出した。

注5) 表中、専業別農家戸数と耕地面積割合は、男女別に算出した。

次に、経営耕地面積規模別農家戸数をみると、東地区が1～5ha層に70%内外の農家が集中しているのに対し、西地区は5haを越える階層の割合が多くなっている。このため1戸当たり経営耕地面積は東地区が3ha規模、西地区が5ha規模になっている。この規模格差は、表の最後に示したように、同じように農家戸数が減少しても東地区は耕地面積自体が大きく減少し、1戸当たりの経営耕地面積が縮小する事態さえみられる。また、全地転作農家割合をみると、東地区は全地転作農家割合が高く、西地区では農地転用期待の大きい3区、沢地帯である6区を除けば全地転作農家割合は低くなっている。以上のようにオサラッペ川をはさむ東地区と西地区では、農業の位置づけが大きく異なっており、東地区は農業後退的な状況が引き起こされており、西地区は相対的にではあるが、農業への意向の強い地区であるといえよう。またこうした農業後退的な傾向に関連していえば、東地区では基盤整備が未実施であり、機械利用組合も設立されていない。それに対して西地区では6区をのぞいて機械利用組合、ライスセンターへの参加が進んでおり、農業への組織的な取り組みについても両地区は対照的な様相をみせている。

最後に本調査報告書作成にあたっては、多数の農家実態調査を行っている。以上のべきた北野地区の農業の特徴を念頭におき、なおかつ中期計画の策定という課題から、農業後退的な地区は調査対象地区から除外し、東地区からは農業後退的性格をかかえながらも農業生産のウェイトの高い2区を、西地区の中からは同じく機械利用組合をかかえながらも、農地転用期待の大きい3区、農業志向の強い8区を選定した。また、北野地区の中で野菜生産など新たな取り組みを進めている意欲的な農家の方々にも調査にご協力いただき、厳しい農業情勢の中で努力されている農家の方々の意向をできるだけ把握する方法を採用した。ご多忙中にもかかわらず、調査に御協力いただいた農家の方々にこの場をかりて深く感謝したい。

II. 北野農業の現況と問題点

1. 農家の農外就業構造

ここでは、北野地区における農家の農外就業構造の実態を、地域の労働市場との関連で明らかにする。

一般に都市近郊の水田地帯においては、農業における機械化が進み、その一方で農外での就業機会に比較的恵まれているために、農家の兼業化が高度経済成長期以降、急速に進行してきた。このような兼業農業地帯における農業構造改善の課題は、兼業農家の土地を専業農家層に集積し、規模拡大によってコスト低減を図ることだとされている。しかし、その一方で兼業農家層をも地域農業の担い手として位置づけることで、地域農業の再建を図っていくという方向も模索されている。

北野地区を含む鷹栖町は旭川市から車で10分の距離にあり、都市近郊という性格から高度経済成長期以降、兼業化が進展している。そのため、北野農業においても一般の都市近郊水田地帯と同様の課題を抱えていると考えられる。特に、北海道のように転作の進展とともに野菜作の導入が進められている地域では、兼業農家層を地域農業の担い手としていかに位置づけるかが重要な課題となっている。

このような状況認識から以下では、1) で農家が直面している地域の就業条件を明らかにし、2) でそのもとでの農家の兼業実態を就業先と賃金水準から検討する。そして、3) で農家の農外就業の性格を整理する。

1) 旭川圏地域労働市場の構造

(1) 地域の事業所配置

ここでは1987年（S62）の事業所統計を用いて、地域の労働市場の特徴を、事業所配置の側面から整理する。その場合、旭川圏労働市場と呼ぶ圏域は、表II-1-1に示した10町村であり、これは国勢調査の通学・通勤圏から判断したものである。

まず、旭川圏の事業所数の配置は、全体の86.9%（民間のみでは88.2%）が旭川市に集中しており、従業員規模別では従業者数30人未満の零細な事業所が96.0%を占めている。

鷹栖町では1～4人の事業所が民間の69.1%を占めており、50人以上の事業所は7社しか存在しない。

表II-1-1 旭川圏各市町村における人口・就業状態の変化

単位：人、%

	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	和寒町	
A 人口	70 85	297,189 363,631	7,943 7,317	5,693 5,669	11,068 9,044	6,711 5,457	7,443 5,363	11,372 8,018	8,204 7,760	18,002 13,975	8,513 6,335
B 就業者数	70 85	142,571 165,174	4,783 3,992	3,233 2,956	6,003 5,088	3,670 3,066	4,002 2,976	6,193 4,616	4,873 4,470	9,682 7,459	4,657 3,497
C うち農林漁業	70 85	16,461 8,934	3,511 1,891	2,109 1,351	3,847 2,191	2,220 1,403	2,233 1,237	1,524 663	2,841 1,593	5,040 2,986	2,678 1,610
D うち非農林 漁業	70 85	126,110 156,240	1,272 2,101	1,124 1,605	2,156 2,897	1,450 1,663	1,769 1,739	4,669 3,953	2,032 2,877	4,642 4,473	1,979 1,887
E うち雇用者数	70 85	101,726 136,108	1,064 1,972	1,010 1,569	1,804 2,615	1,202 1,520	1,546 1,747	4,553 3,865	1,771 2,693	4,145 4,266	1,669 1,676
割合(85)	C/B E/B	5.41 82.40	47.37 49.40	45.70 53.08	43.06 51.40	45.76 49.58	41.57 58.70	14.36 83.73	35.64 60.25	40.03 57.19	46.04 47.93

資料)『国勢調査』。

注1) 東鷹栖町は旭川市に合併されたため、70年は旭川市に含めている。

産業分類別事業所数の配置では、卸小売・飲食業が事業所数全体の45.1%を占めており、特に旭川市では46.2%を、鷹栖町でも33%を占めている。これにサービス業を加えると、各町村でほぼ60%を占めるようになり、鷹栖町でも70%が卸小売・飲食・サービス業である。鷹栖町で次に多いのは建設業(13%、28事業所)である。

このように、鷹栖町をとりまく地域の事業所は旭川市に集中しており、かつ零細規模の事業所が多く、第三次産業が中心となっているのが特徴である。

(2) 人口と就業状態の変化

1970年(S45)から85年(S60)の旭川圏における人口と就業状態の変化を整理したのが、表II-1-1である。

人口・就業者数ともに増加を示しているのは旭川市だけであり、他の町村では人口・就業者の減少が著しい。

農林水産業就業者数はいずれの町村でも減少しているが、就業者数にしめる農林水産業の比率(C/B)を見ると、旭川市と上川町を除くとほぼ50%を占めており、中心部での非農林業と、周辺部での農林水産業という就業者構成がみられる。

雇用者数では、いずれの町村でも増加を示しており、就業者数の減少とあわせて考えると、農業を含めた自営業者の解体と、その雇用労働者化の傾向がよみとれる。

次に、産業分類別従業者規模別の従業者数構成比を旭川市と鷹栖町に限定してみると（表II-1-2）、旭川市では卸小売・飲食業が32%で最も多く、次いでサービス業が23%という序列になっているのに対して、鷹栖町ではサービス業が41%、ついで建設業28%という序列になっている。

表II-1-2 従業者規模別の従業者数構成比（1987年）

単位：人、%

		総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～299人	300人以上	国地方公企業
旭川市	建設業	19,512	7.92	15.38	19.54	12.55	13.76	29.28	1.57	-
	製造業	17,979	6.39	10.03	14.32	11.36	13.38	34.79	8.96	0.32
	卸小売飲食業	52,885	27.99	19.86	15.66	8.72	7.75	17.00	2.96	0.05
	サービス業	36,990	15.87	13.50	12.59	5.46	5.90	17.48	5.84	23.37
	全産業	161,741	16.68	13.23	13.26	7.88	8.54	21.70	5.07	13.64
鷹栖町	建設業	485	3.09	10.52	15.67	12.99	15.46	15.46	42.27	-
	製造業	32	25.00	75.00	-	-	-	-	-	-
	卸小売飲食業	224	56.70	19.20	14.29	8.93	-	-	-	0.89
	サービス業	713	12.48	2.52	8.42	-	13.18	31.42	-	31.98
	全産業	1,705	15.07	9.09	9.85	4.87	9.91	30.09	-	21.11

資料)『昭和62年 事業所統計報告書』

従業者規模別の従業者数構成比では、全産業では50～299人規模の事業所が、旭川市では雇用の21%を、鷹栖町では30%を占めている。しかし、雇用の大半をしめる卸小売飲食業では、1～4人の零細事業所が従業者の旭川市で30%、鷹栖町では57%を占めている。また、サービス業では国地方公共団体の占める比率が、旭川で23%、鷹栖町で31%と高くなっている。

旭川圏の人口と就業状態の特徴は以下の3点である。第1に、旭川を中心とした第三次産業地帯と、周辺市町村の農業地帯の二重構造が存在すること。第2に、人口は中心部で増加しているが、雇用者数は全町村的に増加しており、自営業者の賃労働者化が進行している。第3に、雇用の中心をしめる卸小売飲食業での雇用は零細な事業所が多数を占めている。

2) 農家の農外就業の実態

(1) 農家労働力と農外就業

ここでは、農業センサスをもちいて、農家労働力の変化と兼業の進展状況を、集落レベルにまで降りて検討する。ただし対象とする集落は、集落調査を行った2・3・8区に限定する。その場合に留意すべき点は、これら3集落は兼業化の進展が他の集落よりも低く、他と比較した場合には就業における農業の比重が高いという点である。

表II-1-3から鷹栖町全体の農家戸数の変化を見ると、1975年(S50)から90年(H2)の間に272戸の減少を示しており、その減少の絶対値は鷹栖地区で大きくなっている。調査集落では、85年(S60)から90年(H2)にかけて3区での減少が、8戸と他集落より多くなっている。

表には示さなかったが、農業専従者がいる農家戸数は(1990年センサス)、鷹栖町では64%だが、北野地区67%、3区63%、2区79%、8区90%となっており、2・8区での専従者のいる経営の比率が高くなっている。専従者のいる農家に占める、専従者が女子だけの農家は、2区36%、3区0%、8区22%であり、2・8区で農家労働力の女性化が進行している。また、60歳未満の男子農業専従者のいる農家は、鷹栖町58%、3区75%、2区45%、8区59%であり、2区での高齢化が進行している。

就業状態別世帯員数では、男子では自家農業のみ従事者数は、3区が52%で、2区の29%、8区の33%より高くなっている。そのため、自家農業に従事しつつも他の仕事が主の世帯員数は、2区が45%と高くなっている。

専兼別農家戸数では、兼業農家率が全体で70~80%を占めているが、そのうち世帯主が「農業専従」や「農業主」の農家が70%近くを占めており、兼業農家比率が高いといつても「専従者経営」が多くを占めていることが指摘できる。

専業農家比率は3区で高く、2区は1970年代には専業農家率が高かったが80年代以降急速に低下し、90年(H2)には専業農家率は4%にすぎない。

兼業種類別農家数は、全町的に1970年代には出稼ぎ・日雇いが60%水準であったが、その後低下し、90年には恒常的勤務と出稼ぎ・日雇いがほぼ半々になっている。北野地区では当初から恒常的勤務が多く、90年(H2)には恒常的勤務が出稼ぎ・日雇いを上回るに

表II-1-3 兼業別農家戸数と兼業種類別従事者数の推移(高鷲町)

単位：戸、人、%

	総農家数	兼業農家			兼業従事者数			女		
		兼業農家比率	うち世帯主農業専從	うち世帯主農業主従	のべ			実数	のべ	構成比
					恒常	出稼	日雇			
鷲栖町	75	1,134	72	-	886	891	32	5	57	6
	80	1,066	79	45	971	1,031	33	2	51	13
	85	1,004	76	51	871	876	45	2	47	6
	90	862	76	64	13	737	744	49	3	43
鷲栖地区	75	820	72	-	648	652	29	7	59	5
	80	771	78	45	18	685	712	32	3	55
	85	725	75	45	15	628	633	45	3	46
	90	609	75	61	15	453	455	48	4	44
北野地区	75	314	72	-	238	239	40	1	51	8
	80	295	82	54	29	286	319	37	1	41
	85	279	77	64	14	243	243	45	0	49
	90	253	80	75	6	284	289	52	1	40
3区	75	27	67	-	25	25	56	-	44	-
	80	26	69	92	25	22	29	31	38	31
	85	25	68	79	0	22	22	50	-	45
	90	19	66	73	9	16	17	59	-	35
2区	75	33	58	-	-	21	21	38	-	33
	80	31	65	56	0	21	21	48	-	45
	85	30	70	56	0	23	23	61	-	39
	90	28	96	71	0	33	34	68	3	21
8区	75	42	74	-	-	33	33	6	61	-
	80	39	85	57	25	38	42	36	36	29
	85	32	78	78	0	27	27	52	-	44
	90	30	77	75	5	26	26	31	4	54

資料)『農業センサス』

注1) 1975年の「世帯主農業専從」、「農業主」のデータはない。

表II-1-4 農家の農外就業の実態（高鷲町北野地区 1991年）

続柄 番	年 齢	経営 面積 (a)	就業期間	職種	勤続 年数	事業所 所在地	賃金水準
							(日給：円)
経営主	30	101	不規則	建設業	12-13	旭川市	---
経営主父	65	679	4~12月	土建	10	旭川市	10,000
経営主父	61	297	5~11月	建設	14-5	鷹栖町	10,000
長男	24	573	12~3月	建設業	2	大阪・茨城	9,000, 日給9千~1万
経営主	48	287	2~12月	建設	3	旭川市	(10,000), 月20万円+8,20日
経営主	41	280	4~12月	土木	15	旭川市	8,100
経営主	63	277	通年	土建	4	旭川市	7,800
経営主	42	250	通年	測量会社(自営)	5	鷹栖町	10,000, 年300万円, 300日
経営主	65	187	4~12月	舗装	11	鷹栖町	9,000
"	"	"	1~3月	製材	25	鷹栖町	---
経営主	51	839	11~12月	鉄鋼, 土工	15	鷹栖町	10,000, 90日
経営主	56	407	通年	とび職→建設	30	旭川市	10,500
経営主	54	437	通年	建設	---	旭川市	(8,000), 月17~20万円
経営主	54	570	2~12月	建設	20	旭川市	10,000
経営主	55	338	6~3月	土建, 除雪	8	鷹栖町	---
経営主	42	504	6~8月	建設	1	旭川市	9,000
"	"	"	12~3月	除雪(JR)	4	近文	12,000
経営主	40	1253	11~3月	除雪	1	鷹栖~深川	12,000, 100日
経営主	40	1116	12~3月	除雪	10	旭川市	(7,200), 月18万円
経営主父	61	690	冬期	除雪	---	旭川市	6,000
経営主	53	873	冬期	除雪	3	JR(近文)	6,000, 三ヶ月
経営主	34	690	冬期	除雪	---	旭川市	6,000
経営主	56	450	冬期	除雪	---	---	6,000, 10日
経営主父	64	622	積雪期間	除雪	15	旭川市	5,500
経営主	40	1100	11~3月	運転手	13-4	天人狭	10,300
経営主	54	458	通年	運転手	14-15	旭川市	12,000
経営主	61	498	60~90日	トラック運転手	---	旭川市	8,000
経営主	39	433	9ヶ月	トラック運転手	2	旭川市	(12,000), 月30万円(出来高)
経営主	38	297	通年	タクシー運転手	10	旭川市	(10,000), 年300万円
経営主	39	984	冬期	酒造会社	2	---	7,500, 130日
経営主	48	817	冬期	スキー場	---	野沢レー	---
長男	21	817	冬期	スキー場	---	旭川市	---
経営主	54	800	11~3月	スキー場管理者	20	旭川市	25,000
経営主	42	590	9末~4月	トンネル工事	---	函館市	---
経営主	42	431	11~3月	スキー場リフト係	1	鷹栖町	4,000
経営主	33	340	通年	床暖房配管	6-7	旭川市	(6,600), 年200万円

経営主	54	330	3~12月	アルミ職人	15	旭川市	(10,000),月20万円,200日
経営主	55	306	4~10月	ゴルフ場整備	12	鷹栖町	…, 総計100万円弱
経営主	42	305	通年	地方公務員	…	鷹栖町	…
経営主	66	130	4~9月	土地改良区用水管理	2	鷹栖町	(7,200),月18万円
経営主	52	70	通年	水道配管	15	旭川市	…
経営主	55	全貸	通年	開発局	40	士別市	…
経営主妻	48	70	通年	公民館の管理人	10	…	(6,000),月15万円
経営主妻	48	463	10~1月	漬物工場	2	旭川市	(4,160),時給520円
経営主妻	40	1116	11~12月	漬物会社	2	旭川市	(3,680),時給450~70円
経営主妻	62	277	通年	造園	1	旭川市	4,000
経営主妻	53	570	6~10月	土木	12-13	旭川市	5,000
経営主母	61	679	通年	施設野菜選果・包装	10	鷹栖町	(4,800),時給500~600円
長男妻	52	203	7月	農業出面	5	鷹栖町	…, 搭定資金
長女	38	187	4~10月	農業出面	…	鷹栖町	…
経営主妻	39	1100	6~7月	農業出面	…	…	(3,840),時給480円
"	"	"	冬期	スキー場の食堂	5	旭川市	…, 合計30万円
経営主妻	33	431	12~3月	スキー場食堂券売	7-8	鷹栖町	3,640
経営主妻	32	340	週3回	銀行パート	…	…	…
"	"	"	冬期	スキー場	…	…	…
長女	30	全貸	通年	自動車会社事務	…	旭川市	…
長女	26	458	通年	自動車販売事務	…	旭川市	(5,200),月12~13万円
長女	18	817	通年	…	…	旭川市	…
経営主父	63	340	通年	木工所（森林組合）	3	鷹栖町	(4,300),年120~150万円
長男	54	203	通年	製材	7	鷹栖町	(6,000),月14~15万円
長男	39	309	通年	建設社員	4	旭川市	…
長男	44	全貸	通年	機械関係	…	旭川市	…
長男	35	200	通年	会社員	17	旭川市	…
長男	32	338	通年	広告会社（自営）	…	旭川市	…
長男	32	別	通年	ビル防水工事	12-3	旭川市	(10,000),月25万円,臨時
長男	32	1298	11~3月	自動車工場	…	横浜市	10,000
長男	32	別	通年	農協職員	13	鷹栖町	…, 総計350万円
次男	29	別	通年	食品小売業	11	旭川市	(8,000),月20万円
次男	29	別	通年	土木会社職員	6-7	札幌市	…
長男	25	570	通年	板金	8	旭川市	7,000
長男	21	別	通年	電気配線（正社員）	3	旭川市	(6,000),月13~14万円,280日

資料) 農家経営調査。

注1) 日給のカッコ内は推計値。推計は、1日8時間、1か月25日の就業で行った。

2) 「…」は不明を示す。

兼業従事者数を先の表II-1-3からみると、男子では2・3区は恒常的勤務が60%と多くなっているが、8区では31%であり、8区の兼業の不安定性がみられる。女子では、2区で恒常的勤務が86%で最も高い。次いで8区が60%でたかい。女子の兼業は3区で最も不安定である。

(2) 兼業の実態と賃金格差

次に、農家経営調査から調査集落における農家の農外就業の実態を明らかにする（表II-1-4）。

農家の就業先の職種としては、男子では土建業、運転手、除雪作業員が多くなっており、一部では冬期間のスキー場勤務がみられる。経営主以外の「子供」の就業先としては、販売事務などのサービス業への就業が多い。また、女子では漬物工場などの製造業や農業に雇用されているものもみられる。

就業期間としては、専従者が多いという調査集落の特徴から、冬期間が多くなっているが、農家世帯員、特に子供の就業は通年形態が多い。全体としては、6ha以上層では冬期間の兼業が、それ以下層では通年兼業が中心を占めている。しかし、これらの通年兼業も雇用形態としては日雇いが多く、けっして安定的な就業とはいえない。

勤続年数では、土建や除雪などでは、冬期間のみの季節的就業とはいえ、季節的な就業のまま勤続年数が長期化しているものもみられる。

このように、男子では冬期間の除雪作業、スキー場などで就業がみられ、建設業や運転手なども多い。総じて就業は上層ほど冬期間の就業が中心であるが、日雇いの形態で10年以上の就業を行っている農家世帯員もみられる。

このような季節的な就業のもとでの賃金水準（日給）を図II-1-1から検討する。

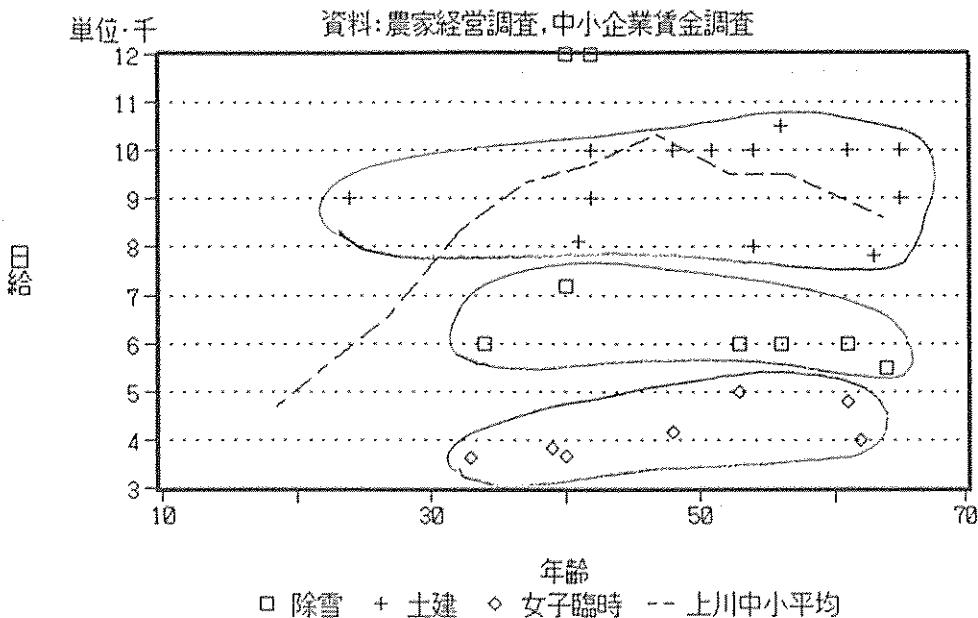
まず、女子は日給4,000円水準であり、地域の最低賃金水準と同水準にあるといえる。

次に、職種別男子賃金では、除雪作業では50歳以上が多くなっており、賃金水準も6,000円水準と男子雇用型の職種の中では最も低い水準にある。これは、北海道では積雪のために、建設業等において労働力が冬期間には過剰となるためである。土建業は8,000～10,000円水準であり、上川中小企業平均で30～45歳水準にある。ただし、上川の平均には所定外賃金を含めておらず、農家兼業では所定外賃金が少ないために、実際には兼業農家の賃金

はこれよりも低くなると考えられる。

賃金と年齢との関係では、農家の農外就業賃金は、年齢とは無関係に賃金水準が一定であり、上川平均にみられる年功制賃金制度とは異なった賃金システムが適応されている。

図II-1-1 農家の農外就業賃金



このように、農家の農外就業先の労働市場の特徴は、季節的な就業を中心である。その賃金水準は、女子パート→男子除雪作業→男子土建作業→一般中小企業の序列になっており、賃金の格差構造が顕著にみられる。また、農家の農外就業では賃金の年功制が存在しない。

(3) 安定兼業層は存在するか？

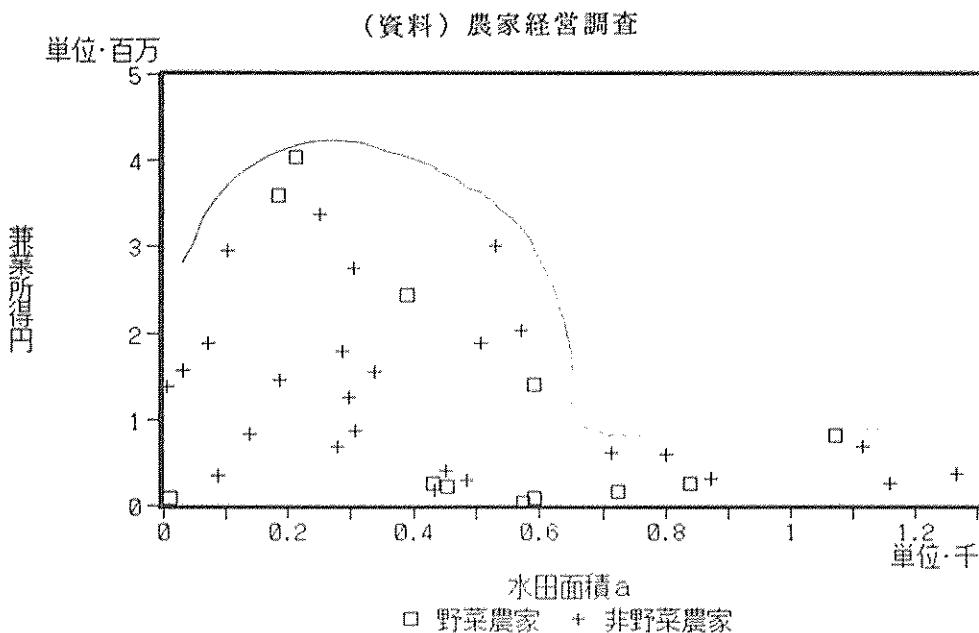
図II-1-2は、農家経営調査から水田面積と兼業所得の関係をみたものである。この表から第1に、10ha規模にまで兼業は進行しているが、その所得は100万円以下であり、これらは短期間の、特に冬期間の兼業によるものであるといえる。

第2に、それ以上に重要なのが、6ha以下層の兼業所得の多さであり、その階層までは兼業所得を不可欠のものとしている点である。しかし、その兼業所得も400万円以上の農家はごく少数であり、近年の家計費の上昇を考えると、世帯主の兼業所得のみで家計が

自立できる農家は一部の農家であるということである。

このことは、安定兼業農家層は一部にしか存在せず、兼業農家層は土地を手放す条件が労働市場の側面からは乏しいことを示している。

図II-1-2 水田面積と世帯主兼業所得の関係（2・3・8区 1991年）



3) 兼業農家と地域農業

これまでの分析を整理しておこう。地域の就業条件としては零細な事業所が多く、農家は不安定な労働市場にしか直面していない。そのため、その賃金水準も年齢とは無関係に決定されており、上川中小企業の平均と比較しても低い水準にある。また、通年就業といつても日雇い形態での通年化であり、安定的な就業は少ない。このため、兼業農家といっても世帯主の兼業所得のみで家計が自立できる階層は一部である。

以上を踏まえて地域農業振興を考える場合、以下の3点に注意すべきであろう。

第1に、兼業農家が世帯主の兼業所得のみで家計を自立できない以上、専業農家層が規模拡大を行う場合も、その直接の供給源を兼業農家一般に求めるることは困難であるという点である。

第2に、農協が行った農家意向調査では、これ以上の転作が増えた場合兼業に出なくてはいけないと考えている農家が多数いる。しかし、これまでに検討してきた地域の労働市場条件からみた場合、新規学卒者を除くと、不安定な就業先しか存在しない。そのため、兼業は冬期間のみに限定し、集約化やコスト低減によって農業所得の向上を図る必要がある。

第3に、兼業農家の中でも、規模が零細なために農外就業に甘んじている階層が存在しており、これらの階層の規模の引き上げによる専業化の道が模索されなくてはならない。そのためには土地集積に関しても、大規模専業農家層にのみ土地集積を行うのではなく、若手でかつ営農意欲があるにもかかわらず、規模が小さいために農外就業を行っている農家への土地集積が必要である。

地域農業振興は、これらの兼業農家層をぬきにして考えられないものである。

2. 農地移動をめぐる諸問題

北野地区における農地移動の特徴として、借地関係が活発に展開していることをまず指摘することができる。

例えば、図II-2-1は上川・空知管内の主要な水田地帯（市町村）における借地関係の進展状況をしたものであるが、旭川近郊地域の借地関係の進展は際立っており、北野地区においても水田保有農家のほぼ6戸に1戸が借入田を持ち、借入田の全水田面積にしめる割合は11%に達している。

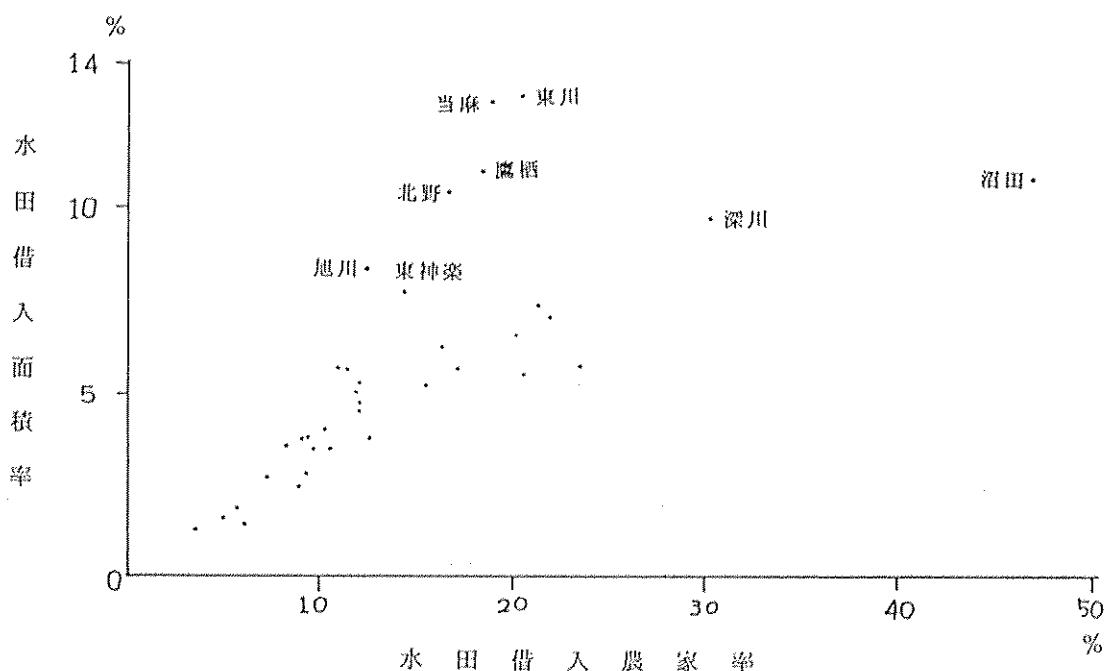
また、表II-2-1はここ数年間の北野地区における農地の権利移動実績をしたものであるが、田についていえば、いずれの年次においても賃借権・利用権の設定面積が有償移動（売買）の面積を上回って推移しており、とくに最近では毎年30ないし40haの面積が農用地利用増進法にもとづく利用権設定の対象となっている。

こうした北野地区における借地関係の進展は、今回われわれがおこなった農業経営実態調査においても、かなりの頻度で農地借入農家・貸付農家に遭遇したことからも十分に実感できる。また、北野地区には農用地利用増進事業における「農用地利用改善事業を促進

する事業」をおこなう「北野地区農用地利用改善事業実施組合」(以下では改善団体と呼ぶ)が設立されており、農協営農課を事務局として熱心に事業へ取り組んでいることも、北野地区の農地移動における借地関係のウェイトを高くしている要因であろう。

そこで、本節ではこうした農地賃貸借関係を中心に、実態調査結果と各種関係資料を用いて北野地区における最近の農地流動化の動向について述べ、次いで農地賃貸借の実態について整理する。

図II-2-1 空知・上川の中核的な水田地帯における借地関係の進展状況（1990年）



注1) 空知・上川の水田率50%以上の35市町村について図示した。

ただし、鷹栖町は北野農協管内と鷹栖農協管内にわけた。

2) 水田借入農家率 = 田の借り入れのある農家 / 田のある農家 (%)

水田借入面積率 = 田の借り入れ面積 / 田面積 (%)

3) 『農業センサス』より作成。

表II-2-1 北野地区における農地権利移動の動向

		S60秋 ↓ S61夏	S61秋 ↓ S62夏	S62秋 ↓ S63夏	S63秋 ↓ H1夏	H1秋 ↓ H2夏	H2秋 ↓ H3春
有償移動	農地法3条 件数 面積 (a)	1 2	-	4 244	-	1 5	-
	田 畑	-	-	55 189	-	-	-
	利用増進法 件数 面積 (a)	5 375	7 1152	2 556	14 5261	10 4169	2 311
	田 畑	375	1058	52 494	2874 2342	1509 1345	303 8
煙 草 雜種地 原野	- - -	- 94 10	- 45	- 14	- 1	- -	
合計 件数 面積 (a)	6 377	7 1152	6 800	14 5261	11 4174	2 311	
田 畑	375	1058	107 684	2874 2342	1509 1350	303 8	
煙 草 雜種地 原野	- - -	- 94 10	- 45	- 14	- 1	- -	
貸借権・利用権	農地法3条 件数 面積 (a)	4 466	1 168	-	-	-	-
	田 畑	453	168	-	-	-	-
	利用増進法 件数 面積 (a)	13 1184	9 958	17 2868	24 3914	19 2766	14 3462
	田 畑	1184	958	2868	3850	2766	3462
合計 件数 面積 (a)	17 1651	10 1126	17 2868	24 3914	19 2766	14 3462	
田 畑	1637	1126	2868	3850	2766	3462	
		-	-	64	-	-	-

注) 鷺栖町農業委員会資料より作成

1) 北野地区における農地流動化の動向と課題

(1) 農地流動化の現状と特徴

① 調査集落における農地流動化の動向

表II-2-2は調査集落における農地流動化の状況をみたものである。今回の調査において、農地借入農家は3集落で計17戸、農地貸付農家は計9戸であったが、貸付農家が調査対象となっておらず、その点では限界があるが、農地流動化の程度は2区でもっとも高く、次いで3区、8区の順となっている。

図II-2-2は、調査3集落における1978年(S53)から1991年(H3)までの調査農家の経営水田面積変化をみたものである。この図によれば、この期間内における調査農家の面積変化はとりわけ1984年(S59)以降に激しく起こっており、そのなかでも特に1989

年（S63）以降の面積変化が目につく。この結果、現在の農家間の面積格差（階層性）は1978年（S53）当時とくらべればいっそう明瞭になっている。また、期間内に上向したのは4～6ha層に多く、それとは対照的に3ha以下層はほとんどが面積階層不变または下向がみられる。

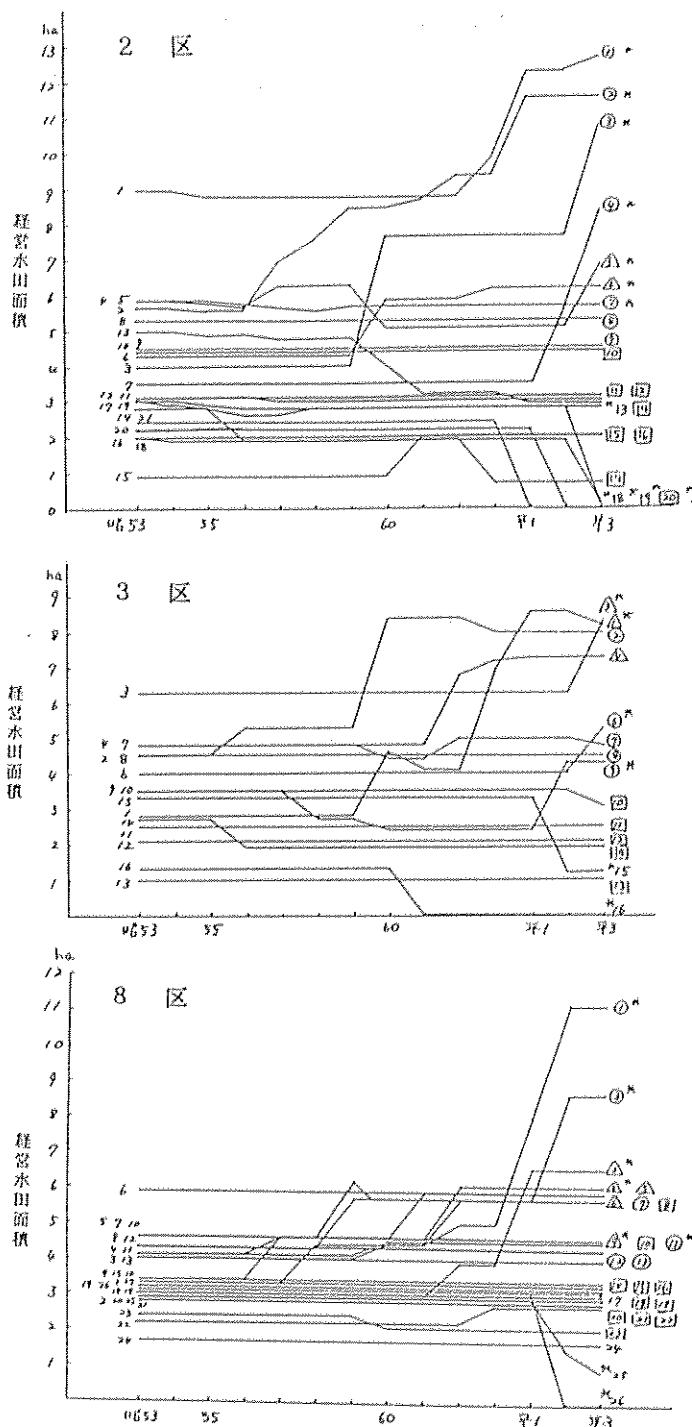
表II-2-2 調査地区における農地流動化の状況

	2 区	3 区	8 区
調査農家戸数	21	15	26
総経営水田面積（A）	93.4ha	62.7ha	110.6ha
総所有水田面積（B）	79.8ha	55.6ha	98.8ha
水田借入農家戸数	7	4	6
総借入水田面積（C）	25.2ha	10.6ha	16.0ha
水田貸付農家戸数	5	2	2
総貸付水田面積（D）	11.6ha	3.5ha	4.2ha
農地流動化率			
C/A	26.9%	16.8%	14.5%
D/B	14.5%	6.2%	4.2%

注1) 3区において醸農家を1戸調査したが、この表には含めていない

2) 実態調査より作成

図II-2-2 調査農家の経営水田面積変化 (S53~H3)



注 1) 農家番号の囲みは、○が稻作専業農家、△が稻作野菜作複合農家、□が兼業農家、囲みなしのが後継者のいない高齢農家である

2) ※を右につけた農家は借入農家、左につけた農家は貸付農家である

3) 岡崎町農政課資料及び実態調査より作成

現在の農家の階層は、ほぼ5つに分けることが可能である。

第1に、8ha以上の経営面積を有する大規模稻作層であり、典型的には2-1、2-2、2-3、2-4、8-1、8-3番農家である。この層はもともと自作地規模が大きいかまたは農地借入を積極的に行って上向した農家群である。

第2に、稻作野菜作の專業的な複合經營群であり、面積階層では6~8haに属している。典型的には2-5、2-6、3-1、3-3、3-4、8-2、8-4、8-5、8-6番農家であり、野菜作の品目はきゅうり、メロン、軟白長ねぎ（いずれも施設園芸）である。この層においても農地借入は活発である。以上の2つの階層は豊富な家族労働力を有しており、農業後継者も確定している。

第3に、4~6ha層では、一部に施設園芸を導入している農家、また農外就業に重点を置いている農家が存在するが、稻作專業層を中心である。図示は省いたが6ha以上の大規模稻作層・稻作野菜作複合層との相違点は労働力保有状況にあり、經營主年齢が50代で後継者を確保していない農家が多い。典型的には2-7、2-8、2-9、3-6、3-8、8-11、8-13番農家である。この層においても一部に農地借入がみられる。

第4に、4ha以下層は、農外就業に重点がおかれている兼業農家群であり、どの集落においても一定のウェイトをしめて滞留している。先にも指摘したように、この農家層は期間内における面積変化がまったくないかまたは農地売却・貸付によって面積を減らしている。

そこで第5に、最下層として主に農地の貸手となっている後継者のいない高齢農家があり、全面積を貸付けている農家もみられる。典型的には2-18、2-19、2-21、3-15、3-16、8-25、8-26番農家である。

第1、第2の農家層は主に借入によって上向した農家群であり、農地賃貸借によって農家の階層分化が促進される傾向にあると言えよう。そこで次に、実際に取り結ばれている農地賃貸借関係の基本的な特徴についてみることにする。

② 農地賃貸借関係の特徴

借手、貸手からの聞き取りをもとに賃貸借関係の内容について整理したのが表II-2-3である。賃貸借の実態についてはのちほど詳しく検討するが、契約の基本的な特徴を指摘すると次の7点である。

表 II-2-3 農地賃借関係の概略

番号	借手番号	面積 ha	貸手番号	面積 ha	交付理由	八箇月保証からみた (租主延滞・承認受取未 了)	小作料(108当り)	福利厚生	福利厚生(108当り)	賃貸・任介の延滞
1	2-1	S63	27.1	2-A	高齢・後継者なし	5	21,000円	賃貸	?	賃貸に係り未
2	2-2	H3	15.0	2-B	高齢・後継者なし	5	2	賃貸	?	賃貸に係り未
3	2-2	S55	24.0	W (滋川)	高齢・後継者なし	5	17,000円	賃貸	?	賃貸に係り未
4	2-2	S57	9.0	2-E	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
5	2-2	H1	27.0	X (44区)	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
6	2-3	S60	29.8	2-B1	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
7	2-3	H3	37.6	2-B2	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
8	2-4	H3	27.2	2-B3	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
9	2-5	H3	17.9	2-B4	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
10	2-6	S60	15.0	2-B5	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
11	2-7	H2	21.7	2-B6	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
12	3-1	S61	12.6	3-B1	高齢・後継者なし	5	?	賃貸	?	賃貸に係り未
13	3-1	S63	26.2	3-B1	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
14	3-1	H1	13.1	3-B2	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
15	3-3	H3	20.6	Y (第3区)	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
16	3-6	H3	12.5	3-C	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
17	3-9	H2	22.0	3-D	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
18	3-1	H2	23.4	8-B	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
19	6-1	H2	13.2	Z (11区)	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
20	6-2	S62	11.5	8-C	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
21	6-3	S62	12.4	8-C	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
22	6-3	H1	30.6	8-D	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
23	6-4	S62	15.0	8-D	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
24	6-5	S55	18.1	8-D	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
25	6-11	S60	4.2	8-E	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未
26	8-A	H2	11.0	8-F	高齢・後継者なし	5	10	賃貸	?	賃貸に係り未

注 1) アルファベットの数字番号の農家番号は非開墾農家である

注 2) 実施区域より伴成

第1に、賃貸借関係はすべて制度上の貸借関係であり、いわゆる「ヤミ小作」は今回の調査ではみられなかった。また、1件をのぞけばすべて農用地利用増進法上の利用権設定となっており、この設定に関しては次に述べる農用地利用改善団体の協議を経ることになっている。

第2に、設定の時期は最近年次（5～6年前）のものが多い。

第3に、貸手となっているのは圧倒的に後継者のいない高齢農家である。

第4に、貸借関係は基本的に同一集落内で結ばれており、出入り作となっているのは3事例（事例番号5、15、19）にすぎない。

第5に、貸手と借手間の人間関係は、2区では隣家・同一集落といった近隣関係が支配的であるが、3区や8区では血縁・親戚関係が目立って多くなっている。

第6に、契約期間は、3年と10年が相対的にもっとも多く、これは北野地区全体の傾向でもある（表II-2-4参照）。

表II-2-4 契約年数別利用権設定状況

	件 数 (件)		面 積 (ha)	
		構 成 比		構 成 比
1年	5	5.3 %	11.7	7.5 %
2年	6	6.3 %	8.9	5.7 %
3年	41	43.2 %	52.1	33.4 %
5年	9	9.5 %	18.2	11.7 %
10年	34	35.8 %	65.1	41.7 %
計	95	100.0 %	155.9	100.0 %

注) 表II-2-1と同じ

第7に小作料はおおむね標準小作料（上田の基本額は26,500円）の水準に収まっており、標準小作料を下回る事例もみられる。

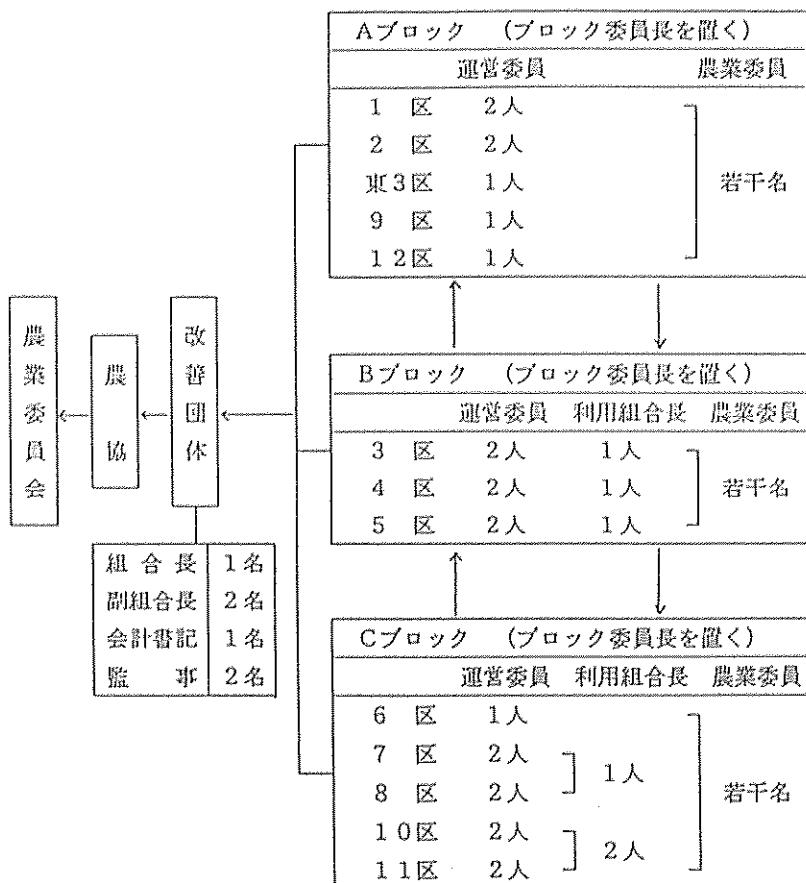
この小作料額の決定に際しては、後でもふれるが、畦畔率や土壤条件などを考慮したきめ細かな設定がおこなわれており、改善団体のおこなう協議においても借手の負担軽減の立場から特に重視されているのがこの小作料水準の設定である。

そこで次に改善団体の活動内容と機能についてふれておきたい。

③ 農用地利用改善団体の機能

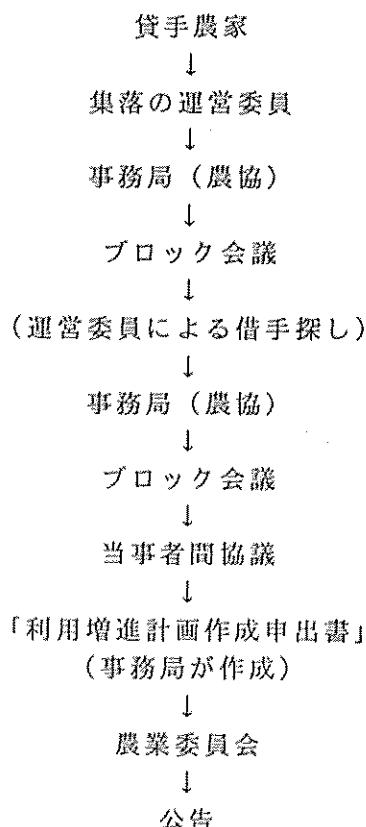
北野地区における利用権の設定はすべて改善団体内での協議を経ることになっている。改善団体の現在の機構は図II-2-3に示したように、北野地区内を地続きのA、B、Cの3ブロックにわけ、役員については各集落から運営委員を選出し、また、農業委員のいる集落には農業委員、機械利用組合のある集落では利用組合長も役員として参加している。事務局は農協におかれており、営農課の係長クラスが1名、専任の事務局員となっている。利用権設定における協議方式は図II-2-4に見るよう、ブロック会議を通常2度にわたって事務局が召集、開催し、第1になるべく同一集落内・ブロック内で借手を見つけること、第2に土地条件を勘案した適正な小作料水準の設定、につとめている。

図II-2-3 北野地区農用地利用改善事業実施組合の機構



注) 組合総会議案より引用

図II-2-4 利用権設定にいたる手順



注) 改善団体事務局からのききとりによって作成

第1についていえば、利用権設定における借手・貸手の居住集落の相関関係を北野地区全体についてみると表II-2-5のようである。西地区のBブロック、Cブロックでは同一集落内・ブロック内で利用権設定がなされているが、東地区にあたるAブロックでは入作も目立ち、これはこの地域での借手不足によるものと考えられる。借手がなかなか見つからないケースでは、集落の運営委員が仲介役をつとめており、前掲表II-2-3において「斡旋・仲介の経緯」についてみると、「改善団体の仲介」によって貸借関係が成立した事例が少なからずある。

表II-2-5 集落・ブロック別利用権設定状況

(単位：件)

		借手の集落・ブロック												
		A ブロック				B ブロック			C ブロック					
貸手の集落・ブロック	東3区	3	2	12	1	9	3	4	5	7	6	8	11	10
	2区		9				1		1			1		
	12区					3						1		
	1区			1		5			2				1	1
	9区				1	1						1		
	3区						6							
7区	4区							1						
	5区								11			1		
	6区											17		
	8区												9	
	11区											3	4	3
10区	7区											1		8
	10区													
鷹栖							1							

注) 表II-2-1に同じ

第2の小作料についていえば、調査においては借手農家から小作料水準に関する不満はほとんど聞かれなかった。かえって、「改善団体方式だと小作料がさげられてよい」という意見もあった。逆に貸手の側からは「小作料が借手に有利に決まっている」という多少の不満の声がきかれた。

(2) 農地需要層・供給層の存在状況

① 農家の類型区分

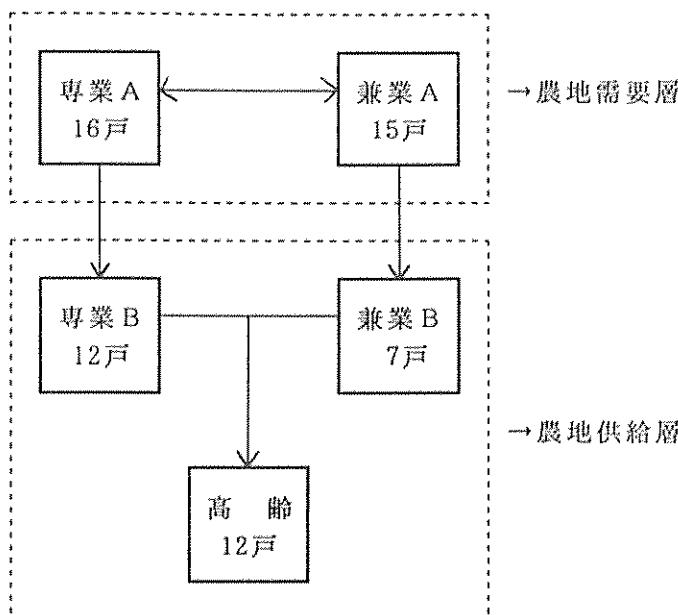
今後の農家レベルでの農地の需給を考えた場合、問題となるのは農地の需要層・供給層を具体的にどのように考えたらよいかということである。そこで次のような前提のもとで、今後の農地流動化の展望についてふれておきたい。

前提1 農業からの引退年齢を60歳とする

前提2 経営主年齢が50歳代で後継者が他出している場合は、後継者のUターンの可能性はないものとする

そこで、前掲図II-2-2でもしめした専業・兼業層について、経営主が50歳代で後継者のいない層をそれぞれ「専業B」「兼業B」とよんで区別すれば、各類型間の関係と3集落合計のそれぞれの戸数は図II-2-5のようになる。

図II-2-5 農家類型と農地需要層・供給層（3集落計）



注) 実態調査より整理した

農地の供給はすべて後継者のいない高齢農家によっておこなわれるとすれば、今後10年という期間を考えると調査3集落の合計62戸のうち半分の31戸が供給層である。また、今後の中心的な農地需要層である「専業A」は約4分の1の16戸、のこる4分の1にあたる「兼業A」は、現在は農外での就業に重点をおいているが条件次第では農業復帰もあり得ると考えるならば、潜在的な農地需要層と言える。そこでこの「専業A」「兼業B」層の今後の農業経営、農地の拡大・縮小、農外就業についての意向をみておこう。

② 専業層の意向

今後の中心的な農地需要層であると考えられる「専業A」層の意向についてまとめたのが表II-2-6である。合計16戸のうち今後、稲作を中心に規模拡大を考えているのは8戸(2-2、2-3、3-3、3-4、3-7、3-9、8-1、8-12)であり、拡大の方途としては購入と借入の意向が半々である。このうち3-3と3-4番農家は野菜について限界規模に達していると考えている。具体的な拡大目標面積は、2-3番農家が

10ha、3-4番農家がおよそ10ha、8-1番農家が15haであり、稲作規模では2-3番農家が7ha、3-3番農家が10ha、3-7番農家が7haである。

表II-2-6 「専業A」の意向

農家番号	今後の経営方向
2-1	家族経営では10haが限界。それ以上は機械の共同利用必要。野菜導入は考えていない。
2-2	借入による規模拡大。野菜導入は考えていない。
2-3	購入で10haまで拡大したい。稲作は7haが限界。
2-5	基盤整備をしたいが資金不足。北野地区全体で農地の交換分合必要。
2-6	きゅうり増反。ある程度収入あがれば面積拡大必要ない。
3-1	稲作と野菜の両方を拡大していきたい。自分がどこまでできるか挑戦したい。
3-2	工業団地のことが決まるまでは現状維持。
3-3	借入で水稻を10haまで拡大。野菜は品質向上に重点。
3-4	あと2~3ha拡大したい。借入でも可。野菜はもう限界。
3-7	購入で水稻作を10haまで拡大。
3-9	購入で水稻作を拡大。
8-1	借入で15haまで拡大。
8-2	メロンと競合しない花き導入。
8-5	面積拡大は考えていない。投資のかからない野菜導入。
8-6	きゅうりの拡大が出稼ぎか迷っている。
8-12	とりあえず借入で拡大。農外就業を減らしたい。

注) 実態調査より整理した

集約作物の拡大・増反を考えている農家は4戸(2-6、8-2、8-5、8-6)であり、野菜導入が相対的に遅れている8区に多い。このうち8-6番農家はきゅうり(ハウス)を増反するか農外への就業を増加させるか迷っているという。

また、3-1番農家は経営面積は9haであるが、農地の拡大ときゅうり(ハウス)の

増反を考えている唯一の農家である。前掲図II-2-2にみるように、経営面積が10haを越えると集約作物との複合をおこなっている農家は調査農家中にはおらず、この農家も両立が困難であることを認めながらも「自分がどこまでできるか挑戦してみたい」という。

このほかの3戸についていえば、2-1番農家は経営耕地面積13haと調査農家のなかでは最大であるが、家族労働力では10haが限界だと考えており、これ以上の拡大をするとすれば高性能の作業機を組織的に導入・利用することが必要だという。また、2-5番農家は現在の所有地について基盤整備・交換分合の実施が先決だと考えており、3-2番農家は近くに誘致の可能性がある工業団地の計画がはっきりするまではとりあえず様子をみたいとしている。

③ 兼業層の意向

「兼業A」層の意向について整理したのが表II-2-7である。全体的に現状維持志向が強く、2区・3区では「転用待ち」の農家もみられる。

まず2区の4戸についてみれば、基本的には4戸とも「現状維持」を示しており、将来的には「転用待ち」が1戸、作業委託に依存が1戸、2戸は貸付けを考えている。

同様に、3区の5戸についてみると、先にも述べた工業団地用地への転用可能性が農家に意識されており、「転用待ち」が3戸、貸付けを考えているのが1戸、60代前半の両親がやれるまでは農業をつづけるが1戸である。

2区、3区のような転用可能性のない8区では、農業との比較を念頭において農外に就業している農家もみられ、8-8番農家は兼業農家層のなかでは比較的規模の大きい6haの経営面積をもっているが、現状では「野菜をつくるよりは稼ぎに出た方がよい」と考えている。しかし、条件さえ許せば、この農家も野菜作への志向をもっている。

また、8-18番農家は農地購入と基盤整備にともなう負債圧のため農外就業をせざるをえない、としている。

のこる8-21、8-23番農家は現状維持志向であるが、8-21番農家は自作を、8-23番農家は利用組合への転作作業委託を続けていきたい、としている。また、8-22番農家も現状の自作を続けていきたいとしているが、貸付けも考えにあるという。

表Ⅱ－2－7 「兼業A」の意向

農家番号	今後の意向
2-11	10年間は現状維持。転用待ち。
2-12	現状維持。生活には困らず。いずれ貸付け。
2-15	農外就業・作業委託を継続。
2-16	農外就業を継続。貸すことも考えている。
3-10	転用待ち。農地として売る気はない。
3-11	転用待ち。転用がないなら耕作放棄か貸付け。
3-12	父母が健康なうちは現状維持。
3-13	借りる人がいれば貸したい。
3-14	転用待ち。工業団地でも来れば。
8-8	野菜より稼ぎの方がもうかる。
8-18	数年は現状維持。農外就業が難しくなれば野菜つくることも考える。
8-19	借入金返済のため農外就業継続。
8-21	現状維持。拡大するには投資必要だが借金いや。土地は守っていきたい。
8-22	貸付けるか、手間のかからないものを作付。
8-23	奨励金がなくなっても全体継続。利用組合の土地管理機能だけで十分。

注) 実態調査より整理した

④ 借地拡大方策

今後の農地流動化の展望に関わってもうひとつ、借地拡大方策として基盤整備未実施地区（2区、3区の一部）では土地改良の必要をうたえる意見があったのでふれておきたい。

2区は基盤整備が未実施であり、これに対して賃貸借関係がむすばれる過程で、貸手農

家が自己負担によって区画整理をおこなったり、また、長期間にわたって転作していた圃場について畦立て・均べいをほどこしてから貸付ける事例が見受けられる。そのために要した費用はある貸手では150万円（畦立て・均べい工事）である。借手農家によれば、このように基盤整備をおこなってから貸付けることは「常識」だということである。2区においては「基盤整備をしていないところは荒廃していく」というのが借手のほぼ一致した見解であった。

また、転用期待の高い3区では「転用するのか農地として残すのか、地域の将来方向をはっきりさせて欲しい。農地として残すのなら基盤整備をしなければならない」という兼業農家（基盤整備未実施）の意見もあった。

(3) 今後の課題

農協が平成2年4月におこなった組合員に対するアンケート調査によれば、経営主年齢が50歳以上で後継者のいない農家は全体の41%をしめるにいたっている。調査地区においても、半数が経営主年齢50歳以上・後継者なし農家であった。

先に整理して述べたように、今後の中心的な農地需要層として考えられる「専業A」層の中でも面積拡大を志向しているのは16戸のうち9戸であり、拡大後の目標到達面積は購入で10ha、借入で15haである。したがって、こうした拡大志向層がまだ存在する限りにおいては、今後も賃貸借を主流とした農地の流動化は改善団体の仲介機能もはたらいてすむであろうが、拡大志向農家の数は全体の1～2割程度であると考えれること、また、現在の需要層が望んでいる10～15haという目標規模を前提にすれば、その受け皿はあまりにも小さいと言わなければならない。これが第1点目である。第2に、転用計画をも含めた地域全体の土地利用計画の樹立が必要であり、2区・3区のように「転用待ち」の農家が滞留するような不健康な状態は是正しなければならない。専業的な農家においても、転用期待が存在するもとでは「様子見」の姿勢や「営農計画が立たない」といった声もあり、土地改良・基盤整備についてもまずは将来的に農地として保全していく地域を定め、そこに集中的に投資をしていく必要がある。

2) 農地賃貸借の実態と課題

(1) 北野地区における農地移動の実態

① 農地移動形態の変化

兼業の深化と兼業農家のライフサイクルは農業労働力保有条件を規定し、その結果、高齢農家や後継者不在農家の増加をもたらした。このような農家からの農地供給に対して、水稻をめぐる生産条件環境の変化や農業情勢の不透明感等の要因は、農家の農地購入意欲を減退させ、農地の権利移動を賃貸借関係に移行するように働いている。

北野地区では1985年（S60）以降の農地保有合理化促進事業による権利移動が有償移転面積の5割以上を占めるなど、制度的優遇措置を有する事業の展開を背景に農家の農地購入が行われ、その結果、農用地利用促進法による所有権有償移転が多くみられた。しかし、近年は利用権設定による移動形態の占める位置が相対的に大きくなってきており、北野地区的農地移動は基本的には売買から賃貸借へ移行する傾向にある（前掲表II-2-1）。

② 農地の集落間移動の特徴

このような農地の権利移動は、北野地区においては、基本的には集落内で完結している点が特徴として指摘できる。前掲表II-2-5にみると、賃貸借関係は全体的に集落内、あるいは機械共同利用組織内で調整されているといえる。その理由は、集落内、機械利用組合内における水路、農道の維持管理、組合員内の負担金収支の維持、確保といった間接的強制力と、農地利用改善団体の調整機能によるところが大きい。

また、農地の貸し手の住所が旭川である事例が若干あるが、これはその大半が離農して旭川に転居した農家との契約で、その農地は借り手と同一集落であることが多い。また、オサラッペ川をはさんだ通い作を伴う貸借関係も若干確認できる。これは土地基盤が未整備で生産組織化も行われず、兼業化が早くから進行したオサラッペ川をはさんだ東地区は、農業の扱い手が少なく、農地の借り手が不在であったことに起因する。農地の借り手にとって通い作のような貸借関係が成立するのは、契約の経緯からすれば、同一集落に適当な農家がおらず、地縁・血縁関係による消極的な対応である場合が多い。このような集落間ににおける農業の扱い手の偏在状況とそれに伴う農地の需給関係のズレを如何に調整していくのかが今後の課題となるが、そのためには東部地区における生産基盤条件の整備が不可欠

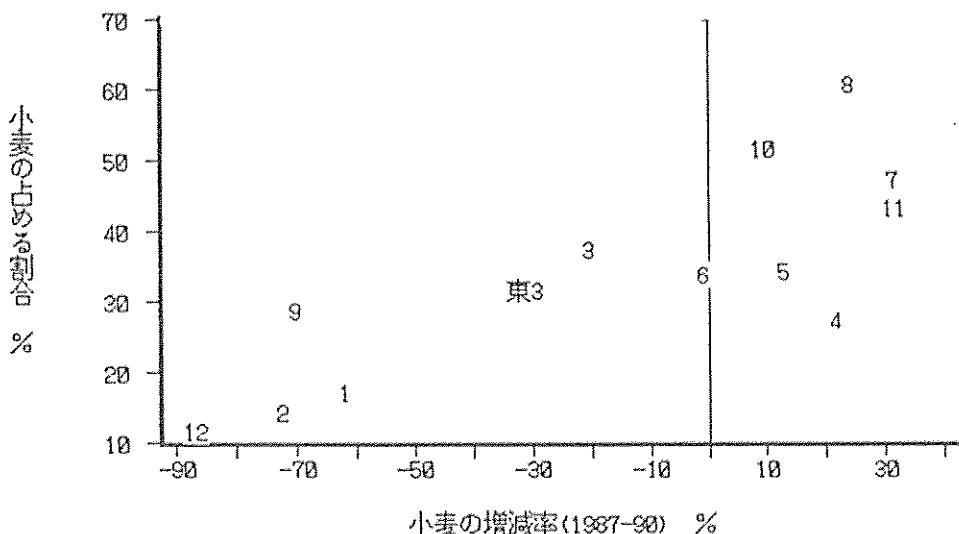
となろう。

③ 転作対応の変化と生産組織の動向

近年の北野地区における転作対応の特徴として、小麦の作付の減少と名目上、飼料作物のえん麦に代わる地力維持作物（地力えん麦）の増加、そして、そば・ヒマワリ等の作付増加といったより省力化・粗放化の進行が指摘できる。しかし、転作対応におけるこれらの動きには集落間でも若干の差異が認められる。

1990年（H 2）までの小麦作付の動向により集落ごとの位置を示すと、北野地区における転作対応のタイプは、小麦作付面積の急激な減少とそれに伴う相対的位置の低下がみられる東地区（1区、2区、9区、12区）、小麦が全体的に増加傾向にある西地区（4区、5区、7区、8区、10区、11区）、小麦の作付は減少傾向にあるが、転作面積自体が減少しているために大きな変化がみられない地区（東3区、3区）の3つに区分できる（図II-2-6）。

図II-2-6 転作作物に占める小麦の位置（1990年）



このように転作対応（小麦の作付）に集落間の差異が生じた要因のひとつとして、生産組織の有無が関係している。旭川市に隣接する東地区は、都市化の波に乗った農地転用期待が、農家の土地基盤整備に対する意識を消極的なものにし、その結果、基盤整備、およ

び生産の組織化がなされなかった。しかし、その一方で、西地区では、基盤整備とともに機械利用組織の設立が行われた。その後、ライスセンター等も整備され、水稻作だけでなく転作部門についても機械の共同利用や共同作業が行われてきた。このような転作部門における機械・施設の固定費の軽減や作業を補完する機能を有する機械利用組合の存在は、転作用機械を有せず、また一時的ではあるが恒常的勤務との競合が問題となる兼業農家の小麦による転作対応を可能にしてきたのである。

一方、機械利用組合が設立されなかった東地区では、利用組合がなかったため、任意の小麦作業受託組織が設立され展開することとなった。しかし、近年の転作奨励金の削減、小麦価格の低下、連作等による収量低下等の問題を背景に、小麦の作業受託の経済性が悪化し、任意の受託組織の撤退がみられた。こうして東地区の農家は、作業委託の受け皿を失うことになる。その後、えん麦の作付などを行うが最終的には、農地の貸付へ移行する。

近年の北野地区における農地貸付の増加は、この小麦の全面作業委託の動向が、農地の供給要因のひとつとして働いたものと考えられる。

(2) 北野地区における農地賃貸借の進展

① 農地貸付の実態

a. 農地貸付に至る経緯

北野地区における農地賃貸借関係の実態を、農地貸付農家の特徴を中心に機械利用組合の有無を考慮しながら3区・8区、2区について検討する(表II-2-8)。

農地の貸付は比較的最近に行われているが、その経緯は前項で触れたように、利用組合の有無によって異なる。利用組合が組織されなかった2区の貸付農家は、米の生産調整の強化に伴って、転作部門の作業を全面委託することで兼業へ傾斜した。ところが、その委託先が受託事業から撤退したことによって、作業委託から賃貸に移行せざるを得なくなつた。一方、3区・8区の貸付農家は、今まで利用組合によって水稻作、転作作業を補完してきたが、高齢化による農業労働力の脆弱化、直接的には健康の悪化によって水稻の共同作業に出役できなくなったこと、また農業者年金の給付等の理由で貸付に至った(表II-2-9)。

表II-2-8 北野地区における農地貸付の実態

地 区 農 家 番 号	農 家 概 況				形 態		契 約 内 容				相 手 方				
	構 成 員	労 働 力	所有耕地面積 経営 面積 (a)	耕地面積 貸付 面積 (a)	権 利 形 態	開始年次	面積 (a)	契約期間 (万円)	小作料 負担	水利費 負担	土地改 良経費 負担	相手 関係			
2	13	2	1	448	290	158	利用権	88	115	3	2.8	借手	貸手	2	親戚
	18	2	2	190	14	176	利用権	88	43	3	1.2	借手	貸手	2	親戚
	19	2	2	277	5	272	利用権	91	272	10	2.6	借手	貸手	2	
	20	3	0	217	0	217	利用権	90	217	3	2.7	借手	貸手	2	
	21	4	0	375	0	375	利用権	91	375	2	2.7	借手	貸手	2	
3	15	2	0	331	124	207	利用権	90	207	3	2.5		借手	3	
	16	1	1	125	0	125	利用権	86	125	5		借手	貸手	2	
8	25	2	1	197	87	110	利用権	90	110	3	標小料	借手		8	親戚
	26	2	0	325	20	305	利用権	90	305	10	2.8	借手	貸手	8	

注) 農家調査、農業委員会資料より作成

表II-2-9 農地貸付前の経営状況

地区	農家 番号	年齢	自作地 面積 a	貸付地 面積 a	農 地 貸 付 前 の 経 営 状 況								備 考	
					水稲 耕種 面積 a	水稲 耕種 面積 a	耕種 面積 a	耕種 面積 a	耕種 面積 a	耕種 面積 a	耕種 面積 a	耕種 面積 a		
2	13	74	183	107	158	85-	353			130	小麦	任意	作業委託	年金給付、父の死亡 年金給付 年金給付
	18	62	0	9	176	90-	132			56				
	19	63	0	5	272	91-	0	-	-	277	小麦	任意	作業委託	
	20	55	0	0	217	90-	0	-	-	217	小麦	任意	作業委託	
	21	70	0	0	375	91-	87			211	小麦	任意	作業委託	87-90年金なし
3	15	66	0	124	207	90-	207	組合	一部出役	124	小麦	組合	出役なし	出役不能、年金なし
	16	73	0	0	125	86-	57	組合	出役なし	68				
8	25	61	0	0	305	90-	225	組合	共同出役	81	小麦	組合		年金給付、妻の病気 夫の入院
	26	68	79	8	110	90-	176	組合	共同出役	94	小麦	組合	出役なし	

農家調査・聞き取りから作成

b. 農地貸付の内容

農地貸付の際の契約年数は、第三者移譲に関わる10年の事例を除いて、概ね3年の短期契約が多い。これは標準小作料の改定を考慮にいれた農業委員会の指導を参考に、低下気味に推移している小作料に対して、農家が柔軟に対応できるようにしたものと考えてよい。このような不安定ともいえる契約関係は以前は借り手にとっては土地利用の面で極めて不利な条件として作用したが、今日ではその不安定性が逆に望まれる一面もあるところに今日の農地移動の特徴があるといえよう。

小作料は、基本的には畦畔率等を勘案した標準小作料が基準となっており、そして、水利費は借り手側が負担する形態が多い。また、土地改良経費負担については、その多くが貸し手が負担することになっている。追加的な土地改良は基本的に地主の負担で行われる

が、費用10万円の暗渠工事など比較的低額の投資は借り手が負担し、その際の有益費は問題としない事例もみられた。基盤整備未実施の圃場が残る2区の農家（2-19、21）は、農地貸付の際に借り手を確保するために、区画整理等の基盤整備を行わざるを得ず、貸付のために資金の借り入れを行うような事態に陥った。また、2-18農家は借り手から暗渠をするように依頼されてもやむを得ないというように、このような問題は、基盤整備の施していない圃場や山手の畦畔率の大きい圃場の借り手がいなくなる状況が予想されることと併せて、基盤整備の必要性とその困難性を示すものとして今後の重要課題となろう。

c. 農地貸付の経済的要因

かつては40haの受託面積を有していた任意の受託組織の事業からの撤退が、利用組合のない集落の作業委託農家に与えた影響は、農地貸付への移行であったが、その背景には小麦価格の低下、転作奨励金の削減、連作による収量低下等に伴う収益性の低下がある。農家側からこれらの状況を考慮した場合、小麦作業を全面委託することの経済的メリットがほとんど消滅してきている点が指摘できる。

表II-2-10に示すように、試算では小麦について全面作業委託した時、小麦の収量を4俵にした場合、その収支額は1991年（H3）には実勢小作料を下回り、したがって、使用収益権を有し、危険を負担するよりも、賃貸に出した方が合理的であると考えられるような状況になってきている。

表II-2-10 転作前面作業委託と農地貸付の採算性

支 出	収 入	収 支
利用料 19,500	小麦販売 33,040	
資材費 11,826	奨励金 34,000	
負担金 1,000		
RC負担金 4,788		
水利費 4,000		
計(員内) 41,114	(H3) 67,040	25,926(H3)
(員外) 43,879	67,040	23,164

費用(H3) 41,114	収入(H2) 72,342	31,228(H2)
費用(H3) 41,114	(H1) 81,888	40,774(H1)
実勢小作料		26,000 円

注)表中は10a当たりの数値

費用については平成3年の数値を固定した
農家調査結果・機械利用組合資料より作成

d. 北野地区における作業受委託関係

北野地区では農協が事務局となり、主に転作作物の作業受委託の調整を行っているが、これは利用組合がない集落、あるいは利用組合に加入していない農家における作業の外部化の受け皿として位置づけられる。表II-2-11に示すように、各集落から出てきた作業委託要請を利用組合、任意の生産組合、農協のオペレータ軍団等に合理的に配分することによって、集落内でカバーできない部分を地域内で補完しているという点で評価できる。

表II-2-11 北野地区における作業の受委託状況（小麦作）

受委託関係		受 記 託 側					合計 (a)
集落	組織 戸数	第1組合	5区組合	第5組合	丸富組合	OP.軍団聖和R.C.	
		3	5	35	4	14	
委託側	1区	5			379	46	(46) 425
	2区	3			225	132	(132) 357
	東3区	2	353				353
	3区	5	735				735
	4区	3	140	(158)			298
	5区	3		198		59	(59) 257
	6区	-					-
	7区	-					-
	8区	3		74		179	(179) 253
	9区	2			98	112	(112) 210
	10区	5				393	(393) 393
	11区	3				296	(296) 296
	12区	1		56			56
受託面積		1,228	-	486	702	1,217	(1217) 3,633
受託組織面積		702	590	2,792	399		1,126 5,608
組織処理面積		1,929	590	3,278	1,101	1,217	(2343) 9,241
個人処理面積		-	-	-	-	-	- 2,538

注) 麦作業は収穫・乾燥・調整

()は乾燥のみ

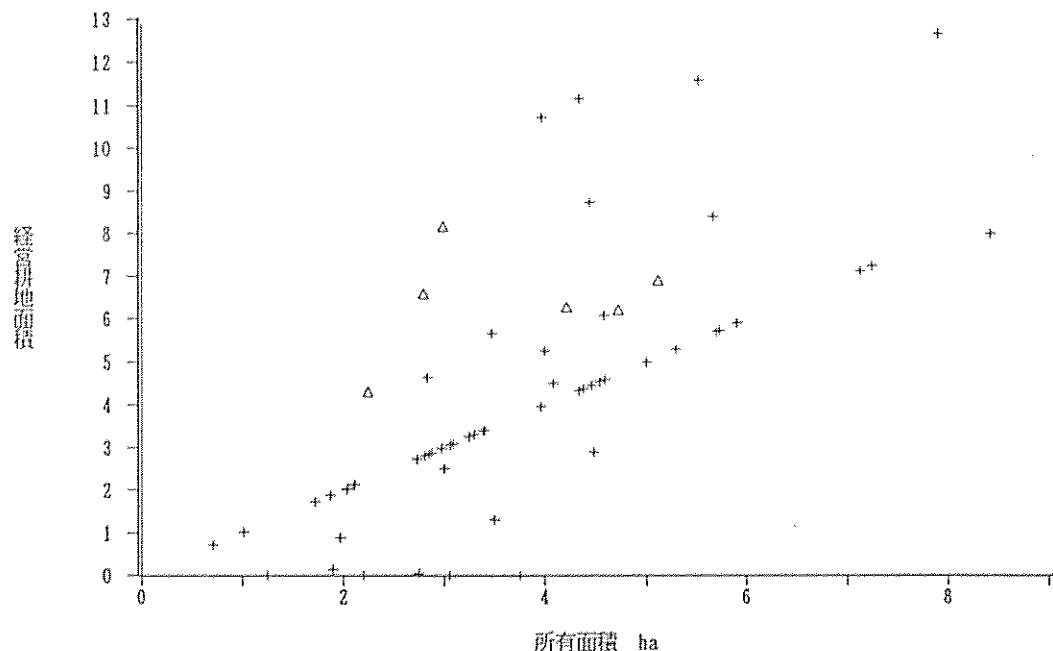
しかし、その一方でオペレータ層の規模拡大に伴う自家農業との作業上の競合関係など矛盾も顕在化してきており、さらに前項で触れたように作業委託の経済的メリットが減退してきているなかで、農地の賃貸への移行も考えられる。その意味で、北野地区における小麦作付面積の3割近くを担う作業受委託組織の在り方を再検討する時期にきているとも考えられる。

② 借入農家の特徴

a. 借入農家の階層性

現在、農地を借り入れている農家は、基本的に1975～85年（S50～60）の間に農地購入を行い、経営面積を4ha以上に拡大したのちに、近年、農地の借り入れによってさらなる規模拡大を図ってきているという形態が多い。そしてこれらの農家は米麦中心の10ha前後層と野菜導入を行う7ha前後層とに分化してきている（図II-2-7）。またその一方で、農地購入は行わず、1985年以降に農地借入によって展開している農家には主に野菜導入農家が多い。

図II-2-7 所有面積と経営耕地面積の関係



注) 図中は2区・3区・8区の農家
△は野菜導入複合農家（借入農家）
農家調査結果より作成

表II-2-12に借入農家の経営概要を示す。借入農家の転作については、10ha以上層では小麦や小豆等の省力的作物に対して、オペレータ軍団あるいは任意の生産組織のオペレータとして出役、あるいは機械を利用することで対応している。それ以下層では家族労

表II-2-12 農地借入農家の経営内容（1990年）

地 区 区 番 号	農 家 構 成 員	農 家 概 況				土 地 利 用							
		労 働 力	経 営 耕 地 面 積		水 稲	転 作	小 麦		豆 類		牧 草		地 力
			(a)	所 有 面 積			185	110	70	35	139	69	えん麦
2	1	5	3	1,303	829	474	774	492		450	23	5	15
	2	5	3	1,159	553	606	777	382					
	3	6	2	1,072	397	675	690	383	85				
	4	3	2	901	629	272	572	267		49	58	91	64
	5	5	4	690	511	179	470	221		27		62	132
	6	7	4	622	472	150	450	172					166
	7	2	2	565	348	217	400	165		152			21
3	1	6	5	818	299	519	600	217	86		16	59	57
	3	8	4	747	541	206	422	205		22		184	
	6	3	2	567	442	125	385	140		37	89		9
	9	7	3	431	224	207	335	96				76	20
8	1	8	4	1,117	434	683	817	300	153	73		53	21
	2	7	4	958	658	300	760	198		119		33	
	3	3	2	873	444	429	653	220	156	33	14	10	7
	4	2	2	618	468	150	439	169	93		50	27	
	9	3	2	464	283	181	305	158	121			37	
	11	2	2	450	408	42	269	181	85	63		34	

注) 転作は1991年(平成3年)実施計画
農家調査結果より作成

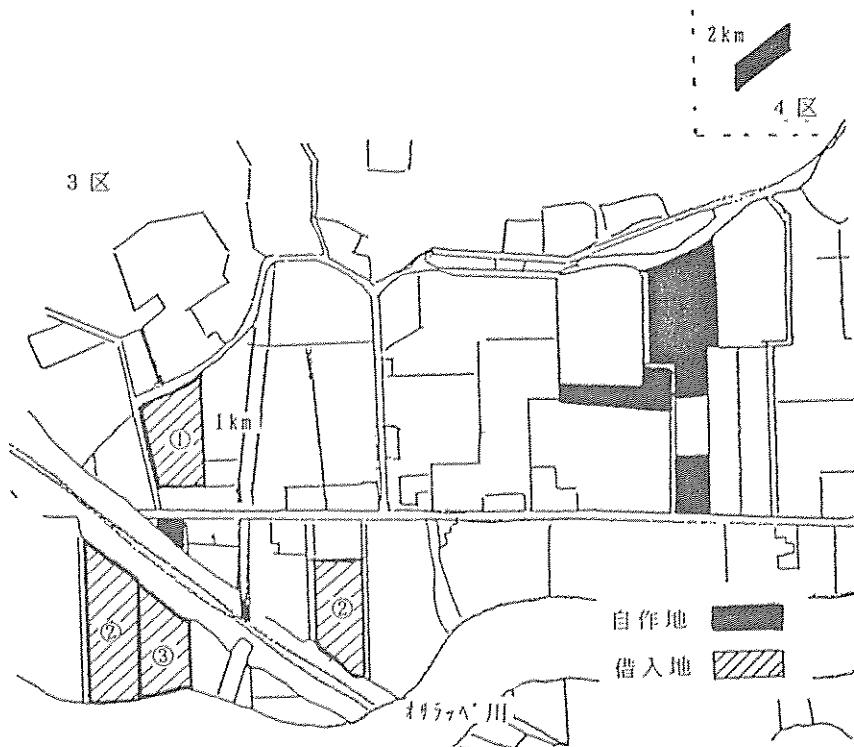
労力を4名以上有するような比較的労働力が確保されている農家、例えば3-1、3-3農家のように、集約部門（施設野菜等）を積極的に取り入れた土地利用が行われている。

b. 規模拡大と農地の分散問題

北野地区における農地の権利移動が、基本的には集落内で完結している点は前にも指摘したが、これを圃場レベルでみると、権利移動は必ずしも農地の面的集積の方向へ進んではいない。農地借入による規模拡大に伴い、団地数は増加していき、圃場の分散問題はより厳しい状況へ向かっているのが現状である。

例えば、8区の11ha規模の借入農家（8-1）は、1983年（S58）に家から200m離れた同一集落内の離農跡地を購入したのち、87年に1km離れた11区の農地を借入、また、公社事業による借入を9区の農地において89年に行うが、面積要件に満たなかったため、別の農地と抱き合させて借入する。さらに90年には本地に隣接したところと87年に借入した農地の隣を借入した（いずれも親戚の土地）。この農家は農地購入は考えず、最終的には15haまで拡大する意向であるが、現時点で5団地にまで増加している。

図II-2-8 規模拡大と圃場の分散状況（3-1 農家の事例）



また、図II-2-8に示す8ha規模の野菜導入複合経営は、1986年（S61）に①の借入を行った後に、1988、89年（S63、H1）に離農した2件の親戚の農地②（2団地）、③（1団地）を借り入れる。そのほか4区に約2km離れた圃場があり、現在の団地数は6団地となっている。

このような事例の中には、契約相手が親戚である事例があり、契約までの経緯には様々な要因が介在した可能性もある。がしかし、圃場の分散は歴然として存在するわけであるし、今後は個別経営の規模拡大の際に常に課題となる農地の、あるいは土地利用の面的集積に対する調整機能の必要性を真剣に考えることが不可欠である。

③ 利用組合が農地流動化に及ぼす影響

利用組合が展開してきた8区の農家構成は、早くから兼業が深化し、階層が大きく分化していった2区に対して、3～5ha層を中心に農家が厚く存在するような構成になっていいる。これは利用組合の共同作業等によって僅かな自家労働で稻作経営が可能であったこ

とが、潜在的な農地貸付農家の経営を維持することになり、そのことが階層分化（規模拡大）を制約する一要因として働いてきたことが考えられる。しかし、その一方で農家は不安定な兼業形態しか選択できず、ゆえに一定農業収入に固執しなければならなかった。しかし、利用組合が集落農業、あるいは農家経営を維持してきたという点についても評価する必要がある。

利用組合における出役状況については、8区では基本的に水稻の共同作業に関してはどの階層においても出役が行われている（表II-2-13）。しかし、転作部門においてはオペレータの数が限られる耕起や播種について中下層からの出役は少ない。利用組合の機能に補完されたこのような転作部門における実質的作業委託=不出役農家は中・下層に存在し、それが担い手層への負担の問題となって顕在化してきている。オペレータ層の利用組合への出役が過重負担となり、自らの経営規模拡大が農繁期の労働時間の面から制約されているという点については否定できないであろう。

表II-2-13 利用組合における利用・出没状況（8区）

区分	地区	未加入			利用組合			耕起		収穫	
		農家数	農家	不参加	加入	水稻作	転作	水稻作	転作	水稻作	転作
15.0～10.0	1	1									
10.0～7.5	1				1	1	1	1	1	1	1
7.5～5.0	9	1	2		6	6	5	6	3	5	4
5.0～3.0	11	2	1	1	8	7	6	8	3	7	7
3.0～1.0	5	1	1		3	3	2	2		3	2
1.0～0	0	2	1		1	1	1	1		3	1
合計(戸)		29	6	4	19	18	14	18	7	17	13

注 1) 不参加とは利用組合に加入しているが、

利用はしていない農家をいう

2) 農家調査結果より作成

オペレータ層への負担の増加という点では、利用組合を利用していない農家が、農業労働力の脆弱化に伴って再び利用するようになることが予想される。事実そういう事例も確認でき、担い手のより一層の負担増加が懸念される。

(3) 今後の課題

北野地区は、旭川に近接した一部地区を除いて、農業的土地利用を中心とした純農村

区域として位置づけられる。しかし、それでも現在の農地価格では農地売買の進展は困難な状況にあり、農家の規模拡大は賃貸借で進みつつある。このような農地の権利移動は、基本的には集落内で完結しているといってよい。ところが、その関係を圃場レベルでみた場合、先にみた事例が示すように、借入による規模拡大を行っている農家の圃場はかなり分散しているのが実態である。

また、北野地区では利用組合がある集落とない集落があり、生産組織の動向によって、集落における作物構成が変化してきた経緯が確認できたが、これは基本的には農家が生産組織へ作業の外部化を行うことによって農地を維持してきたものが、結果的に農業労働力保有条件、機械所有に規定されて農地貸付、あるいは粗放化せざるを得なくなってきたという事態を示している。特に、今まで利用組合の補完機能に支えられてきた農家が、農業労働力の脆弱化に伴い、ここにきて農地貸付に移行する事例が多くなることが予想されるが、その一方で、担い手・オペレータ層における自家労働との競合、労働負担の増加等の問題が深刻化しつつある。

さらに利用組合のない集落の農家では、利用組合加入農家との比較で中・下層の機械保有率が高く、機械の過剰投資、あるいは機械の更新などの問題が生じている。

このように個別経営と利用組合、あるいは農協の三者間で、圃場の分散、労働力配分、機械の所有など土地利用面・生産面において様々な矛盾が顕在化してきている。これらの問題を農地流動化の視点から捉えるならば、それを個別的な規模拡大、すなわち借地の集積、あるいは流動化によって解決するには限界があろう。したがって、この問題は三者を包括するような集団的な枠組みで取り組む必要がある。その際には、当面は集落を単位とする利用組合を中心に、水路、農道の維持管理と利用組合の負担金を確保して、集落農業の生産基盤を維持し、集落内で完結している農地の移動を、その範囲内でまず所有と利用を分離して、その調整を行うようなシステムを創っていく必要がある。そして最終的には集落を越えたより広域的な地域資源調整システムの確立が望まれる。

3. 土地利用の再編と担い手のあり方

北野地区の農業は、兼業化と高齢化が進行し、さらに道央道インターチェンジ開業等を契機とする非農業的土地利用との競合が激化する中で、農業再編と新たな担い手の形成が課題となっている。土地利用に即して農業再編の内容をみれば、これまでの連作的小麦作および捨て作り的飼料作中心の対応から田畠輪換を含む輪作を考慮した土地利用への転換であり、同時に集約作拡大をいかに並行して進めるかということである。しかしこのような土地利用を実現していく上で、新たな担い手の形成が重要な課題となっている。なぜなら利用組合がなく担い手の脆弱化と土地利用がより粗放化している集落における担い手の問題にとどまらず、利用組合があり生産の基本的な部分を主に利用組合が担ってきた集落においても、構成員の高齢化とオペレータ農家自らに集約作が広がる中で運営問題が生じ、これまでの体制では土地利用の再編どころか地域農業の維持すら困難な状況だからである。このように利用組合の再編を通じた新たな担い手の形成と土地利用の再編は密接に関連しているが、ここでは利用組合の再編問題は必要のある限りで触れるにとどめ、土地利用の問題に絞って現状の問題点とその要因を検討し、今後のるべき土地利用のための課題を明らかにしたい。

1) 土地利用の現状と問題点

(1) 小麦から飼料作への土地利用の粗放化・後退

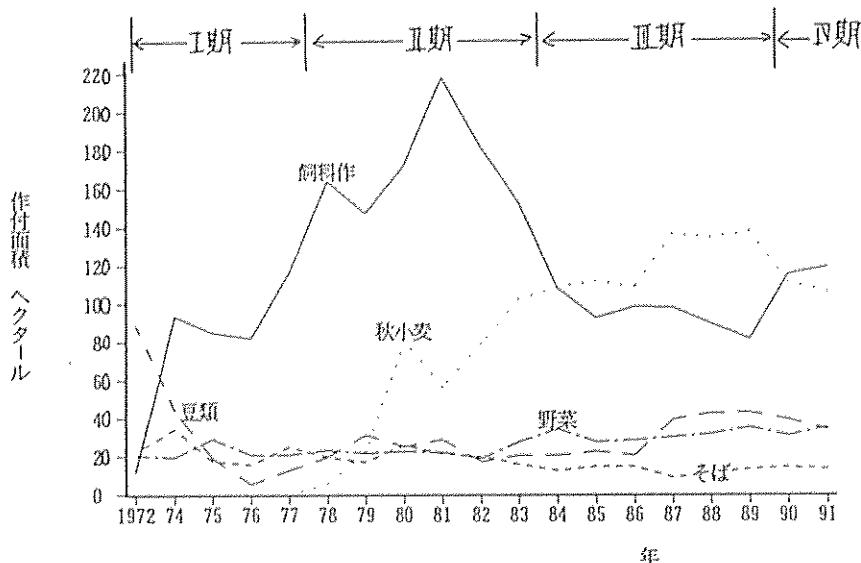
① 転作の推移

北野地域における土地利用の問題は、何よりも土地利用の粗放化が進行し、いわば後退的状況がみられることにある。それはまず転作作物に現れている。

北野地域の1972年（S47）以降の転作の推移をみると図II-3-1のように4期に区分される。I期は水田利用再編対策が始まる直前の1977年（S52）までであり、前半の割当を大きく上回る過剰減反対応（作物は豆類および飼料作）および後半の基盤整備と第2次構造改善事業を契機とする利用組合結成と並行した水稻への復帰時期である。しかし一部では飼料作中心の転作が続けられた。II期は水田利用再編対策下、転作の本格化にもかかわらず増加した転作面積は飼料作対応が主であり、途中から小麦が増加するものの飼料作

が引き続き首位を占める。Ⅲ期は84年（S59）以降秋小麦が飼料作を上回り転作作物の首位となる時期であり、また野菜も30haをこえるようになる。しかし秋小麦の首位は長く続かず、89年（H1）以降秋小麦は減少し再びえん麦を含む飼料作が首位となった（Ⅳ期－現時点）。

図II-3-1 北野地域の転作作物の推移



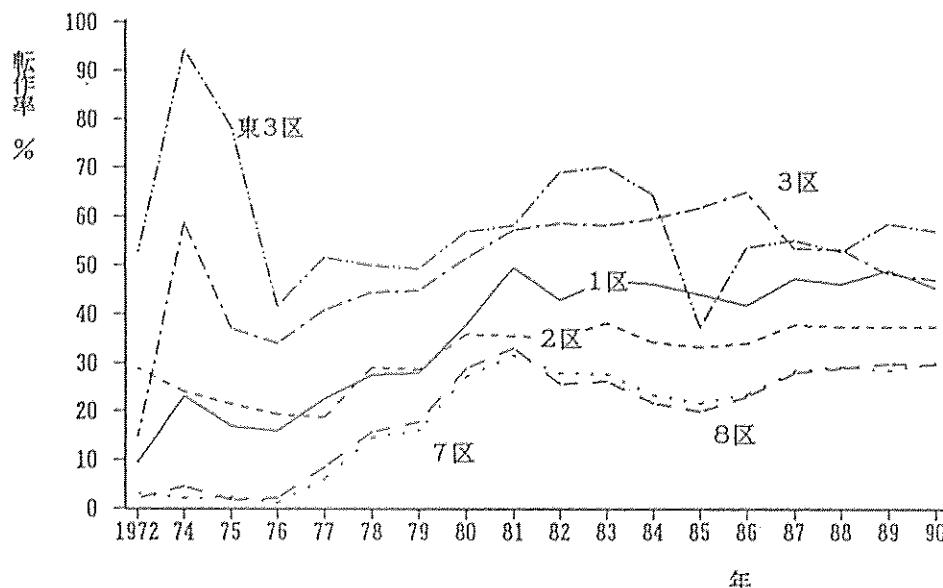
現時点は、野菜や小豆が引き続き一定の面積を占めているものの、えん麦など飼料作が小麦を再び上回り首位となった点において、Ⅲ期に比べ後退的状況にあるといえる。えん麦は転作奨励金の対象として地力増進作物が認められてから増加したものであるが、後に述べるように地力増進よりは省力・手抜きの目的が多いとみられるからである。

② 転作率と転作作物のオサラッペ川を境とする相違

転作への対応には集落間で明かな差がある。まず図II-3-2のように転作率に地域的な相違があり、オサラッペ川の東地区（1、2、東3、9、12）は西地区（3区および沢地域の6区を除く）に比して1970年代から転作率が一貫して高い。とくに東3区は北野地域で最も転作率が高い。①でⅠ期における減反への過剰対応を指摘したが、これは主として東地区の対応なのであり、西地区は減反に極力対応せず稲作を守る対応を示すという極めて対照的な姿がみられる。この相違は今日でも基本的に貫かれている。東地区では全面

転作農家も少なからずおり、そのことが転作率が高い直接的な要因の一つである。また3区は西地区に位置するが、転作率は東3区と並んで北野地区でも高い集落であり、東地区的集落に性格が類似している。

図II-3-2 北野地域の主な集落別転作率の推移



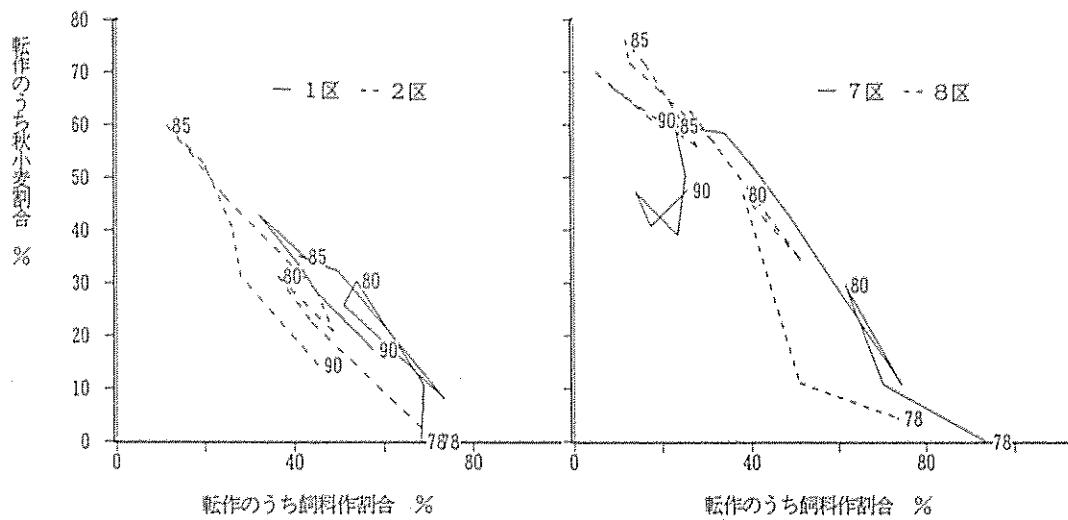
転作率が高い東地区は、図II-3-3のように転作作物の中で飼料作の割合が高くⅡ期はもちろん、Ⅲ期においても一定のシェアを占め、85年(S60)前後に秋小麥が増加するが近年えん麦へと切り替わり、えん麦を含む飼料作が再び50%近くへと増加した。これに対し、西地区はⅡ期に小麦の割合が高まり、現時点でも小麦が一定の割合を占めており、転作作物においても相違を見せる。

このようなオサラッペ川をはさむ東西での転作率、転作作物での相違は、すでに検討したように、東地区と西地区での兼業化等就業構造の相違と基盤整備（道営圃場整備事業）の施行の有無、およびこれと対応した利用組合の有無に基づいている。東地区は全体として西地区に比してより安定な恒常的勤務の割合が高い。

③ 調査集落の転作作物

今回農家調査を実施した2区および8区は、それぞれ東地区、西地区の代表的集落ということができる。表II-3-1のように2区は近年えん麦の割合が高まり、1990年(H2)

図II-3-3 転作物の集落間差



注：1978（S53）年から90（H2）年までの変化を示したものであり、
図中の線上の数字は年（西暦）である。

には転作の3分の1はえん麦で、えん麦を含む飼料作全体で45%を超える。同年には飼料作について野菜が20%を占め、以下豆類、秋小麦の順であり、秋小麦は14%と4位で北野地域の平均35%よりはるかに少ない。2区の野菜はトマト、なす、きゅうりが主であるが品目は多い。

表II-3-1 調査集落の転作作物別割合

(単位:%)

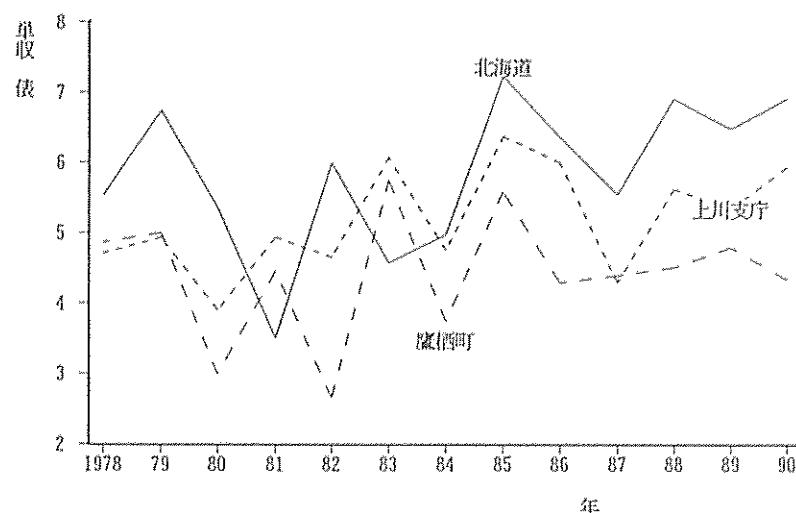
項目 集落・年	飼料作物 計	飼料作物 うち 牧草 えん麦	秋 小麦	そば	豆 計	豆 うち 小豆 大豆	野 菜 計	その 他 計	
2区	1978	71.3	53.9	17.1	0.0	1.3	4.9	1.5 3.4	22.6 0.0
	81	48.8	29.8	18.7	20.7	1.4	11.5	1.5 8.9	17.7 0.0
	85	11.4	11.1	0.3	59.9	0.5	13.7	10.2 2.2	13.9 0.6
	90	45.3	12.1	33.3	14.4	1.7	16.0	12.3 3.3	19.7 2.9
3区	1978	52.5	46.0	0.2	3.2	26.3	4.4	0.0 4.4	13.6 0.0
	81	52.0	45.5	2.9	19.6	17.2	2.9	2.9 0.0	8.3 0.0
	85	53.1	47.0	5.2	22.8	15.3	1.3	1.3 0.0	7.4 0.0
	90	28.6	17.0	6.0	37.4	14.5	8.1	7.5 0.5	10.8 0.6
8区	1978	73.7	19.5	54.1	4.3	4.9	12.7	3.4 9.3	4.4 0.0
	81	51.3	28.8	17.6	34.5	1.5	10.7	0.4 10.4	2.0 0.0
	85	11.9	0.0	11.9	76.2	0.0	3.7	3.4 0.3	8.3 0.0
	90	17.8	1.1	16.4	60.9	0.0	11.2	9.5 1.7	8.4 1.7
北野 計	1978	70.1	55.1	12.7	2.6	8.4	1.5	6.8	10.1 0.0
	81	62.9	49.5	11.4	16.2	6.1	8.3	2.9 5.2	6.3 0.1
	85	34.3	25.3	5.2	41.4	5.5	8.4	5.2 2.9	10.2 0.3
	90	36.5	12.4	22.1	35.2	4.5	12.4	10.5 1.7	9.7 1.7

これに対し8区はえん麦は16%にとどまり、転作全体の61%は秋小麦が占めており、以下豆類、野菜の順で野菜は北野平均の10%を下回る8%にすぎない。8区の野菜はトマトなどである。また3区は秋小麦が37%と最も多いが飼料作も29%と一定の割合を占め、またそばが15%である。他方きゅうりを中心とする野菜も11%を占め、北野平均より高い。オサラッペ川の西に位置するが東地区との中間的な対応を示すといえる。

(2) 小麦の単収低下

上でみたように、小麦は近年若干減少しているとはいって、北野地区の転作の中で基幹作物の一つである。北野地区は積雪量が多く、春の雪解けが遅いため春播き小麦の栽培には適さないといわれており、小麦はほとんどが秋小麦である。北野地域の小麦栽培の最大の問題は、単収の低位性にあり、とくに近年低下傾向にあることが問題である。

図II-3-4 小麦単収の推移



資料：北海道農林水産統計年報による

鷹栖町の小麦の単収は、図II-3-4のように北海道平均より低いだけでなく上川支庁平均よりも低く4～5億であるが、近年単収が4億へと低下し支庁平均との差が拡大する傾向にある。北野地域の小麦単収だけを取り出した統計はないが、鷹栖町平均と同じ傾向にあると考えられる。

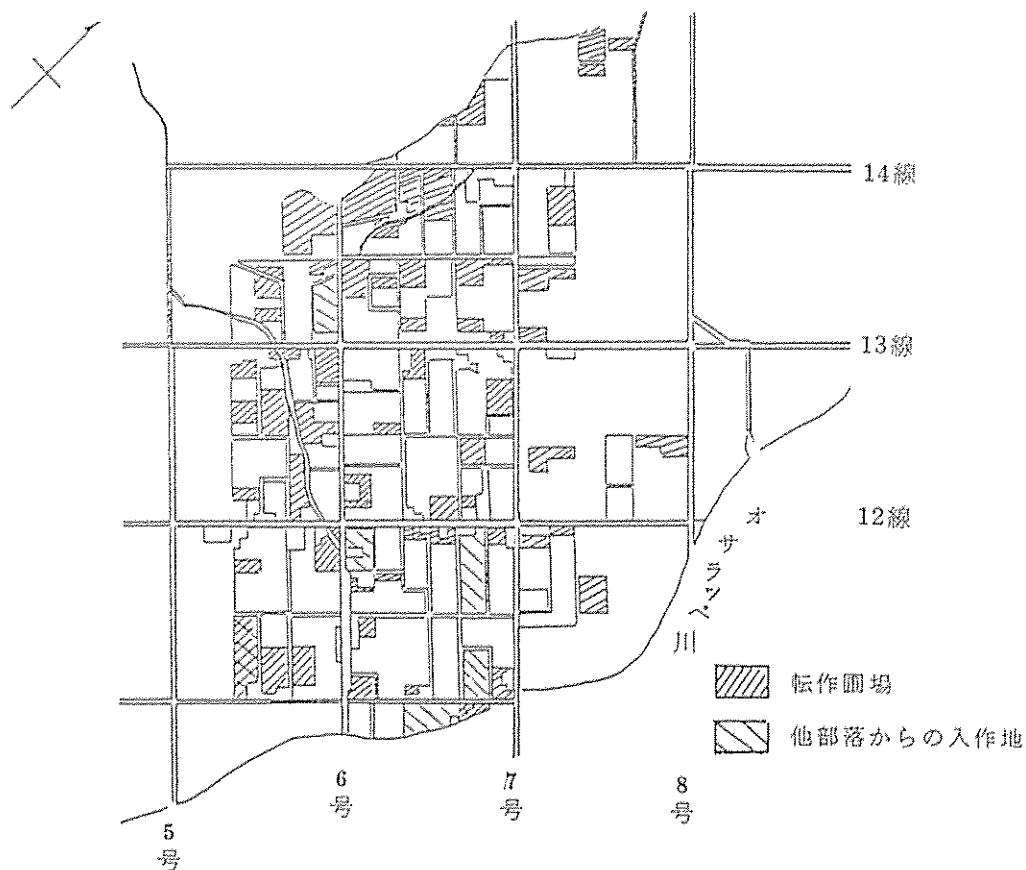
小麦の単収について1986年（S61）以降を集落別にみると、表示は略したがオサラッペ川の東西で差がみられ、西地区がやや高く東地区は低い傾向がある。また1等麦の比率もわずかではあるが西地区の方が高い。東地区の中では2区は小麦单収が高く、また西地区の中では8区は单収が低い方に属する。

2) 土地利用の後退と生産性低下の要因

(1) 転作圃場の分散・団地化の低さ

いま見た転作作物の粗放化・後退と小麦の单収低下の要因は、直接的には第1に、転作圃場が分散し団地化割合が低くいわば“バラ転”状態であるため、湿害を受け易いことがある。図II-3-5は利用組合のある8区の転作圃場をみたものだが、利用組合があるにも関わらず“バラ転”であることをよく示している。

図II-3-5 8区の転作圃場



鷹栖町は上川支庁平均や全道の平均に比べ転作の団地加算対象の割合が低く、生産組織加算割合が高い（スーパー加算が導入される以前のH1までの実績）。利用組合が多数組織され転作作業の多くをカバーしていることは高く評価されるし、また農家の転作奨励金の取得上は団地化せず“バラ転”であっても生産組織加算で団地化加算と同額の奨励金を受給できるため、“バラ転”でもかまわないという理解もあるのだろう。しかし転作作物から所得を挙げようとすれば一定の団地化が必要なことはいうまでもない。

北野地域の水田圃場は、2区など一部を除き大半が灰色低地土およびグライ土系の土壤であり、地下水位が高く水は停滞的で透水性に問題が生じる土壤の割合が高い。とくに東地区のように基盤整備に取り組まず暗渠もほとんど入っていない圃場では、排水問題が大きい。このような圃場条件にもかかわらず“バラ転”であれば湿害による減収は今までもないことであろう。

したがってこれまで未実施の地区での基盤整備の実施、および暗渠の設置やサブソイラーによる心土破碎など透水性向上のための努力とともに、転作圃場の団地化が重要なのである。

(2) 連作障害と土地利用方式の未確立

第2に、転作圃場が固定され小麦連作により雑草増加等の連作障害が発生していることがある。このように転作圃場が固定し連作割合が高い背景には、北野地区が多雪地域であり雪解けが遅いことや圃場の排水対策が不十分のため排水が必ずしもよくないなどから、水田転作の土地利用方式が未確立なことがある。転作圃場を移動させたくても、雪解けの遅さと排水不良から春小麦は播種が遅れ現状では栽培に適さず、転作初年目の作物がえん麦や小豆に限られてしまい、しかも小豆は排水条件の制約からどの圃場でもいいというわけにはいかない。このため収益が期待できないえん麦が転作初年目の作物となり、転作圃場を移動させることは困難となる。

一般に北野地域では、転作初年目のえん麦の後に秋小麦となり、小麦2～4年連作の後は一部で小豆や水稻に復元する例もあるが、多くは再び「えん麦一秋小麦・連作」となるか、えん麦連作のようである。

この背景には、兼業化や高齢化の進行とその結果一部の農家で転作に対しやる気のなさ

が生じており、省力性の点からのみ小麦が選択されているからであるのはいうまでもない。また東地区では基盤整備が未実施であり、区画・形状はもちろん暗渠等も十分には施工されていない状況にあることが、同地区において単収や1等麦比率がより低いことにつながっている。したがって、この解決のためには新たな扱い手の形成と土地基盤整備が基本的に重要な課題である。

(3) 経営耕地分散の激化

転作圃場が“バラ転”状態となる背景には、規模拡大にともなう経営耕地分散の激化もある。表II-3-2のように規模が大きくなるほど1戸当りの団地数は増加し、とくに水田面積が10ha以上の経営では団地数が4団地を超え、1団地当たり面積もその下の7~10ha層よりも小さい。規模拡大にともなって圃場が分散するためであり、この結果経営面積を拡大しても通作圃場では小麦など転作作物を連作せざるを得なくし、土地の有効利用を妨げ生産性向上の阻害につながっている。また機械利用効率上で大きなロスになっていることはいうまでもない。

表II-3-2 経営規模別水田団地数、面積（1990年）

規 模 別 集 落	団 地 数			1団地当り面積(a)		
	2区 3区 8区			2区 3区 8区		
	計	2.3	3.1	2.3	218	147
1ha未満	1.3	1.0		22	90	
1~3ha	1.5	1.2	1.8	163	147	139
3~5ha	2.0	2.7	1.7	192	148	218
5~7ha	2.5	4.0	3.3	241	129	180
7~10ha	2.0	4.8	3.0	420	154	291
10ha以上	4.3	5.0		271		223

注：農家調査による

北野地域では、農用地利用改善事業実施組合が農地の貸借（利用権の設定）に際して耕地の団地化など農地利用の調整改善を進めているにもかかわらず、このような分散がみられるることは、貸借に限らず売買まで含めた農地利用全体の調整の必要を示し、また貸借に限ってみても個々の貸借ごとの調整では限界があることを示している。全体を見渡した農地利用の調整が必要なのである。

なお3集落中で山沿いに位置する3区は、他の2集落に比べ同一規模でも団地数が多く、

圃場分散が激しい傾向がある。

3) 集約作の増加と土地利用型作物の競合

(1) 集約作の増加と経営規模

北野地区では先述したように、IV期に入って小麦が減少し再びえん麦を中心とした飼料作が増加しつつあると同時に、小豆など豆類と野菜（花も含む）が引き続き一定の割合を占めている。

表II-3-3は規模別の転作作物を1986年（S61）と90年（H2）についてみたものであるが、3集落とも小豆など豆類と野菜（花も含む）が増加しているが、規模別にみると3集落とも小豆、野菜がほとんどの階層で増加している。しかし注目されるのは、5haを超える規模の農家でも野菜が増加していることである。とくに2区、8区では5～7ha層での増加が大きい。また3区においても、水田だけでなく畠も含めて考えると、表示は略したが7～10ha層の野菜作付け面積の増加が大きくなる。

表II-3-3 1986（S61）年と1990（H2）年の転作作物の比較

項目 集落・規模	集計 戸数 戸	平均 経営 耕地面 積ha	転作 合計	飼料作物					豆類			野菜 合計	その 他の 合計	
				うち 牧草	うち えん 麦	秋 小麥	そば	合計	うち 小豆	大豆	野菜 合計			
計	19	497	740	1162	105	1061	-969	-16	287	228	52	219	59	
2区	1ha未満	3	30	19	316	45	270	-277	0	-24	-24	0	4	0
	1～3ha	4	259	-75	62	0	62	-308	-45	87	49	30	64	65
	3～5ha	4	384	160	410	305	110	-313	0	28	17	8	34	0
	5～7ha	4	602	201	254	-45	300	-232	29	73	77	-5	78	0
	7～10ha	1	839	68	33	0	33	0	0	34	2	36	6	-5
	10ha以上	3	1177	368	86	-200	287	161	0	89	107	-18	32	-1
計	15	469	108	112	41	139	-47	-158	156	100	11	36	9	
3区	1～3ha	5	194	-81	45	0	45	-167	-102	117	97	16	30	-4
	3～5ha	3	396	52	20	0	20	0	24	-8	-50	0	14	2
	5～7ha	2	536	10	0	0	0	0	-49	54	59	-6	5	0
	7～10ha	5	761	127	47	41	74	120	-31	-7	-7	0	-12	11
計	25	445	1109	96	44	41	625	0	240	185	54	84	65	
8区	1ha未満	1	90	0	0	0	0	0	0	-1	1	0	0	0
	1～3ha	5	250	104	76	44	33	-45	0	26	26	0	7	40
	3～5ha	11	379	385	92	0	80	270	0	35	9	26	-11	0
	5～7ha	6	602	436	-69	0	-69	294	0	121	95	27	85	4
	7～10ha	1	873	150	-19	0	-19	129	0	36	36	0	4	0
	10ha以上	1	1121	255	33	0	33	133	0	58	58	0	10	21

注：1990年の面積から1986年面積を差し引いた数値を示した。

すなわち5～7ha、7～10haという北野地域では規模の大きい農家、しかし北海道の水田農家全体の中でみると中規模層に当るが、これらの農家を中心に野菜等の集約作物が増加しつつある。問題は、これらの規模の農家が離農跡地を貸借・売買を問わず引き受ける割合が高く、経営の規模拡大と野菜等集約作增加との間の矛盾が生じつつある点である。

(2) 作業競合の実態

集約作の増加にともない、利用組合に入ってない場合ももちろんあるが、利用組合に入加入している農家において、利用組合への出役と自己の経営の集約作の作業との作業競合が問題になる。

前者については、集約作に本格的に取り組んでいる農家は、一般に後継者がいることから地域の農地の引き受け手と見られ、近年経営規模が拡大していることが野菜と稻作等との競合が意識され出している背景にあるのである。

また後者については、3区の共栄第1利用組合では、ハウスを含めてきゅうりを大規模に栽培するNo.3-1、3-2、3-4農家は出役が他の農家より少ない傾向にある。またNo.3-9農家のようなオペレータでは、きゅうりの収穫時期と重なる中で自らは小麦を栽培していないのに小麦収穫作業に出役せざるを得ないことへの不満が強い。

8区の第5利用組合でも、第1利用組合と同じ問題があり、とくに最近利用組合の役員やオペレータとして頑張っている農家が、所得増大を図るために集約作を新たに導入する例（No.8-5農家など）が現れ、深刻な問題となっている。

競合する作業・時期としては、春先の野菜播種・定植と稻作の耕起～田植作業、夏の野菜収穫および管理作業と小麦の収穫作業、秋の野菜収穫と稻作収穫乾燥作業、等である。

この中で利用組合の出役をめぐっては、「野菜を栽培している人に出役してもらうのがたいへん」（第5利用組合長）な状況にあり、野菜栽培農家にとってはもちろん、利用組合の運営上も重要な問題となっている。しかも今後高齢化と後継者なし農家の増加とともに農地流動化の結果、野菜栽培農家自身の経営規模拡大も避けられない局面にある。

(3) 作業競合と土地利用型部門の生産性低下

このような作業競合は、北野地区の農業の基幹である水稻作にとっても決してプラスではない。現在問題は表面化してはいないが、野菜に本格的に取り組んでいる農家では、水稻単収が同じ集落の他の農家に比べ低い傾向があるようにみえる。農家調査によれば、No. 3-3、3-4や、8-5、8-6、5-5農家などきゅうりや軟白ねぎなどに本格的に取り組む農家で、水稻単収が10俵を下回っている。他の要因の影響もあると考えられ、十分なデータがないけれども、集約作の拡大にともなう作業競合が地域の基幹作物である水稻単収の低下を招いているとすれば、作業競合の回避がより重要になっている。

4) 今後の土地利用のあり方と担い手

－個別農家と利用組合および地域的補完システム－

(1) 土地利用の再編方向と経営形態

今後の土地利用についての基本的な考え方は、地域の水田を有効に使い地域の収益を高め担い手の形成と再生産を図ることである。具体的な土地利用は冒頭で述べたように、これまでの連作的小麦作および捨て作り的飼料作中心の対応から田畠輪換を含む輪作を考慮した土地利用への転換であり、同時に集約作拡大をいかに並行して進めるかということである。このためにはまず暗渠設置や、サブソイラーによる心土破碎など透水性向上のための土地改良の重要性がいまでもない。同時に、第1に田畠輪換と土地利用の団地化、第2に経営形態の分化が重要である。

① 田畠輪換と土地利用の団地化

a. 米麦での田畠輪換

まず小麦は米と並ぶ基幹作物と位置づけ、輪作体系を定着させることが重要である。とくに利用組合のある地区、基盤整備実施地区は小麦割合が高く、今後も引き続き高い割合を占めると考えられ、小麦の収益性を高めることが重要である。そのための米麦の田畠輪換を組み入れた土地利用方式は、利用組合のある集落では十分実現可能と考えられる。実際、利用組合のある8区では一部の農家でえん麦-小麦による田畠輪換が行われている。

表II-3-4は2区と8区の転作田土地利用方式を比較したものだが、2区では1986年

(S61) 以降一貫して小麦からえん麦への転換による秋小麦の減少とえん麦自体の連作が増加している(初年目のえん麦割合が減少し、後作にえん麦作付けが増加していることをみよ)。これに対し、8区ではえん麦はほとんどが1年限りであり、後作は秋小麦がきて小麦連作となるが、1987年(S62)、89年(H1)、90年(H2)には小麦の後作に一部で水稻がきており、田畠輪換が実施されていることを示す。

表II-3-4 2区と8区の転作田土地利用の比較

集落	年	えん麦			秋小麥					
		うち 計	主な後作物		うち 計	主な後作物		翌年 貸付		
			初年目 割合%	えん麦	秋小麦	小豆	えん麦			
2区	1986	247	不明	0	225	11	0	1618	不明	0
	87	246	100.0	27	35	45	0	1848	13.1	326
	88	592	95.3	110	352	38	0	1365	2.6	532
	89	857	87.2	392	164	64	127	1241	44.6	393
	90	1257	68.8	497	147	67	261	594	29.3	57
	91	932	46.7					367	40.1	220
8区	1986	424	不明	59	311	0	0	1427	不明	75
	87	919	93.6	11	712	27	0	1615	46.3	867
	88	130	91.5	7	95	17	0	2075	46.7	0
	89	106	93.4	7	77	9	0	2415	23.7	1107
	90	496	98.6	7	261	0	0	2186	31.8	252
	91	344	98.0					2129	31.7	0

資料：農業調査および市町村別耕地面積耕作面積資料。

注：えん麦は青刈えん麦、子実用えん麦、地力えん麦の合計。

土壤としては灰色低地土やグライ土系が多いのだが、基盤整備を行い排水対策を行っているような農家では田畠輪換が可能であることをこの表は示している。

b. 転作圃場の団地化と計画的田畠輪換

次に野菜など集約作の圃場はどうしても各農家の宅地回りにならざるを得ないが、小麦など土地利用型の転作作物については圃場を団地化することである。そして個別農家の田畠輪換から団地化された圃場の中での計画的な田畠輪換に発展させていくことが望ましい。土地利用の調整は利用組合が行い、団地化のために必要な“とも補償”的財源は、転作奨励金のスーパー加算や地域営農加算の一部に加え、小麦の増収分の一部を当てることで可能となろう。もちろん実際の作業も利用組合として行うことになる。したがって計画的田畠輪換の推進主体は利用組合となろう。

もちろん土地の権利面において引き続き農用地利用改善事業実施組合が中心となって調整を図る必要があるが、権利と利用の分離を図り利用面で土地の団地化を図っていくこと

は、耕地分散の実質的解消につながっていくのであり、この観点から位置づけておく必要がある。

② 経営形態の分化

後継者のいる農家で集約作が導入されるとともに、他方では同じ農家の規模拡大が進み、利用組合への出役も含めて作業競合が問題となっている。今後高齢化・後継者なし農家の離農にともない、これらの農家が農地の受け手となっていくことを考えると、米麦および豆類も含めて大規模に耕作する経営（現在10～12ha→少なくとも15haないし20ha以上）と、集約作でより専業的に展開する経営（現在5～10ha→10ha前後）とに経営形態の分化が不可避となろう。

北野地区の利用組合のない集落では、米麦の大規模経営と、集約作のウェートが高い経営、さらに2種兼業的な兼業の比重が高い経営とに経営形態の分化がすでにある程度進んでいる。米麦中心の経営は今後さらに規模を拡大し20ha前後まで拡大するであろう。

しかし利用組合のある集落では経営形態の分化はこれからである。利用組合のある集落では、兼業農家の就業先がより不安定であることとも対応し農業収入が経済的に意味をもっており、利用組合がこれを支えてきた。後継者がいるオペレタ農家（経営規模5～10ha）からみれば利用組合のあることにより規模拡大が進まなかったともいえるのであり、この中でオペレータ農家が集約作に新たに取り組むのは必然であろう。しかも今後5～10年は、兼業農家の多くは利用組合への出役をはじめ農業経営を行うことが可能だから、将来を見越して経営形態の分化が進むための鍵は、利用組合のオペレータ層内部での野菜作の定着・拡大にある。すなわちオペレータ層内部でより規模拡大を進める農家（経営規模15ha前後へ）と、より集約化を進める農家（経営規模10ha前後へ）への分化が進むことであり、このためには現状の品目だけにこだわらず新たな品目の発掘まで含めて技術指導をはじめとする農協の取り組みを強化することが重要である。

この中で大規模米麦、米麦主+野菜、野菜主+米麦、兼業・米麦およびリタイア農家へと経営の分化が進むことになる。

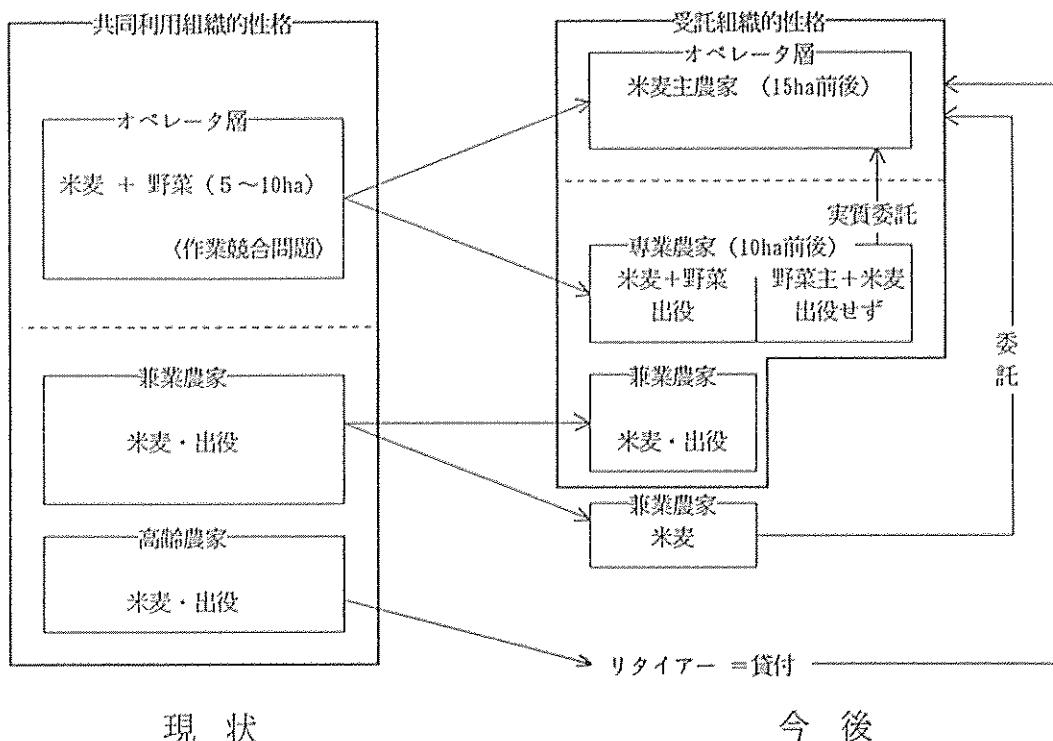
(2) 担い手と補完システム—利用組合の再編

① 組織的再編—共同利用組織から受託組織へ

北野地区の西地区の各集落では、利用組合が農業にとってもつ意味は大きい。そこでの個別経営と利用組合の関係は、当面は共同利用組織として中規模層の補完組織としての性格が強いが、今後作業受託および経営受託（借地）組織としての性格を強め、また集落ぐるみ的性格を弱めて機能集団としての性格を強めていき、将来は経営体としての独自の発展もあり得ると考える。

利用組合の現状と数年後の再編を模式的に示したものが図II-3-6であり、組織の性格は共同利用組織的性格から受託組織的性格へと変化していく。利用組合の構成員は4) - (1)で述べた多様な農家から構成されることになるが、しかしオペレータ層は米麦主で規模拡大を進める15ha前後の農家が担うことになっていくと考えられる。10ha前後の専業農家のうち野菜主+米麦の經營形態の農家は、利用組合の構成員ではあるが野菜との作業競合のため出役せず、米麦については実質的な作業委託に近い関係となろう。兼業農家の一部は利用組合を脱退し、作業委託することになると予想され、高齢農家も多くはリタイアし貸付けるとみられる。

図II-3-6 利用組合再編の模式図



② 運営の再編—地代的部分圧縮と経営者報酬向上

このような組織再編にもましてより重要なのは、利用組合内部での収益分配方式を改善することの重要性である。利用組合の一般的な運営においては、オペレータ層の経営者機能への評価が低く、その犠牲の上に多額の地代的部分が構成員に帰属する構造になっている。

表II-3-5 出役労賃評価を現行の2倍にしたときの地代的部分

(10a当り)

項目 作業	現行労賃		労賃2倍化時		備考
	主な作業 耕起・代施肥 育苗・田植 防除 収穫 乾燥・調製	出役 賃時 (利用料) 労賃	主な作業 耕起・代施肥 育苗・田植 防除 収穫 乾燥・調製	出役 賃時 (利用料) 労賃	
耕起・代施肥	4,400	2,318	6,718	4,636	第5利畠組合員内料金。 同上。 10a当り4袋(20kg)とした。
育苗・田植	320	169	489	337	第2利畠組合員内料金。 同上。 10a当り4回とした。
防除	16,400	8,934	25,334	17,868	第5ライスセンター員内料金。 同上。
収穫	3,440	885	4,325	1,770	
乾燥・調製	5,500	3,080	8,580	6,160	
	7,700	4,312	12,012	8,624	
計	37,760	19,697	57,457	39,395	
負担金合計 A	5,840		5,840		第5利畠組合と第5ライスセンターの計。
出役時賃負担 B 資材等 C	43,600		63,297		
出役時賃負担 B 資材等 C		23,903		23,903	肥料、水利費等の合計。米生産費調査より推計。
物販費合計 D-B+C	65,725	46,028	85,423	46,028	
粗収入 F	165,000	165,000	165,000	165,000	他耕種を含め平均15,000円/ha、単収1俵とした。
所得 G=F-D	99,275	118,972	79,577	118,972	
出役労賃 H		19,697		39,395	
自作労賃 I	8,023	8,023	8,023	8,023	水管理、追肥等の労務部分。米生産費調査より推計。
労賃合計 J=H+I	8,023	27,720	8,023	47,417	
地代部分 K-G-J	91,252	91,252	71,554	71,554	

資料：各利畠組合総会資料および平成元年産「米生産費調査」。

注：出役時労賃は平成2年度各利畠組合決算書の支払労賃額と利用料金総額の比率から算出。

表II-3-5は、利用組合の作業への出役労賃を2倍にしたときの、利用組合構成員が受け取る10a当り地代的部分の変化を示したものである。大ざっぱな計算であるが、出役した場合には10a当り所得は増加するが地代的部分は出役してもしなくても同額であり、現行で約91,300円、労賃評価を2倍にしても約71,500円と標準小作料に比べはるかに高額である。これは利用組合が機械の利用面積を拡大することによって、機械のコストをおさえ、また農家ごとに圃場分散ではあるが組合としては効率的な作業が行えるよう作業順序を組んでいる結果、省力的に作業が行えており、全体として極めて低コストで生産できることの反映である。問題は効率的な作業が行えるよう作業順序を組んだりするオペレータ層のいわば経営者機能に対する評価が低く、報酬が著しく低額におさえられていること

である。役員報酬はどの利用組合でも合計で20～30万円程度にとどまり、役員やオペレータ 1人当たりでは2～3万円程度である。

設立当初の、比較的均質な構造で出役の農家間の差も小さい中では、オペレータ層の経営者機能への評価が低くても問題は少なかった。しかし專業的・専従的オペレータ（＝実質的に経営者機能を果たしている）と他の兼業的出役者とに分化している中では、経営者機能を正当に評価することが緊急に求められている。このためには集落組織的性格の強い現行の組織のあり方では困難があり、現行利用組合をより機能的組織に再編する必要がある。

③ 利用組合の機械装備の高度化

と同時に、省力的な技術・機械体系導入と基盤整備を行い、今後再編される利用組合の機械装備の高度化が必要である。差し迫っていくつかの利用組合では普通型ないし汎用型コンバインの導入が課題となっている。またラジコンヘリ防除や区画拡大も必要である。

4. 農業生産の担い手をめぐる問題

ここでは北野農業の担い手として機械利用組合をとりあげ、担い手としての位置づけを確認した上で、様々に現れている問題点を検討し、今後の在り方の基本視点を整理することにする。

1) 利用組合の概況

北野農協管内には5つの機械利用組合が設立され、このほかに防除専門の利用組合1つと4つのライスセンターが存在する。ライスセンターの中には利用組合とは異なる独立の組織として会計処理が行われているものも存在するが、利用組合と地区および構成員がほぼ一体化しているので、以下では一つの利用組合と考えることにする。

表II-4-1に利用組合一覧を示した。利用組合の作業対象作物は水稻あるいはこれに小麦が加わるもので、他の作物は対象外となっている（ただし、耕起・は種など部分的には実施されている）。このため農協では別途、後継者層を中心に水稻・小麦以外の作業

受託を行う「オペレータ軍団」を組織している。利用組合は1970年（S45）頃にトラクターの共同利用・共同作業を基本に設立され、その後1975年（S50）前後に収穫調製作業を行うライスセンター機能が加わったことから、耕起・収穫調製を中心に、育苗・田植・防除を行う利用組合もみられる。

表II-4-1 利用組合一覧

利用組合名	地区	構成員戸	面積ha	対象	機能
第1 (第1RC)	3区 東3区	9	26.4	水稻 小麦	育苗、トラク、田植、コンバイン、乾燥出荷
第2 (第2RC)	4区	10	22.0	水稻	育苗、トラク、田植、コンバイン、乾燥
第3 (第3RC)	5区	21	51.0	水稻	育苗*、トラク、田植*、 防除、コンバイン、乾燥出荷
第5 (第5RC)	7区 8区	30	77.2	水稻 小麦	トラク、防除 コンバイン、乾燥出荷
第7	10区 11区	22	70.0	水稻	トラク、防除、コンバイン
第6	10区				防除

資料：北野農協資料より作成

注：RCはライスセンターの略である

*は一部であることを示す

2) 担い手としての利用組合の位置づけ

利用組合は以上のような農業生産上の機能を果たしているが、利用組合をめぐっての特色はこうした生産上の機能以外にみられる。その1つは利用組合の設立地区が片寄った分布をしていることであり、2つには利用組合の有無によって地区の農業への取り組みの状況が異なっていることである。ここに担い手として利用組合を考えざるを得ない実態が明らかになる。

北野農協管内は先の図I-4-1に示したように13の地区に区分され、管内をほぼ東西に2分する形でオサラッペ川が流れているが、表II-4-1に示した利用組合が設立されている地区は、東3区を除けばいずれもオサラッペ川の西地区に位置している。東3区で利用組合に加入している戸数は少数で、西地区で利用組合がない地区は山沿いで傾斜地を多くかかえる6区のみとなっている。つまり、オサラッペ川をはさむ東地区と西地区では

利用組合設立の有無という際立った違いを見せてているのである。そして、この利用組合の有無は各地区の農業展開に大きな影響を与えていている。前出表 I - 4 - 1 によって、東地区と西地区を比較すると、東地区は I 兼、II 兼が大半で、しかも全地転作率が多く、農業生産という観点からは後退している状況がみてとれる。利用組合の存在が総兼業化、農業的土地区域の後退を押しとどめたと考えることができよう。東地区は相対的に経営耕地規模が小さいことも影響していようが、利用組合がないことによって、農業の後退的側面が強められたと考えられる。こうしたことから、北野農業の今後を考えていく上で利用組合の存在を前提として考えざるを得ないのである。

表 II - 4 - 2 調査集落の階層性

総農 家数	専業	1兼	2兼	経営耕地					
				1ha 未満	1~ 3	3~ 5	5~ 10	10~ 20	20~
<8区>									
1960	51	33	16	2	5	31	14	1	
1970	43	34	7	2	1	10	32		
1975	42	11	29	2	1	12	24	5	
1980	39	6	28	5	9	22	8		
1985	32	7	23	2	5	14	13		
1990	30	7	20	3	7	10	10	1	
<3区>									
1960	14	8	5	1	1	8	5		
1970	28	21	7		1	8	13	6	
1975	27	9	6	12	2	12	8	5	
1980	26	8	12	6	2	9	8	5	1
1985	25	8	14	3	2	9	8	4	1
1990	19	6	11	2	1	8	4	6	
<2区>									
1960	48	28	12	8	8	26	13	1	
1970	40	20	13	7	5	7	22	6	
1975	33	14	15	4	1	4	20	8	
1980	31	11	16	4	1	9	12	8	1
1985	30	9	9	12	2	8	12	7	1
1990	27	1	12	14	3	10	6	6	2

資料：センサス集落カード各年次より作成

利用組合の有無は基盤整備事業の実施・未実施の差である。実態調査を行った8区、3区、2区について、農家の性格をみるために専兼別、経営耕地面積規模別農家数を表II - 4 - 2 に示した。利用組合が設立されていない2区は1960年(S35)時点で規模も小さく、兼業化も進展しており、このため60年代に基盤整備が実施されず、それを契機とした利用組合の設立もなされなかったと考えられる。また、同じく利用組合の設立された8区と3

区を比較すると、8区の方が規模階層間のばらつきが少なく等質性を有していることがみてとれる。3区の利用組合は農家階層の異質性を反映して利用組合の再編を行っている。このように利用組合のある集落においてもその後の経過は一様ではないが、先にみたように利用組合の有無による農業展開の違いは明らかであって、利用組合のかかえる問題を整理し、そこから利用組合再編の課題を考えていかなければならないのである。

3) 利用組合をめぐる問題点

利用組合は設立して20年前後、ライスセンターも15年ほどを経過し、様々な問題をかかえている。実態調査を行った3区、8区を中心に利用組合、ライスセンターへの意見を資料（表「機械利用組合、ライスセンターへの意見」）として示した。現在の利用組合をめぐる問題はそれへの出役問題を中心である。これを高齢層とオペレータ層に区分し、そのほか出役にかかる問題と運営全般にかかる問題にも区分し示してある。出役をめぐる問題は、相互に関連しているものの、出役人数の減少とオペレータ層への負担増大に要約できる。前者は、高齢者が出役できなくなるとともに兼業化が進展し、出役者が減少していることが原因である。後者は新規就農者の減少によりオペレータ層が特定農家に集中し、オペレータ農家の野菜導入などによって自家作業とオペレーター出役とが競合する状況を発生させていることに原因がある。このほか、利用組合のメリット、利用組合の資産管理問題、料金水準問題、員外料金問題など様々な問題の指摘がみられる。これは利用組合設立時の農家が等質性を有していたのに対し、その後経営耕地規模や兼業化・後継者の有無といった違いによって、次第に等質性を喪失していったことに求めることができよう。

機械利用組合、ライスセンターへの意見（資料）

<高齢層>

- ・利用組合があるからやっていける
- ・人数が多くないのでやってもらう人に気の毒
- ・機械操作できない
- ・貸し作業でない。自家菜園も利用組合が機械作業。負担金は無し
- ・自分でつくっているうちは出役しないわけにはいかないので稻・麦はやめた
- ・高齢なので出役させてくれない

<オペレータ層>

- ・野菜もあり、出役大変
- ・田植の最中はオペ軍の出役を断わる
- ・大規模は組合脱退。オペは賃金安い。オペ不足。請負限界
- ・麦の出役がキュウリと競合。麦をつくっていないので不公平
- ・野菜をやっている人に出役してもらうのが大変。出役不足に対応しRCをグレンタンク式に切り替えようと考えている
- ・オペの数は何とかいるが、野菜で出役してもらえないことが悩みだ
- ・オペとしてやってきて、利用組合を優先してやらざるを得ないことへの不満。
- ・オペ賃金は年間50から60万程度、かといって賃金引き上げは難しい
- ・利用組合は大規模農家に負担。出役したくない
- ・オペは野菜をやっていて規模拡大も限界だ
- ・オペ自身も兼業が多い
- ・今出役するオペの数が減少している。
- ・最近は半強制的にオペにでてもらう
- ・面積の拡大を制約。
- ・今は状況が変わったが、今まで規模拡大できない要因だった。

<出役をめぐる問題>

- ・田植期の出役配分
- ・全員出役しないと活動ができない
- ・出役しない人がいる。ペナルティ制。兼業小規模も20日出役
- ・50代の兼業の出役が悪い
- ・兼業の人は個人でやる。または休みをとって出役
- ・あまり出役しない。自分は仲間外れ
- ・兼業にでている人や自分で機械をもっている人が出役をいやがるのはずるい。
- ・金になる仕事は他の人がとって自分のところにまわってこない

<運営問題>

- ・入った人はやめられない。脱退すれば自分の機械を買わなくてはいけない
- ・小さい農家は個人で機械をもてない
- ・コストダウン、怪我の場合も可、親睦の場、技術向上
- ・兼業農家にとってメリットが大きかった。
- ・生産組織のメリットは施設投資の軽減
- ・脱退時、組合資産は要求しない。負債は負担。加入者は加入金支払。
- ・組合脱退は償還支払。組合資産放棄。
- ・今の機械料金だと自分で機械をそろえた方が安い
- ・利用料金を下げる努力が足りない。機械が多い。無駄な出役。おやつの無駄
- ・転作飛び地があるので作業効率を考え、稻2品種作付
- ・員外は適期がずれる
- ・借りている所は員外料金で負担だ。

- ・水稻作1枚だけ未加入。これははさがけし、飯米用。転作分入らない。負担が大きくなるので
- ・トラクタ、田植機は個人化が進むが組織は維持。老齢化により1つの組織でや
れないのでは
- ・70才に近い人が多く、あと5年位はなんとかもつがその先は大変
- ・センターは稲麦しか対応できない
- ・設立時トラクタのみ加入。脱退。一部分だけ入っても一貫して入っている人が優先され、自分の作業ができなかつた。
- ・勘定が面倒
- ・作業能力の差に不満。人数の多い方がわがままをいえない。

以下では出役問題を第5機械利用組合と第5ライスセンターを事例に検討してみよう。

第5機械利用組合は、1968年（S43）、第2次構造改善事業による圃場整備事業、機械導入を契機に、7区、8区を対象に設立している。当時、田植は10戸ほどの共同田植が実施されていたことから、トラクターの共同利用を中心に利用組合が設立され、1975年（S50）にライスセンターも設立している。利用組合発足当初52戸程であった構成農家は10戸ほど減少し、現在は43戸となっている。他方、ライスセンターは32戸であり、構成農家は一致してはいないが、調査対象地区（8区）で利用組合に加入しライスセンターに未加入である農家は1戸だけであった。第5利用組合は田植、それにともなう育苗を行っていないため、利用組合の作業は圃場の耕起から始まる。第5利用組合と第5ライスセンターの1991年度（H3）の年間作業は次の通りである。

5／6～22	春 作 業
6／5～12	転作田春作業
7／18・19	防 除
7／22～31	小麦刈取～乾燥～調製～運搬
7／31・8／1	防 除
8／10・11	防 除
8／15～30	小麦作付
8／29～9／7	コンバイン整備
9／15～10／2	稲刈取～乾燥～調製～運搬

ただし、この期間は大半の構成員が出役する期間であり、オペレータ層はこの期間の前後に機械整備など等の出役が加わる。

表II-4-3 第5利用組合、ライスセンター出役状況

機械利用組合(人)								
	春作業	小麥	転作	田防除	同左	総出役人数		
	作付	春作業		オペ		(RC含む)		
男	24	14	8	32	6	38		
女	0	0	0	15	0	20		

ライスセンター(人)								
	稻	作	小	麥				
	刈取	乾燥	調製	運搬	エバイン刈取	乾燥	調製	運搬
男	7	4	4	15	7	9	4	6
女	10	0	5	0	0	7	0	0

資料：第5利用組合、ライスセンター資料による

この出役状況を表II-4-3に示した。総出役人数は男子38人、女子20人で、女子は防除と刈取・調製作業に従事し、春作業の出役はない状況となっている。これを男女別に出役時間（防除の出役を除く）と出役日数を示したのが表II-4-4である。出役時間では、男子は300時間以上が17名と総出役人数の半分ほどであり、400時間を越える人は基幹的なオペレータ層と考えることができるが、それは8名となっている。女子は平均的に分布し

表II-4-4 男女別出役状況

男子出役状況(時間には防除除く)											
時間	平均	0～50	50～100	100～150	150～200	200～250	250～300	300～350	350～400	400～450	450～500
		50	～	～	～	～	～	～	～	～	～
	224.6	6	4	6	0	2	3	0	6	3	2
		224.6	6	4	6	0	2	3	0	6	3
日数	平均	～9	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～		
		27.5	12	5	3	7	4	3	3	1	

女子出役状況(時間には防除除く)

時間	平均	0～50	50～100	100～150	150～
	69.8	5	3	6	4 2
	69.8	5	3	6	4 2
日数	平均	～4	5～	10～	15～
		11.2	5	4	3 6 2

資料：表II-4-3と同じ

ているが、基幹的出役者と考えることができる100時間以上の出役者は6名となっている。出役日数では、男子が総作業日数の半分ほどとなる40日以上の出役をする人が11名、女子では防除、収穫作業をあわせた総出役日数34日の半分以上出役する人が8名となっている。男女とも総出役人数の半分弱が利用組合の担い手と考えることができよう。

利用組合の出役作業の中で、作業分担により組作業を必要とし、しかも大量の出役人数を必要とするのは、水稻の防除作業と収穫・調製・出荷作業である。現在の組作業の状況は以下のようになっている。

			男	女
防除	除 6班 7名人組（男5、女2）		計	30 12
刈取	コンバイン6台 オペレータ6、助手（女）6 小麦はコンバインが3台となる		6	6
乾燥	糊運び6人（男）……出荷の運搬も行う 乾燥 4人（男、一日交代、24時間）		10	
調製	糊摺り4人 ミシンかけ2人		4	2
運行管理者	1人（作業全体の調整）		1	
		計	21	8

この組作業の状況から、防除では男子30名、女子12名の計42名が必要となる。また、収穫・調製・運搬作業では男子21名、女子8名が必要となっている。第5利用組合ではコンバインの糊運搬を袋どり方式にしている。このため刈取に助手6名、その運搬に6名の人員を必要としている。糊運搬をグレンタンク方式に変更すれば、刈取助手6名を減少させ、さらに運搬人数を減少させることが可能である。現在、袋どり方式を採用しているのは、

今は女子出役者がいることとそれによって賃金支払が可能であるためである。グレンタンク方式にし女子の出役が必要なくなり、初運搬が半減すると考えると、収穫・調製・運搬の必要人員は男子18名、女子2名となる。男子はさほど減少しないが、女子の減少効果は大きい。しかし、問題となるのは防除作業であって、出役問題は防除作業で顕在化しているのである。

他方、機械利用組合の収支はかかった費用を利用面積で割りして利用料金を算出しているため、収支は均衡している。利用組合に対する意見の中に、員外料金の高さが指摘された。確かに特定の作業料金だけを見るならば、その料金差はみられる。しかしながら、員内料金は一般負担金として加入面積負担金、機械導入償還負担金、ライスセンター固定費が徴収されており（利用組合では負担金1,000円、償還金52円、ライスセンターでは負担金500円、償還元利2,750円、ライスセンター固定費1,538円、いずれも10a当たり、1991年度（H23））、これを考慮すれば員外料金が極端に高いとは言えない。

4) 事例の検討

利用組合は地区の農業生産の維持に大きな役割をはたしていたが、現在、利用組合は出役人数の不足、オペレータ層への負担増、オペレータ層の新規作物導入・拡大の制約、さらには今後予想される高齢農家のリタイアとともに出役人数減少で利用組合の維持自体も懸念されているのである。

これらの諸問題を事例の検討を通してさらに詳しくみてみよう。表II-4-5に調査対象農家の兼業従事、野菜導入と利用組合の出役状況を経営耕地規模別に示した。男子については年間出役時間400時間以上、出役日数40日以上を、女子については年間出役時間100時間以上、出役日数15日以上を基幹的なオペレータ層と考えると、オペレータ層は21番農家の男子、19番農家の女子、14番農家の男子を除けば、いずれも4ha以上層で、しかも夫婦2人が基幹的なオペレータとなっている。この3、R7、5、9番農家は野菜の導入も行い、経営主は兼業に従事しないかあるいは冬期間だけの兼業従事となっている。つまり、基幹的オペレータ層は専業的農家であり、野菜導入など積極的な営農を行っているのである。この基幹的オペレータ層の中で、とりわけ若手層はオペレータ軍団のオペレータ

にも動員されており、自家農業経営の作業と利用組合への出役、さらにオペレータ軍団の出役が加わる実態にある。オペレータ軍団の出役は作業予定日に雨が降るなど作業が中止すると出役も中止となるため、出役日に雨が降ってくれることを願うオペレータもいるなど、出役することがきわめて困難な状況となっている。

表II-4-5 農家の概要と出役要因

農家番号	経営面積	出役状況				男主要	家族労働力				兼業従事状況		野菜等	
		耕地	総面積	男	女		日数	時間	A	A'	B	B'	C	
3	873	2	474.5	50	121.0	17	春乾	53	49		A冬	-	原トマト	
R7	689	4	544.0	68	94.0	17	春防刈	40	36	65	61	B夏	B'	ナス原トマト
4	618	2	321.5	44	25.0	4	春刈	53	55		-	-	-	花咲かね
5	601	2	552.0	67	110.5	19	春防刈	44	43		A冬	-	軟白桃	
6	590	2	241.5	36			春運	42	36		A秋冬	-	むすり田	
7	573	2	0.0	4	0.0	5		47		24	C冬	D' 19	玉葱	
8	570	3	50.5	7	0.0	1		54	53	26	AA' D26	-	なし	
9	464	2	429.0	57	88.5	12	春防刈	54	48		A' 秋冬	-	畑用むすり	
11	450	2	RC未加入		0.0	2		61	59		A夏秋	-	玉葱	
12	433	2	328.5	37			運	39	31		A冬	-	なし	
14	345	2	462.0	57	59.0	9	春運	58	53		-	-	なし	
15	338	2	16.0	5				69	62		D32	-	なし	
16	338	2	51.0	6	0.0	1		65	50		A	-	なし	
17	330	2	377.5	37			乾	62	59		A農協監事	-	なし	
18	308	3	69.0	11				38	61	60	B夏期	A	なし	
19	307	2			127.0	15	調	55		31	A' 夏	D31	なし	
20	287	2	158.5	18	58.0	10	春運	48	45		A冬以外	-	...	
21	280	2	377.5	41			春防運	41		63	A冬以外	-	なし	
24	172	2	0.0	3				75	72	*	-	D36	なし	
25	90	2	加入					74	68		-	-	なし	
26	-	0	301.5	34			調	61	60	*	-	A町議	なし	

資料：実態調査、機械利用組合資料により作成

これに対して、男女合わせた農家の年間出役時間が100時間にもみたず、出役日数も10日にみたない7、8、11、15、16、24番農家は経営主や後継者などが冬期間以外の兼業、安定兼業に従事したり、高齢農家であることが多く、野菜などの導入がほとんどみられない農家群である。この両層の中間に位置する出役状態の4、6、12、17、20番農家は大規模層が野菜導入、小規模層が兼業従事をしながらの利用組合の出役となっている。以上のことから、調査農家が利用組合の出役に対して問題としていたオペレータ層の負担、兼業層の出役状況の悪さ、高齢農家の利用組合依存といった諸問題が確認される。しかし、問題は兼業従事者層の位置づけである。兼業農家の利用組合への出役にも2つの対応がみられる点である。一方ではほとんど出役しない農家がいる反面、基幹的オペレータ層を補完する形で年間200から400時間の間で出役している農家も存在しているのである。この兼業

農家の存在を軽視することはできない。

5) 利用組合再編の視点

以上の検討から利用組合の再編問題を考えるためのいくつかの視点をえることができる。

第1は、利用組合は地区の農業生産を展開させる上で大きな役割をはたしてきており、その存続を基本としなければならないことである。

第2は、現在の利用組合の出役・運営の実態から、構成農家を基幹的オペレータ層、利用組合依存度合いの高い安定就業のⅡ兼農家、高齢農家層、出役兼業農家層の3つに区分できることである。すでにⅡ-3「土地利用の再編と担い手のあり方」で、同じ基幹的オペレータ層でも大規模に耕作する層と集約作物のウェイトの高い経営への分化、さらにⅡ兼農家層を加えた階層性を指摘している。これは高齢農家層のリタイアあるいは兼業層の分化を念頭においたものである。ここでも将来的には同様に分化すると考えているが、高齢農家層もリタイアするまでは出役可能であり、また兼業層の中でも農業経営に向かうものが少なからず存在することを考えた区分にしている。

第3は、将来的に経営の分化が進行するまで、利用組合内で各層の出役をどのように考えるかという点である。

① 基幹的オペレータ層

基幹的なオペレータ層や補完出役している野菜導入農家層は農業への志向が強い農家群と考えられ、これらの農家群を出役もしながら野菜導入・拡大を可能とする利用組合再編の視点を考えなくてはならない。

② 安定就業のⅡ兼農家、高齢農家

高齢農家、安定就業のⅡ兼農家の中には利用組合に依存しなければ農業をやっていくことができない農家がいる。しかし、先に示した利用組合への意見にみられるように、利用組合がオペレータ中心の機械作業で行われることにより出役の機会を奪われている農家が存在することにも留意する必要がある。

③ 出役兼業農家層

出役している兼業農家層は概して経営耕地面積規模が小さく、先のⅡ-1「農家の農外

就業構造」で明らかとなつたように兼業賃金の水準は決して高いものではなく、しかも不安定兼業であったことを考え合わせると、その経営規模を拡大し、農業所得を向上させ、兼業から農業に向かわせるような対策が利用組合の再編を考える上で基本的な視点と考えることができる。

5. 野菜作をめぐる諸問題

水田転作と政府管掌作物価格の全般的低下が進行する中で、野菜等の労働集約的作物の作付によって地域農業の振興を図ろうとする動きが各地で見られる。しかし、都市近郊農業地帯の場合には相対的に兼業機会に恵まれているという労働市場条件から、野菜導入による追加所得が農外兼業による所得と直接比較の対象とされ、兼業か野菜導入かという選択がよりリアルにあらわれる。そのため、面的に野菜導入農家の増加が阻害され、地域全体としての作付面積が増加せず、産地形成が困難となる。これは、各品目の量的確保が市場評価の重要な要因となっているからである。

良質米生産地域である北野地区においても転作率は36.2%、他用途米を含むと42.6%の転作をうけており（1991年度、H3）、その中できゅうり・なすを中心とした労働集約作物導入の動きが転作開始とともにみられている。しかし、旭川市近郊という労働市場条件から、都市近郊農業地帯特有の問題が北野農業の野菜産地形成にも現れていると考えられる。

ここでは、北野農業における野菜振興の条件を明らかにするために、第1に、農家の野菜作導入の実態と野菜作拡大のための条件を検討する。第2に、野菜産地育成において大きな問題となっている、労働力問題を雇用労働力不足問題という視点から検討し、農業雇用労働力確保のためにはどのような対策が必要なのかを検討する。

1) 北野地区における野菜導入の経過と特徴

北野地区における野菜の導入は、転作開始の1970年（S45）からきゅうりを中心とした転作野菜として導入された経緯を持つ。そして、75年（S50）頃には小学校の体育館を利

用して、試験的なきゅうりの共選が行われている。

ハウスきゅうりの振興策として、89年（S64）からはハウス設置に対する助成を行っている。この助成は、ハウス建設資金にたいして50%の補助を行うものであり、この助成を行った3年間でハウスの面積は1haほどの伸びを示した。しかし、ハウスきゅうりを新規に導入する生産者は少なく、ほとんどが既存ハウスの拡大にあてられている。

90年（H2）からは後述する（株）鷹栖町農業振興公社による鷹栖町一本の青果物集出荷施設が設立されており、野菜産地として成長するための基礎条件が着実に形成されている。

このように、北野農業における野菜導入の特徴は、近年野菜産地としての基盤を着々と整えつつあるものの、初発段階において野菜を導入した専業的農家が野菜作の担い手であり、それが面的に広がらないという点にある。

2) 農協の出荷対応と価格問題

(1) 北野農業における野菜の位置と販売対応

北野農協における農産物販売金額の推移を見ると、米の販売額は1977年（S52）には11億円だったものが、90年（H2）には8億円に低下しており、80年代以降の米価の引き下げが農協の販売額の減少に結び付いている。これに対して青果物の販売金額は、77年（S52）の8,200万円から90年（H2）には1億3,000万円にその絶対額を伸ばし、総販売額に占める青果物の割合も、77年（S52）の6.6%から90年（H2）には12.8%に達している。

このように、農協販売額に占める青果物の割合は大きくなっているが、その内訳を表II-5-1からみると、きゅうりが55.4%とその中心を占めている。そのなかでも、ハウスきゅうりが80年（S55）の1,300万円から89年（H1）には8,900万円に増加しており、その伸びは著しいものがある。これは、先にみたハウス設置に対する助成の貢献が大きいといえる。また、きゅうり以外の品目では、加工トマトが11.14%、なすが10.04%をしめており、88年（S63）以降は取扱品目の多品目化が進行している。北野農協の野菜の販売対応を見ると、そのほとんどを旭川市と札幌市の卸売市場に出荷しているが、キヌサヤエンドウは旭川青果連を通して、大阪市場に出荷している。きゅうりを除くと他の品目はほとんどが

個選共販、あるいは個販である。

表Ⅱ-5-1 北野農協の青果物取扱高

単位：千円、%

	1980	82	84	86	88	89	構成比89
ハスキュウリ	13,699	45,283	46,697	53,798	61,925	89,218	46.51
露地キュウリ	41,863	27,215	22,712	21,027	20,052	17,084	8.91
規格外他	12,999	14,522	3,466	1,318	657	-	0.00
キュウリ計	68,562	87,021	72,877	76,143	82,635	106,302	55.41
加工トマト	-	-	-	7,184	18,194	21,371	11.14
ナス	20,384	25,654	11,371	9,285	12,205	19,258	10.04
花卉	-	-	-	-	-	7,795	4.06
インゲン	-	-	-	7,551	3,460	7,750	4.04
ミニトマト	-	-	-	249	-	6,277	3.27
かぼちゃ	-	-	2,659	3,964	3,220	5,702	2.97
ササキ	-	-	-	-	6,390	5,636	2.94
軟白ねぎ	-	-	-	-	-	2,762	1.44
メロン	-	-	-	-	-	1,808	0.94
玉葱	-	-	-	-	-	1,806	0.94
スイートコーン	-	-	2,392	1,611	597	652	0.34
メロディトマト	-	-	6,513	6,683	6,423	483	0.25
春柿	-	-	-	-	538	216	0.11
キヌサヤ	-	-	-	-	-	167	0.09
わらび芋	-	-	2,127	-	-	64	0.03
その他	9,174	14,604	6,004	5,316	7,196	3,777	1.97
合計	98,120	127,279	103,943	117,986	140,858	191,836	100.00

資料) 北野農協資料。

農協の販売対応が卸売市場出荷を中心としているため、一部の農家では野菜の産直や、花きの市場出荷等が模索され始めている。例えば、野菜の産直は「大地を守る会」のグループによって行われており、そこでは無農薬栽培によるアスパラガス、有機米、かぼちゃ、にんじんの産直が行われている。A農家では、かぼちゃと有機米をこのルートで販売しており、かぼちゃは作付の半分が農協出荷で、残りの半分は「大地を守る会」との契約栽培である。「大地を守る会」では最近たまねぎが不足しており、A農家もたまねぎの作付を「会」からすすめられている。

このように、農協の卸売市場中心の販売対応に対して、より有利な価格形成や産直運動の視点から、消費者グループと提携した販売活動が進められているのである。このような動きをいかに農協がフォローしていくかが、北野農業における今後の野菜作振興の鍵となるだろう。

(2) 鷹栖町農業振興公社の活動

北野農業における野菜作振興は、(株) 鷹栖町農業振興公社（以下、「公社」と呼ぶ）の存在を抜きには考えられないだろう。

「公社」は1986年（S61）に、鷹栖町・北野農協・鷹栖農協の三者の出資で設立され、当初はトマトジュース「オオカミの桃」の製造を行い、86年（S61）からは手づくり味噌「鷹栖の味噌」、88年（S63）から食用ひまわり油、89年（H1）から「高級甘味料 ステビアの里」等を行うなど、加工事業を中心にその業務を行ってきた。そして、「公社」では90年（H2）3月から、鷹栖町の野菜・花きを一元集荷する集出荷施設を設置し、これまでのような北野農協・鷹栖農協の別々の集出荷体制から、町内一本の集荷体制を整えたのである。

集出荷施設では、きゅうり・ほうれんそう・かぼちゃ・さやえんどう・ミニトマトの5品目の選果作業を行っている。かぼちゃ・さやえんどう・ミニトマトの3品目は選果の場所を提供するだけで、選果作業は生産農家自らが行っている。また、きゅうりでは6月5日から10月13日まで32～33人の作業員を、ほうれんそうでは6月15日から9月末まで7～8人の作業員を雇用して共同選別作業を行っている。選果作業員は女性が中心となっており、賃金は女性が時給520円（昨年は500円）、男性が800円、この水準は地域の最低賃金に当たる。作業員は自衛隊・警察・農協・役場職員の主婦が中心である。

きゅうりの選果作業では、カメラ式の自動選果機が導入されている。きゅうりの選果機は7月下旬のピーク時をめどに、日量22.96t、8.33日で191.3tの処理が可能となっている。しかし、1984年（S59）から88年（S63）の平均処理量は7月下旬のピーク時でも104.57t（8.33日間）となっており、現状の作業員でも選果作業に余力が存在する。そのため、選果機の稼働率を上げるためにもきゅうりの作付面積の拡大が必要となっているのである。

さらに、表II-5-2に選果施設の収益性を示したが、年間750万円の赤字になっている。しかも、その支出の大きな部分をしめるパート労賃は、農外の産業に規定されて上昇傾向にあり、収入である利用料金は現在の水準でも農家の大きな負担になっている。この点からも選果機の稼働率の引き上げが必要となっているのである。

表II-5-2 高鷲町共同選果施設の収益性（1990年度）

単位：千円

	キュウリ	ホーリン草	キヌサヤ	コリ根	ミニトマト	合計
選果数量	932	22	14	8	18	-
選果経費 (A)	16,774	4,011	1,401	1,016	264	23,467
バート人件費	9,674	2,858	-	776	-	13,308
資材費	7,100	1,153	1,401	240	264	10,159
1kg当選果コスト	18.00	186.06	102.47	119.96	14.38	-
利用料金 (B)	21,434	3,635	1,648	1,077	423	28,217
(B)-(A)=(C)	4,660	-376	247	61	158	4,750
減価償却費 (D)	-	-	-	-	-	5,710
共通人件費 (E)	-	-	-	-	-	3,432
共通資材費 (F)	-	-	-	-	-	3,108
(C)-(D)-(E)-(F)	-	-	-	-	-	-7,500

資料) 北野農協資料、鷹栖町農業振興公社資料。

また、野菜の生産部会は北野農協と鷹栖農協に分かれて組織化されており、そのため、共販活動に際して品質・品種の統一が困難になることが問題となる。

(3) きゅうりの価格問題

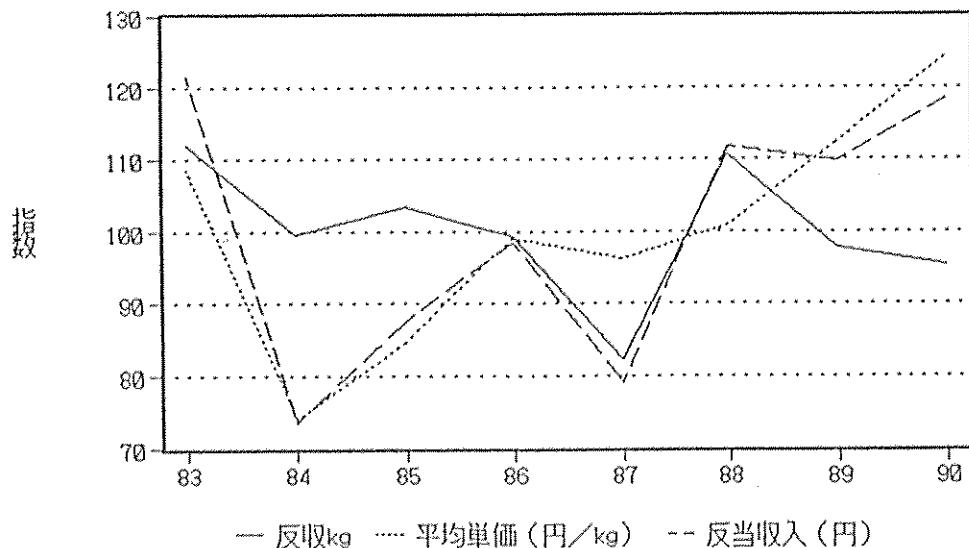
先に指摘したように、ハウスきゅうりの増加は主に既存作付農家の面積拡大によるものであって、新規導入によるものは少ない。メロンやたまねぎを導入した他の転作野菜地帯の場合には、兼業農家がこれらの品目を基礎として兼業から専業的な経営に転換する動きがみられる。このように、兼業からの還流によって地域の野菜面積が増え、野菜を中心とした産地形成が行われる、といった方向に北野農業はなぜ進まないのか。この点を以下考察する。

図II-5-1は、ハウスきゅうりの単収(kg)、平均単価(円/kg)、10a当たり収入(円)について、83年(S58)から90年(H2)までの変化を示したものであり、ここでは8年間の平均値を100としてある。ここで大きな特徴は10a当たり収入の変動が著しいという点にある。その変動は、84年(S59)と87年(S62)には平均の80%にまで落ち込むのに対し、83年(S58)と90年(H2)には120%水準まで上昇している。

一般的に野菜は、「3年に一度儲ればいい」といわれており、その収入の変動は大きいが、ハウスきゅうりでは10a当たり収入の低下の要因が、複数存在することが問題となる。

図II-5-1 ハウスきゅうりの諸指標

(資料) 北野農協資料。



84年（S59）の単当たり収入の減少は、平均単価の低下によるものであるのに対して、87年（S62）には単収の低下によって引き起こされており、10a当たり収入の不稳定性が、価格と単収という両側面の不稳定性によって引き起こされているのである。

表II-5-3 きゅうりの共販出荷実績（高鷲町 1990年）

単位：円、%

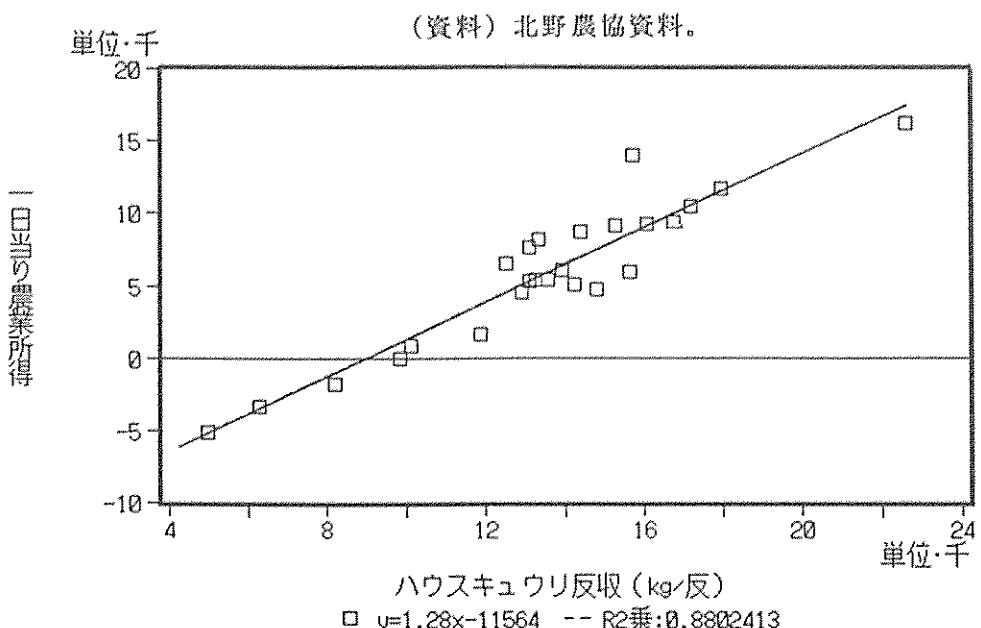
規格	露地キュウリ (共選共販)		ハウスキュウリ (共選個選共販)		
	kg当 単価	出荷 構成比	kg当	出荷構成比	
			單価	共選共販	個選共販
A S	220.9	45	206.2	37.4	60.7
A M	234.6	29	189.9	21.3	13.4
A L	174.1	10	133.1	7.3	4.5
2 S	226.4	-	128.0	0.9	0.1
S	146.6	6	140.0	12.8	9
M	138.4	1	119.2	4.2	1.2
L	123.5	-	123.3	0.1	1.2
2 L	116.5	4	88.8	2.8	3.5
C	75.5	4	69.2	10.9	6.4
ブルーム	97.6	0	116.6	2.3	-
出荷時期	7/5-10/12		6/5-10/15 10/16-27		

資料) 北野農協資料。

次に、表II-5-3からきゅうりの規格ごとの価格を検討しておこう。近年の青果物流通においては、著しい規格の細分化が問題となっているが、ここでも細かな規格設定がなされている。最も等級の高いASでは、kg当たり単価が露地で220円、ハウスで206円なのに對して、2Lではそれぞれ116円、88円となっており、2倍の価格差が形成されている。きゅうりの場合には、選果作業の機械化がある程度終了しているために、規格の細分化が選果労働力不足の問題にまで拡大するということはないと考えられる。

ハウスきゅうりは、单収と価格に不安定性があり、農家所得にもその不安定性はつきまとっている。図II-5-2は、1990年度(H2)のハウスきゅうりの单当たり収量と一日当たり農業所得の相関を、北野農協ハウスきゅうり部会員について見たものである。まず、農家所得は单収との相関がみられる。さらに、農家間に单収の差が著しいため、一日当たり農業所得がマイナスとなる農家も発生している。ここで農業所得には当然自家労賃部分が含まれており、これがマイナスになるということは、作れば作るほど支出が増加することを意味している。また、一日当たり農業所得は5千円から1万円の間に集中しており、II-1「農家の農外就業構造」で示した兼業所得と比較すると、決して高い水準にあるとはいえない。

図-5-2 ハウスきゅうりの収益性



以上から、北野農業においてきゅうりの増加を阻害している要因は、10a当たり収入の不安定性と、その水準が兼業所得に対抗できないという点にあることが明らかになった。

3) 地域における農業雇用労働力問題

(1) 農家雇用の二極分化傾向

野菜作の拡大をはかる場合、季節的に家族労働力では労働力が不足する場面が発生し、そこで不足する労働力をいかに確保するかが問題となる。都市近郊の兼業深化地帯の場合には、地域の農業内部での労働力が農外に流出しているために、農家間の労働力交換、あるいは雇用関係の形成が困難となる。そのため、これらの労働力は雇用労働力の形で確保することが必要となる。

農家雇用の概要を見る資料としては鷹栖町一本の資料しか存在しないため、ここでは町レベルでの概要をみておく。鷹栖町では、常雇（雇用契約に際して年間7カ月以上の期間で雇用するもの）を雇い入れている農家は存在しない。また、臨時雇い入れ農家戸数は1980年（S 55）の479戸から90年（H 2）には134戸へ、雇い入れ農家比率も同期間に45%から16%へ、総延べ人数も16,254人日から7,965人日へ減少している。しかし、臨時雇一戸当たり雇用延べ人数は同期間に34人日から59人日へ増加を示している。

次に、臨時雇の雇い入れ日数別農家戸数を見ると（1990年度）、1～30人日の農家で52.23%、50人日までで73.87%の農家が占めている。これに対して、100人日以上の雇用を行っている農家は11戸しか存在しない。

このように、鷹栖町の農家雇用は、短期的な雇用農家が大多数を占め、長期的な雇用を行う農家は一部にしか存在しないという点に特徴がある。これを調査事例に即して見ておこう。表II-5-4は、調査農家における農家雇用を整理したものであるが、農家雇用の性格の違いからI～IIIの3つに類型化が出来る。第I類型は、水稻作業を中心とした短期的な雇用であり、水稻の播種・補植作業を中心として、10～20人日の雇用を行っている農家群である。第II類型は、野菜作において短期的な雇用を行っている農家群である。第III類型は、野菜作において大量の雇用を行っている農家群である。このように、調査事例においても雇用期間によって2つの階層に分化しているのである。

表II-5-4 事例農家の雇用概要（2・3・8区 1991年）

単位：日、人日

農家番号	品目と作業	雇用日数	のべ人日	賃金
I	8-3 水稻育苗、播種、田植、休耕田除草	15	15	日5,000円
	8-4 水稻補植	3	9	日5-6,000円
	8-7 田植、補植
	8-12 水稻播種、田植	4,5	...	時750円
	8-14 水稻田植、補植、播種	10	10	日6,000円(9時間)
	R-1 水稻播種、補植	9	15	親時給400円、他600円
	R-8 田植	4	10	...
	3-5 牧草一畠刈	...	20	時給1,000円
II	2-4 ナス定植・収穫	9	17	時給500円+野菜
	2-9 トマト定植	...	5	時給550円
	2-14 トマト定植	1	1	日給5,000円
	3-1 キュウリ定植	...	10	...
	3-12 トマト作業	30	30	時給550円
	3-13 畑作物除草・収穫	15	15	日給4,000円
	8-2 ニコトナリ定植、かぼちゃ選定・さがき、箱詰	...	10	...
	8-23 花き収穫	30	...	時給600円
	R-10 大豆・小豆除草	5-6	5-6	...
III	2-5 キュウリ定植～収穫	90	...	時給500円
	2-6 キュウリつる上げ・除草、キュウリ・ナス収穫	時給550円+取れ高
	3-3 キュウリ収穫、かぼちゃ播種・収穫	86	130	時給550円
	3-4 キュウリ作業、水稻補植・除草	...	300	直接:時給550円、組650円
	R-4 田植・補植・稗抜、キュウリ作業	135	176	時給550円
	R-5 キュウリ収穫	90	500	時給500円

資料) 農家経営調査結果。

以上見てきたように、鷺栖町の農家雇用では、一戸当たりの雇用延べ人日数は増加しているものの、雇用農家は短期的雇用と長期的雇用を行う2つの階層に分化しており、それぞれが抱える問題は異なっていると考えられる。

(2) 短期雇用型農家の抱える問題

地域的に多数を占めているのが、短期的な雇用を行っている農家であり、これらの農家の特徴を前出の表II-5-4から整理しておく。

第I類型にみられる水稻作における雇用では、8区を中心として田植・補植、播種等の作業に雇用労働力が導入されている。このような水稻作での短期的な雇用が必要となるのは、II-4で検討したように(前掲表II-4-1)、8区においては水稻の共同作業が、

耕起と防除に限定されているためと考えられる。

また、第II類型にみられる野菜作での雇用は、季節的に家族労働力で作業がカバーできないために必要となっている。

これらの農家における、農家と被雇用者の関係を表II-5-5から検討すると、その雇用は血縁関係や近隣関係を基本としており、他出家族の手伝い的、あるいは農家間の手伝い的な性格が強くなっている。また、賃金（前掲表II-5-4）も時給制と日給制が混在しており、その時給水準も500円～750円と、第III類型と比較して農家間のばらつきが大きくなっているのが特徴である。雇用労働者の居住地も、鷹栖町を中心としているが、旭川市や苫小牧市まで血縁を頼って雇用を行っている事例も見られる。

短期的な雇用は、水稻作業と野菜作における季節的な雇用であり、他出家族の手伝い的、あるいは農家間の手伝い的な性格を強く有している。このような短期的な雇用農家には、現時点での労働力問題は顕在化していないと考えられる。しかし、これらの雇用に基礎をおいている限りは野菜作の拡大は展望できず、これらの労働力供給もその供給源が将来的に安定的であるとは言えない点に問題がある。

表II-5-5 事例農家における雇用労働者の性格（2・3・8区 1991年）

区分	年齢	雇用農家	夫・家の仕事	居住地	備考	
I	臨時	60	8~3	定年退職者	旭川市	親戚
臨時	60	"	"	"	"	
臨時	60	"	"	"	妻の叔母	
臨時	...	8~4	親戚	
臨時	...	"	"	
臨時	...	"	"	
臨時	...	8~7	兄弟の妻	
臨時	31	8~12	警察	鷹栖町	知人を通じて紹介	
臨時	40	"	"	"	"	
臨時	35	"	役場職員	"	"	
臨時	60	8~14	水産加工場	秩父別	妻の姉	
...	60	R~1	妻の親	
臨時	...	"	他農家の出面	
臨時	...	"	"	
臨時	...	"	"	
臨時	55*	R~8	退職者	苫小牧	妻の姉夫婦	
臨時	...	"	その妻	苫小牧	"	
臨時	38*	3~5	水田農家	鷹栖町	元農協青年部の仲間	
臨時	38*	"	"	鷹栖町	"	
臨時	40*	"	"	鷹栖町	"	
II	臨時	45	2~4	サラリーマン	鷹栖町	知人
臨時	...	2~9	娘	
臨時	...	"	...	鷹栖町	隣人	
臨時	58	2~14	農業	鷹栖町	隣人	
臨時	...	3~1	親戚	
臨時	...	3~12	...	鷹栖町	娘	
臨時	50	3~13	元農家,寡婦	鷹栖町	親戚	
臨時	...	8~2	叔母	
臨時	70	8~23	農業	鷹栖町	知人	
臨時	70	R~10	元農家	鷹栖町	隣人	
III	季節	57	2~5	農業	鷹栖町	親戚
季節	53	"	農業	鷹栖町	隣人	
季節	41	2~6	サラリーマン	鷹栖町	子供の同級生の母親	
?	...	"	...	鷹栖町	季節雇の知人	
?	...	"	"	
季節	48	3~3	ホテル(旭川)	鷹栖町	子供の同級生の母親	
?	50	3~4	農業	鷹栖町	知人	
?	40	"	水商売	旭川市	...	
?	高齢	"	...	鷹栖町	出面組	
?	高齢	"	...	鷹栖町	"	
季節	47	R~4	公務員	鷹栖町	妻の友人	
季節	70	"	農業,寡婦	鷹栖町	隣人	
...	...	R~5	

資料) 農家経営調査結果。

注1) *印は男性を示し、その他はすべて女性である。

(3) 長期雇用型農家（「雇用型家族経営」）の抱える問題

次に、第Ⅲ類型にあたる長期的な雇用は、大規模な野菜作経営における雇用となっており、きゅうりの定植・収穫作業を中心として、100～300人日の雇用がなされている。これらの作業は手作業が中心を占める作業であり、長期雇用型経営は雇用労働力を不可欠の前提としているところに特徴がある。

農家と被雇用者の関係も、短期型の雇用農家と異なって血縁関係を超えて、知人関係を中心としている。また、賃金もすべて時給制であり、その水準は550円と地域的に平準化を示し、この点において短期雇用型の農家と著しい違いがみられる。農家と労働者の関係や賃金水準等から、これらの雇用労働者は地域の労働市場に深く組み込まれている階層だと考えられる。

これらの農家においては、雇用労働力の確保が不可欠の前提となっているが、近年の労働力需給の逼迫のために、労働力確保が困難となっているところに問題がある。

(4) 農業雇用労働者の意向－アンケート調査から－

では、実際に農業において雇用されている人達は、どのような理由から農業に就業し、どのような意向を持っているのだろうか。ここでは、被雇用者に対するアンケート調査から、その実態を明らかにしておこう。アンケートは鷹栖町農業振興公社と北野地区の農家において雇用される人に対して行われ、36票の回答を得た。

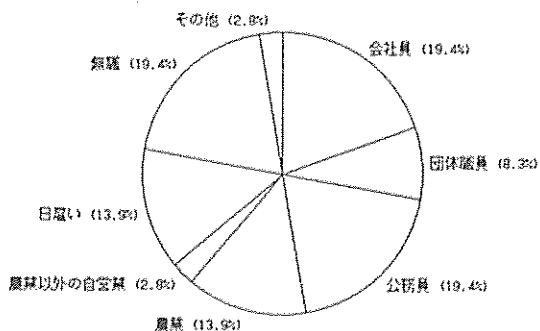
まず、回答者の構成をみると、男女別では男性が6人、女性が29人、不明が1人である。続柄別では、世帯主が8人、妻が27人、子供が1人である。また、居住地は全員が鷹栖町であった。このように回答は女性、それも主婦労働者が中心となっており、これは農業雇用労働者一般と見なして良いと考えられる。就業先別では、選果場33%、加工場33%、圃場作業25%となっており、ほぼ農業雇用の全ての就業先をカバーしている。

まず、「主たる所得者」の職業をみると（図II-5-3）、農業や農業以外の自営業は17%にすぎず、全体的に勤労者またはサラリーマン世帯が多くなっている。

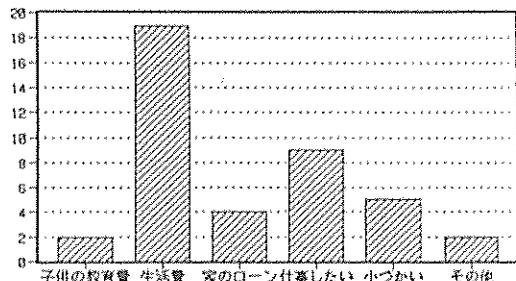
農業就業の理由を見ておこう。まず、就業の経済的理由をみると（図II-5-4）、「生活費の足しにする」ためが19人で最も多くなっており、次いで「仕事がしたい」9人となっている。農業を選んだ理由では（図II-5-5）、「就業時間が自由」が19人で最も多く、

次いで「他に勤め先がない」が14人となっている。

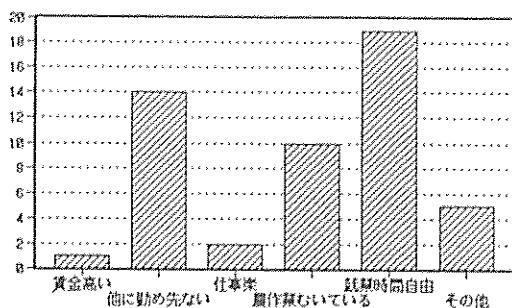
図II-5-3 主たる所得の職業



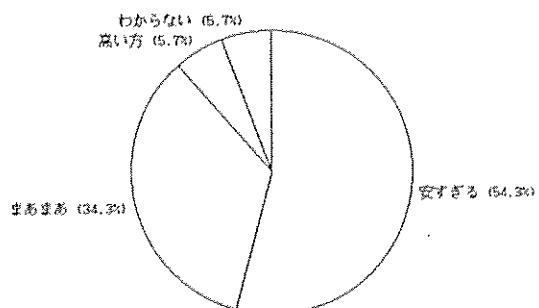
図II-5-4 就業の経済的理由



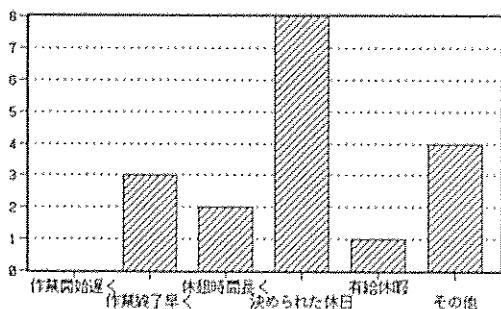
図II-5-5 農業を選んだ理由



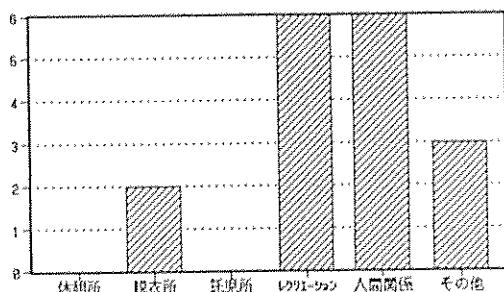
図II-5-6 賃金について



図II-5-7 就業条件での改善点



図II-5-8 福利施設での改善点



就業条件への評価であるが、賃金について（図II-5-6）の評価では、「安すぎる」と考えている人が54.3%で最も多くをしめている。このことは、「生活費の足しにする」ために就業している人が多いという点と関係がある。就業条件での改善点（図II-5-7）では、「決められた休日」が欲しいと考えている人が8人と多くなっている。この点は、農外の他産業での雇用環境の変化が農業にも影響を与えていいるといえる。また、福利施設での改善点（図II-5-8）では、「レクリエーション」や「人間関係の改善」が求められている。

このような問題点が指摘されてはいるものの、今後の意向を見ると、「今のままの仕事を今の所で続けたい」が66.7%、「農業関連の仕事は続けたいが、仕事場所、勤め先は雇用条件が良ければ変わりたい」が12.1%であり、「仕事自体をわりたい」と考えている人は18.2%にすぎなかった。また、「近所や知人に農作業の勤めが出来る人がいるか」という設問に対しては、「いる」が43.8%、「いない」が56.3%となっている。

参考までに、非農家の主婦が農業に雇用されることに対してどの様な意向を持っているかを、石狩中部地区農業改良普及所が昨年行ったアンケート調査からみておこう。このアンケートは、札幌市・江別市・石狩町に住む農業に関係しない女性128人に対して実施されたものである。この調査結果によると、「出面さん募集の知らせがあった場合あなたはどうしますか」という設問に対しては、「農作業だけは絶対にしたくない」という人は15人（11.7%）にすぎず、「就業条件が合えば」、「友人と一緒なら」やりたいという人が72人（88.3%）をしめている。そして、農業関係で働く場合に「何を最も重視するか」という設問に対しては、「労働時間・時間帯」が69人で最も多く、次いで「通勤の便利さ」が49人、「労働環境の良さ」が38人、「賃金」が33人、「やりがい等の精神的満足度」が27人であった。

以上見てきたように、農業雇用労働者は非農家の主婦がその中心であり、これらの労働者は賃金に不満は持っているものの、労働時間、就業時間、休日などの賃金以外の就業条件も重視しているのである。

4) 野菜作拡大のための課題と対応

北野農協における野菜振興の基礎条件は、町一本の集出荷施設の設置によって大きく前進したといえる。しかし、野菜作拡大のための課題も残されている。

第1に、野菜作の面的な拡大であり、野菜作農家をいかに増加させるかという問題である。このことは、各品目の量的確保が市場評価の重要な要因となっているという点から、あるいは、選果機の稼働率の向上が施設の収益性の面からも必要になっているのである。

第2に、野菜作の拡大や高齢化の進行、そして共同選果作業や加工事業の必要性の増加とともに、農家や農協選果・加工施設における雇用労働力をいかに確保するかという問題である。

(1) 野菜生産の面的拡大のための対策

野菜生産が面的に拡大しない要因としては、ハウスきゅうりに関していえば、その所得に著しい不安定性があり、また兼業所得と比較しても有利な所得形成がなされていないためであった。

このような条件下で野菜作の面的拡大を図るには、第1に野菜作農家における農業所得の安定化をいかに達成するかが課題となろう。そのためには、農協や自治体による所得補償制度の導入や、量販店との価格協定による販売価格の安定化等が考えられよう。また、農家の野菜販売収入からの積み立てによるとも補償なども他地域では試みられており、これらを参考にすることも挙げられる。また、中下層規模で水稻+臨時兼業形態の農家に対して野菜の導入を進めるためには、野菜作のリスクに耐えられる経営の育成が必要となる。そのためには、農家の自助努力が必要なのはもちろんであるが、米麦部門の規模拡大による経営の安定化を基礎として、野菜の導入をすすめることが挙げられる。そして、中下層の規模の農家でも野菜導入による専業化を望む経営者に対しては、積極的に土地集積を行うことが必要となろう。

第2に、野菜導入による追加所得が兼業所得と対抗力もつために、より有利な販売によって農家手取り価格を引き上げることが必要となろう。そして、これまでのような札幌・旭川市場中心の対応から転換し、積極的な市場開拓が重要となるだろう。そのためには、青果販売担当職員の養成、担当者の市場視察などを通じた農協職員の教育活動が重要となる

だろう。また、一部の農家にみられる産直活動や有機農業に対する取り組みを、農協の販売活動の中にとりいれていく方向も考えられる。

第3に、現在進められているたまねぎの作付振興に関してである。北海道におけるたまねぎ作付は近年拡大傾向にあり、たまねぎもコスト競争の時代にはいると考えられる。そのため、たまねぎ作付の規模拡大と省力化の必要が挙げられ、機械導入に際しても、個別農家の機械導入による負債の増加を抑え、機械の有効利用を図るために、農協による機械のリースや共同利用が必要となるだろう。

第4に、集出荷の広域的な対応の方向である。北野農協では旭川青果連を通じて、キヌサヤエンドウの広域的な販売対応を行っている。今後、新規導入品目に関してはこのような広域的な販売対応も必要となるだろう。また、きゅうりに関しては選果機の余裕が存在することから、周辺の農協で選果機を持っていない農協の選果作業を行っていくことも、農協間協同の一環として考えられる。

(2) 雇用労働力の確保対策

農家雇用労働力確保のための対策としては、都市近郊という立地条件をいかした対応が必要である。

第1に、就業条件の改善に関してである。賃金水準の面からは、農業被雇用者の間に賃金水準に対する不満が存在しており、賃金の引き上げが必要となるだろう。そのためには先に述べたように、野菜のより有利な価格形成によって賃金支払い能力を強化することが重要となる。また、農業雇用労働者が一般労働者世帯の主婦労働力に変化したという点をふまえて、作業時間や休日の条件を整備していくことが課題となる。

第2に、雇用の長期化と労働者調達の問題がある。扶養控除枠との関係上、雇用保険の適用を必ずしも全ての就業者が望んでいるとは限らないが、雇用の長期化は安定的な雇用労働力の確保のために不可欠の条件となっている。しかし、長期雇用型農家でも、その雇用期間は100日程度である。そのため、短期雇用型農家と長期雇用型農家間、あるいは農協流通・加工施設との間での労働力調整を行うことによって雇用の長期化をはかっていく方向が考えられる。また、現在では、比較的長期的な雇用を行っている農家でも、募集に際しては知人関係を頼っているのが実態である。そのため、農協や自治体による雇用労働

者の募集代行などによって、労働力の需給結合をより効率的にすることが挙げられる。

第3に、利用組合のオペレータ作業と野菜作の競合問題に関しては、オペレータを雇用労働力でまかぬ方向が考えられる。具体的には、畑作地帯や酪農地帯にみられる作業の請負会社を、農協や自治体が協力して作るという方向である。そして、これらの労働力給源としては、経営面積が零細なために不安定兼業についている男子農家労働力が考えられる。そのためにはオペレータの賃金水準を農外の日雇賃金水準と同程度にまで引き上げることや、雇用保険の適用が受けられる程度の雇用期間の長期化が必要となるだろう。

(付属資料) 北野地区 農業雇用アンケート 自由回答

(A) あらたに農作業をしてもらう人を増やすには、どうすればいいか。

○賃金が低いので高くして、失業保険をつけると良いと思う (30代、主婦)

○仕事の内容自体を詳しく説明してくれて (はっきりした内容)、仕事の内容にあった賃金、早朝手当など、儲かったときなどボーナスなどを出して欲しい。休み時間をきっちりきめて、休むときはきちんと休む (20代、主婦)

○賃金をあげる (30代、主婦)

○賃金を高くする。休み時間をきちんときめる。早出、休日出勤の賃金を高くする。通勤手当をつける (30代、主婦)

○人員を増やし、回転のしやすい方法をとる。休みもその方がとりやすい (30代、主婦)

○賃金を高くする (30代、主婦)

○作業の種類によって人を雇うべき (40代、主婦)

○賃金を高くする。決められた休日がある (30代、主婦)

○決められた休日と、もう少し賃金が高ければもっと働く人がいると思う (30代、主婦)

○賃金が安いので高くして欲しい。人間関係 (40代、主婦)

○失業保険にはいる。賃金をあげる (40代、主婦)

○賃金を増やす。人間関係 (わがままな人がいます) を良くして欲しい (30代、主婦)

○もっと賃金を高くし、仕事時間を決められ時間に終わるようになら良いと思います
(40代、主婦)

(B) 農協、農家などへの要望・意見

- 農協関係者は机上ではなく、現場に出てもっと研究して欲しい (30代、主婦)
- 雇人に仕事をまかせきりにしないで、農家の人が責任を持って欲しい (30代、主婦)
- 農薬の心配があります (30代、主婦)
- 農家での仕事賃は皆平均的であるが、農協関係の仕事賃は一般的に賃金がひじょうに安い (ステビアのさし木などの仕事賃金) (40代、主婦)
- 農協の中の人間関係を良くし、もうすこし品物を増やして欲しい (40代、主婦)

III. 北野農協の経営の特徴と課題

北野農協管内は、旭川市に隣接する位置にあることや古くから稲作を中心にして展開してきているため、兼業の割合が多く、また農業後継者の確保状況は純農村地帯に較べて弱い。しかも現状の農業経営者の高齢化も進行している。しかし北野農協管内は今後とも農業中心の地域作りを目指しており、そこにおける基本的課題は、今後共に地域の展開を担うべき農業経営の量と質の強化であろう。

1981年（S56）に北農中央会が実施した意向調査（北野農協管内分）と今回の中期計画策定にかかるアンケート調査によると、いま集落で困っている問題としてあげられた最大のものは、「高齢化・後継者不足などで農業労働力の確保が困難である（43%）」「連帶間・協同意識が低下している（35%）」であった。実際に離農する理由のうち「後継者がいない（46.2%）」が「経営が赤字である（23.1%）」を越えている。また、農協への要望としては、「経営や技術相談を充実する」「各種懇談会・会議を開催する」「相談室・談話室を設ける」などの意見が多く示されており、北野農協管内の農家は農協が積極的に営農指導を行うことを強く望んでいることがわかる。これは都市近郊という条件下にありながらも、今後とも農業を営んでいくという意向のあらわれであり、そのための経済を含めた営農の技術を改めて修得したいとする意思を反映するものである。事実、農外収入はいくぶんあるものの、農業からの収入が大半であるとする農家の割合は74.3%（1981年、S56）である。

このような状況から、今後の農協運営のあり方は後継者確保・育成、営農技術の普及が重要な課題であり、このことを中心に農協の各種事業のあり方が模索されるべきであろう。ここでは、これまでの農協事業の流れを事業報告書を中心に点検し、以上のような観点から農協運営のあり方について考察する。

1. 組合員の動向と意向

1990年度（H2）の北野農協の組合員戸数は270戸、正組合員435人、准組合員1,414人、

合計1,849人であり、5年前の1985年（S60）の数字は同じ順に、278戸、434人、1,395人、1,829人であった。全道的には正組合員の減少、准組合員の増加の傾向がみられるが、北野農協では正組合員および戸数はいくぶん減少の傾向をみせ、准組合員も頭打ちの微減傾向を示している。全体的にみればあまり変動はみられないといえるが、北野農協管内は以前より農家戸数はあまり変化をみせずに推移してきた地区であり、その結果、1990年度（H2）においても平均面積規模は3.7ha／戸と、あまり大きくはない面積規模となっている。

組合員の動向に大きな変化がなく推移してきたことは、地域活性化にとって最大の要件を満たしているといえるが、それに伴う平均面積規模の零細性を補うことが肝要となる。すなわち、最も限られている生産資源の有効利用を優先的に図ることによって、最大限の収益をえていくことである。1990年度（H2）の転作率は36.5%、他用途米を含めると42.6%の配分である。したがってそれだけ、単位面積当たり収益が大きいとみられる稲作以外の作目に取り組む必要性がある。

農業所得の向上について、1990年度（H2）に北野農協が実施した意向調査の結果を、前述の北農中央会が実施した1981年（S56）の同様調査結果と比較すると、表III-1-1のとおりである。

大きな変化は、「単位当たり収量を増加させる」が半減したことであるが、これは母屋の稲作について、収量増加より品質向上・新品種導入の方が強く要求されてきたことへの反映であろうかとみられる。反面、「生産費の節減」と「品質向上」への意識が強まっている。また農地規模の拡大についてもいくぶん増加しており、一定の規模拡大指向が示唆される。

以上のような組合員の動向と意向からは、今後の農協運営の中で新規作物導入が円滑に進むような方途が考慮されねばならないが、その前提として、希少資源である土地の有効活用を図るために農地流動化を推進し、同時に基盤整備についても多様な土地利用を考慮しつつその進捗を図ることが必要となっている。このような転作等の対応や積極的な新規作物導入に関して、同様に表III-1-1によって、2時点における意向の推移をみると以下のとおりである。

表III-1-1 農家意向の変化

〔農業所得の向上について〕	1981年度	1990年度
農地を拡大する	14.4%	16.0%
家畜の頭羽数を増加する	0.9	-
単位当たり収益性の高い作目にかえる	11.1	10.0
生産費を低減する	24.3	30.0
単位当たり収量を増加させる	20.3	10.0
品質を向上させる	23.7	29.0
その他	4.8	5.0
〔新規導入作目について〕	1981年度	1990年度
麦類	24.2%	30.0%
豆類	15.9	32.0
馬鈴薯	1.7	-
甜菜	1.4	-
野菜	17.3	27.0
キュウリ		(3.0)
ナス		(3.0)
インゲン		(3.0)
葱		(1.0)
トマト		(10.0)
カボチャ		(3.0)
玉葱		(1.0)
メロン		(1.0)
その他		(2.0)
花卉	1.4	6.0
果樹	0.4	-
家畜	4.7	-
その他（燕麦、飼料、ソバ）	4.1	5.0
現状のまま	24.9	-

昭和56年度：北農中央会、平成2年度：北野農協実施

1981年度（S 56）は水田利用再編対策下における第2期目（1981-83年度、S56-58）にあり、米生産調整の目標面積がいくぶん緩和された期間であったので、「現状のまま」とする意向がかなりの割合を示している。1990年度（H 2）は水田農業確立後期対策（1990-92、H 2-4）に入り、水田を利用した輪作農法の確立すなわち稲作以外の作目による多様な展開を推進することが明確に意図されていることから、野菜作に取り組むとする意向が具体的な形で示されている。とくにトマトなどの導入意向は高い割合となっている。またあまり高い比率ではないが、花きを導入しようとする意向の伸びていることが注目される。

しかし、单収の低い麦類が依然として大きな割合を示し、適当な新規作目の発見、合理的な土地利用のあり方など、「地域の条件を活かした多様な水田農業と水田利用の展開」の達成についてはまだまだ程遠いものといえよう。北野農業の重要な条件である3.7haと

いう平均面積規模からみて、明らかに野菜作による農業展開が期待されるところであるが、今のところ産地化への大きな動きには至っていない。試作圃場、技術普及、情報提供など農協がなすべきソフト事業の本格化が望まれる。

2. 農協経営の財務安定化

近年の金融自由化の進展とともに、全国的に農協合併が推進されてきつつあるが、農協自体の財務を点検しそのような近い将来の事態に向けて備える必要がある。ここでは1987年度（S62）から1990年度（H2）までの、北野農協事業決算の結果に基づき農協自体の経営財務のあり方についていくつか指摘しておきたい。

H2年度決算の特徴を大まかにみれば、各事業取扱高が概ね前年実績を若干上回った中で、販売品販売高が下回りとくに小麦販売高の低下が目立っている。その代わり青果物の伸びが著しく、従来の米麦中心から新規作目の進展の兆しがうかがえる。このように事業収益全体は増加しているが、事業費用の合計もそれ以上の割合で増加しており、結果として年々増加傾向をみせている事業管理費を賄いきれなく、事業利益はマイナスに転じている。

総じて地域農業の転換期における諸経費の増加と、信用部門における支払利息の負担増など利ざやの縮小傾向がうかがえ、これらの側面についての抜本的対応が、今後とも取り組むべき大きな課題として立ちはだかっている。

1) 自己資本、固定資産の概要（表III-2-1）

1990年度（H2）の自己資本は前年対比で2.4%増加したが、全道平均では7.4%、上川支庁では5.8%の増加であるので、相対的にあまり大きなものではない。また自己資本のうち積立金が大きく伸び、払込済み出資金が減少しており、それだけ内部留保率が高まったといえるが、それでも自己資本に占める法定準備金・積立金といった内部留保率は27.6%と相対的に低いものとなっている（出資金以外のその他自己資本を含めても34.3%であり、全道の45.0%、上川の42.2%に較べて低い）。内部留保率についてはいくぶん高める

方向が必要であろう。

固定資産は年々その額が増加傾向にあるが、1990年度（H2）の前年対比は5.6%の増となっており（全道4.9%、上川6.4%）。その結果、固定比率I（I'）は全道の99.5%と同水準にまで高められてきており（上川では78.3%）、農協財務基準令である100%以上の基準をほぼ満たすものとなっている。積極的な事業活動は今後ともになされねばならないが、その中で100%以上の固定比率を保っていく工夫が必要となっている。

表III-2-1 自己資本の概要

(単位：千円)

	1987 (S62)	1988 (S63)	1989 (H1)	1990 (H2)	1990 /1989
自己資本	払込済み出資金	188,969	187,346	189,868	187,472
	法定準備金	62,604	65,604	67,604	72,104
	積立金	4,515	5,515	5,525	6,525
	小計(a)	256,088	258,465	262,997	266,101
	自己資合計(A)	265,458	266,862	278,551	285,216
固定資産(b)	444,520	443,205	486,110	513,240	1.056
外部出資(c)	106,626	115,361	153,556	159,951	1.042
(b)-(c)=(d)	337,894	327,844	332,554	353,289	1.062
固定比率I (a)/(b)	0.576	0.583	0.541	0.518	0.957
固定比率II (a)/(d)	0.758	0.788	0.791	0.753	0.952
固定比率I' (A)/(b)	0.597	0.602	0.573	0.556	0.970
固定比率II' (A)/(d)	0.786	0.814	0.838	0.807	0.963

自己資本(A)は、法定準備金、積立金に繰越利益剰余金、未処分利益剰余金等を加えたものである。

2) 各種事業取扱高の状況（表III-2-2および表III-2-3）

(1) 金融事業

近年、貯金は全道的に増加傾向にあるが、とくに稻作地帯において著しい増加傾向がみられる。1990年度（H2）において全道的には前年対比およそ10%の増加が示されているが、道南14.7%、石狩13.1%に次いで上川も12.0%と全道的にも高い増加率を示している。貯金のうち定期性の割合は上川で85%となっており、全道平均的水準にある。北野農協は

1990年度（H2）の定期性貯金割合が前年に較べいくぶん低いものとなっているが、貯金増加率は上川平均水準と同程度の高い数値を示すものとなっている。

一般的には、各種自由金利型貯金が出回ったため全国的にも貯金が伸びたとされているが、昨年末に日銀が外圧によって内需拡大・国内投資活性化のために公定歩合を引き下げたために、今後は当面、各種自由金利型貯金もあまりメリットがもちえなくなりつつある。今後においては他業態との競争がますます激化するとみられるが、総合的農協事業のメリットと意義を再認識し、その中で資金量確保の対応が是非とも必要となろう。

貸付金の方は、近年全国的には上昇しつつある中で、全道的には農業情勢の先行き不安のためか投資が控えられこのところ減少の一途を辿ってきたが、H2年度になって都市部における住宅関連融資などの伸びのため前年対比4.3%の上昇を示した。上川、後志、日胆管内では1988年度（S63）に大幅な減少をみせ、以降も減少傾向にある。北野も同様に1990年度（H2）の前年対比はマイナス12%であり減少が続いている。

表III-2-2 金融事業のあり方

(単位：千円)

	1987 (S62)	1988 (S63)	1989 (H1)	1990 (H2)	1990 /1989
貯 金	4,970,108	5,054,961	5,400,136	6,056,662	1.122
(うち定期) (定期／貯金)	4,153,182 0.836	4,524,453 0.895	5,172,741 0.958	4,904,974 0.810	0.948 0.846
借 入 金	429,205	236,187	284,536	236,187	0.830
預 金	3,998,902	5,200,801	4,509,625	5,200,801	1.153
貸 付 金	1,673,612	1,015,178	1,153,232	1,015,178	0.880
貯 貸 率	0.337	0.201	0.214	0.168	0.785
貯 預 率	0.805	1.029	0.835	0.859	1.029
貯 借 率	0.086	0.047	0.053	0.039	0.736
預 借 率	0.107	0.045	0.063	0.045	0.714
預 貸 率	0.419	0.195	0.256	0.195	0.762

全体的には、低金利時代と金利上昇期そしてそれに続く最近の金利下落などを背景に、農協以外の他業態との格差と関連しているとみるとみることができるが、いずれにしても北海道においては基本的には投資意欲の減退とみることができる。その結果、貯貸率は年々減少

しH2年度は0.168にまで下がっている（全道 0.397、上川 0.331）。一見、信用リスク管理の観点からは望ましいとはいえるが、一方では、なにか経営転換をしたいと考えるにも拘らず、その方向性のあり方が見いだせないあるいは単独ではリスクが大きすぎるでの躊躇しているなど、手をこまねいているとも考えられ、指導機関が地域ぐるみの動きの促進方策を講ずる必要もあるう。

表III-2-3 事業取扱高の推移

(単位：千円)

	1987 (S62)	1988 (S63)	1989 (H1)	1990 (H2)	1990 /1989
長期共済保障	14,702,850	16,001,110	16,689,350	17,862,340	1.070
販売品販売高	988,585	1,069,056	1,107,557	1,101,512	0.995
(うち米)	758,745	788,809	811,477	786,849	0.970
(青果物)	104,995	134,178	131,560	192,259	1.461
(小麦)	40,463	59,901	67,224	42,032	0.625
(畜産物)	72,473	68,571	79,226	61,832	0.780
購買品供給高	1,246,888	1,329,923	1,367,013	1,410,013	1.031
(生産資材)	401,862	398,239	441,855	468,066	1.059
(生活物資)	845,026	931,684	925,158	941,947	1.018

(2) 共 濟 事 業

全道的に前年対比はプラスで推移してきているが、その伸び率は縮小傾向をみせている。共済事業の推移は地域的にもあまり格差がなく、北野もほぼ全道なみの水準である。しかし今後、高齢化の進行および民・簡保との競争が激化するとみられ、ニーズに合わせたさまざまなメニューが必要とされる。

(3) 販売品販売高

1990年度（H2）は米の販売が伸び、全道の販売事業は前年対比2.1%の伸び率を示したが、上川は反対に米があまり伸びなかつたが販売事業全体で11.8%もの伸びを示した。北野農協における近年の販売品販売高の前年対比の伸びはプラスで推移してきたが、その伸び率は低迷傾向にあり、1990年度（H2）はその前年対比がマイナス0.5%となっている。販売高の低迷の最大の原因は小麦の低落であり、全量一等米というきわめて優秀な稻

作とは異なり、小麥の単収および品質はきわだって劣りその早急な対策が講じられる必要がある。

反対に青果物の1990年度（H2）の前年対比は46.1%と高い伸びを示しており、今後とも野菜作などの振興が農協運営に対しても、大きな起爆材料となることを示している。畜産物については乳価等の低迷によって全道的に不振であったが、北野においても同様に78.0%と落ち込んでしまっている。

(4) 購買事業

単位農協当りの購買品供給高は、全道で2,253百万円（一農協平均正組合員数 365戸）、上川で2,416百万円（同じく502戸）、そして北野農協で1,410百万円（同270戸）となっており、北野農協における購買事業は組合員当りでは全道平均を下回るが、上川地域の中では利用率が高い方に位置する。

また、北野農協における購買事業は、生産資材部門よりも生活物資部門の方が大きなウェイトを占めきわめて特徴的である。購買品供給高全体に占める生産資材と生活物資部門の割合は、全道でそれぞれ71%、29%、上川で62%、38%であるが、北野農協は33%、67%とウェイトが逆転している。正組合員1戸当りの供給高は、生産資材、生活物資それぞれ全道平均で439万円、179万円、上川平均で298万円、183万円となっているが、北野農協においてはそれぞれ173万円、349万円となっており、生活物資を農協で調達するウェイトが抜群に高く、逆に生産資材の農協調達が極端に少ないものとなっている。

生産物資調達に関して系統外利用の割合が大きいことによって、系統利用率および利用額が低くなっているとすれば、ここは利用率を向上させるような工夫と努力が必要であろう。

(5) 営農指導事業

営農指導に関わる主たる事業展開は表III-2-4のとおりである。水田利用再編対策第3期（1984-86年度）およびその後の水田農業確立対策（前期1987-1989年度、後期1990-92年度）にかけて、本格的転作誘導のために、各種の転作部門用の機械類を営農集団単位にもたせるように仕向けていることがわかる。また、近文台演習場等周辺農業用施設

設置助成事業を利用して、大型の機械・施設を備えるようになっている。さらに、草地を含め各種土地改良事業や排水事業にも取り組んできていることが示されている。しかし未だ端緒段階であり小規模に留まっているので、今後ともに計画的に各場面における事業を起こすことが望まれる。

表III-2-4 農業指導に関わる主たる事業

昭和59年度	農用地利用増進特別対策事業(融資) 転作経営安定特別事業(補助事業) 水田利用再編対策推進事業(補助) 団体営小規模排水特別事業(補助) 各種飼育事業 農業者年金	乾燥機12台、自脱型コンバイン5台 宮農集團事業主体(5宮農集團) 宮農手段事業主体(1宮農集團) 農協事業主体(北野北部地区) 家畜、床土、麦委託、種子、農業雑誌 加入者数172名
	近文台演習場等周辺農業用施設助成 転作経営安定特別事業 農業改良資金(畜産振興資金) 宮農飼育事業 農業者年金	育苗ハウス2棟 6集团、ブロキ、ブラウ、アバロ-ク、ディスク 2集团、トラク、サイドレ-キ、ディスクモ、ル- 加入者数157名
	土地改良総合整備事業 (小規模排水対策特別事業) 近文台演習場等周辺農業用施設助成 鷹栖町輪作体系整備事業 水田利用再編対策推進事業 転作経営安定特別事業 宮農飼育事業 農業者年金	北野8区北地区7戸、 北野8区西地区10戸 高性能防除既10台、除雪機1台 3.5ha グレンド別2台 アラカリ-キ、ル-タリ、マニアズブルッカ、ブロキ 加入者数159名
	近文台演習場等周辺農業用施設助成 鷹栖町輪作体系整備事業 宮農飼育事業 農業者年金	トラク1台、除雪機2台 3.5ha 加入者数156名
	近文台演習場等周辺農業用施設助成 鷹栖町輪作体系整備事業 宮農飼育事業 農業者年金	コンバイン1台 3.5ha 加入者160名
平成元年	近文台演習場等周辺農業用施設助成 団体営草地開発整備事業 鷹栖町輪作体系整備事業 宮農飼育事業 農業者年金	農機具格納庫1棟 北野地区1 3.5ha 加入者140名
	近文台演習場等周辺農業用施設助成 団体営草地開発整備事業 宮農飼育事業 農業者年金	貯穀施設1棟 北野地区1 加入者数125名

(資料)各年度の業務報告書より。

表III-2-5 農業指導事業の支出

(単位：千円)

支 出 項 目	1984 (S59)	1985 (S60)	1986 (S61)	1987 (S62)	1988 (S63)	1989 (H1)	1990 (H2)
當農改善指導費	6138	6625	6327	5809	7075	9020	6022
経営技術改善（研修費他）	216	276	399	245	360	435	297
農政（技術セミ負担金）	3240	4412	2774	1979	1993	1964	2574
蔬菜振興対策（団体助成他）	479	607	656	604	882	3681	600
畜産振興対策（団体助成他）	344	364	371	348	324	320	504
家畜防疫対策（畜舎消毒）	120	120	120	100	60	60	3
事業推進（改善団体助成他）	1739	846	2007	2533	3456	2560	2020
教育情報費	3442	3311	3228	3137	3116	2667	2735
情報活動（農協だより他）	1836	1853	1859	1947	1905	1681	1622
組織育成（青・婦部助成他）	930	994	981	988	1020	986	980
有線勘定繰入	676	464	388	201	191	0	133
雑支出（燃料費他）	418	635	591	526	430	490	313
支出合計	9998	10570	10140	9472	10620	12170	9073

表III-2-5は當農指導事業における各項目の支出の推移を示したものである。全体予算規模は若干の異同がみられるが、概ね毎年同程度の予算規模で推移している。転作部門の本格的展開のためには、各種のソフト事業が重要であるとみられるため、出来うる限りの配慮が必要であろう。とくに研修あるいは青年部活動や婦人部活動に対する手当を増額して国内外への研修の機会、および各種団体への助成によって技術指導者の招聘などの機会を増やしていくなど、研修活動を軸に経営転換や地域活性化のためのきっかけを率先して作っていくべきであろう。

3. 損 益 概 況

1990年度（H2）の事業総利益は前年対比1.1%増で、前年の伸び率を4%も下回った。これはとくに事業費用が前年対比で35%も膨れ上がり、事業収益の16%増を上回ったためである。また、このような物件費などの高騰の外に、金融事業利益において金融自由化などによる影響によって、これまでのような増益を確保することができなかつたためともみることができる。

表III-3-1 損益の概要

(単位:千円)

	1987 (S62)	1988 (S63)	1989 (H1)	1990 (H2)	1990 /1989
事業収益合計	663,918	649,234	644,554	746,009	1,157
事業費用合計	324,193	299,543	276,907	374,306	1,352
(収益-費用)	339,725	349,691	367,646	371,703	1,011
事業管理費	345,070	351,448	363,096	373,164	1,028
(うち人件費)	232,357	241,210	248,398	256,534	1,033
事業利益	-5,345	-1,757	4,550	-1,461	-0,321
当期利益金	8,677	7,732	15,130	9,999	0,661

(収益-費用)=事業総利益

事業利益=事業収益合計-事業費用合計-事業管理費、

当期利益金=事業利益+諸引当金払戻(+繰入)

+事業外収益(-費用)

+特別利益(-損失)。

このように事業総利益が前年と同程度に終わったために、そこから事業管理費を差し引いた事業利益は、事業管理費の伸びが2.8%増加したためにマイナスに転じてしまった。全体的には、事業費用の高騰が最も影響力があったとみられるが、事業管理費のうち人件費も前年対比3.3%の伸び率を示し、北野農協では全道平均よりも1~2ポイントやや低めの人件費割合で推移してきたが、賃金見直し、福利厚生費などの増加の影響も示唆される。

事業利益から事業外収益(費用)などを加減した当期利益金(経常利益)は、前年対比ではさらに34%も減収となった。全道平均では8.5%の減少、上川では2.9%の減少であるので、北野農協の減収程度は大きなものといえる。ちなみに、道南32.6%、日胆35.0%、石狩40.0%、留萌22.4%、宗谷43.7%とそれぞれ大きな減収となっており、それぞれ経営形態も異なりそれぞれの要因があるとみられるが、収益の目減り傾向と物件費の高騰化という近年の基調の中で、今一度それぞれ詳細な項目チェックを行い、それらの積み上げによる合理化が必要となっている。

4. 部門別総利益

事業総利益を事業部門別に示したのが表III-4-1である。全国的には、信用事業の収益が資金量の増加と金利上昇下での運用利回りの上昇で34%と増加しているが、直接費用も前年対比55.4%と大きく上回り、事業総利益では前年と同程度に終わっている。北海道においても、貸付金の伸びは住宅関連融資・ローンの伸びや制度資金の農協プロパー資金への借り替えがあったために4.3%の収益増加がみられたが、同じく直接費の高騰によって、事業総利益は11.3%の減少となった。北野農協においても27.2%の収益増加に対して50.6%もの直接費の増加があり、結局信用部門は、前年対比12.6%の事業総利益の減少となっている。

共済事業の事業総利益は、収益以上に直接費の伸び率が高く5.1%の伸び率となり、前年の減収をいくぶん回復したところとなっている。また販売事業総収益は、直接費の減少に助けられて8.7%の伸び率となった。

生産資材は、前述したように北野農協ではウェイトの低い部門であったが、1990年度(H2)ではおよそ11%の収益増加がみられ、また13.3%の直接費の減少もみられたので、事業利益は13.5%と大きく伸びた。生活物資の方も直接費が前年並と抑えられたので7.4%の総利益となっている。倉庫部事業は費用が抑制されたが、それ以上に収益の減収となり、前年対比の総収益の伸びはマイナスとなっている。

以上の実績から、北野農協におけるH2年度の事業全体に占める各事業部門の構成比率(各総利益)は、信用事業が27.9% (全道20.9%)、共済事業が9.8% (同11.6%)、販売事業が7.4% (同15.1%)、購買事業が49.2% (総36.1%)、倉庫事業が6.8% (同10.2%)、その他事業がマイナス1.1% (同6.1%) となっている。購買事業、信用事業のウェイトが大きいこと、販売事業のウェイトがちいさいこと、などにその特徴がみられる。

表III-4-1 部門別事業利益

	1987 (S62)	1988 (S63)	1989 (H1)	1990 (H2)	1990 /1989
信用部事業	収 益	360,139	320,624	319,737	406,573
	直接費	255,607	233,536	201,206	302,945
	利 益	104,532	87,088	118,531	103,628
共済部事業	収 益	37,420	40,820	35,955	38,057
	直接費	1,582	1,662	1,330	1,669
	利 益	35,838	39,158	34,625	36,387
販売部事業	収 益	23,686	26,826	29,248	30,440
	直接費	2,712	3,058	3,846	2,835
	利 益	20,974	23,768	25,401	27,605
生産資材部	収 益	67,751	63,931	66,702	73,803
	直接費	6,918	6,489	7,102	6,159
	利 益	60,833	57,442	59,599	67,644
生活物資部	収 益	143,565	159,471	154,930	163,350
	直接費	44,621	48,067	47,620	48,048
	利 益	98,944	111,404	107,310	115,301
倉庫部事業	収 益	24,027	30,585	31,746	27,562
	直接費	2,443	4,027	2,205	2,198
	利 益	21,584	26,558	29,540	25,364
その他事業	収 益	7,326	6,974	6,233	6,220
	直接費	10,308	12,704	13,596	10,449
	利 益	-2,982	-5,730	-7,362	-4,229
事業合計	収 益	663,918	649,234	644,554	746,009
	直接費	324,193	299,546	276,907	374,306
	利 益	339,725	349,688	367,646	371,703

その他事業=利用+コンバイン+トラクター+営農指導事業

5. 農協経営における主要比率

農協の経営管理において重要なポイントとなるいくつかの指標を示したものが表III-5-

1である。これによると事業管理費率は100%を越え、事業総利益をくいつぶしさに若干ではあるが赤字に転じさせるものとなっている。事業総利益に対する人件費もいまのところ減少傾向はない。

労働生産性をみると、増加傾向で推移してきているとみられるが、現時点では停滞感みである。また人件費水準をみると、少しづつではあるが増加の傾向を辿っている。ちなみに全国での労働生産性は1990年度（H2）で8,081千円／人、人件費水準は4,957千円／人であり、これらに比較すると労働生産性で500円低く、人件費水準では300円程度高いといえる。大型合併が進み、また種々に条件が異なる府県との数字の直接比較はあまり意味をなさないが、農協経営としての合理化が強く要請されている現在、生産性、効率性をさらに高める工夫が必要とされる。

表III-5-1 主要経営比率

(単位：千円)

	1988 (S63)	1989 (H1)	1990 (H2)
事業管理費	351448	363096	373164
事業総利益	349690 1.005	367646 .987	371703 1.004
労働分配率	人 件 費 241210 事業総利益 349690 .690	248398 367646 .676	256534 371703 .690
人件費比率	人 件 費 241210 事業管理費 351448 .686	248398 363096 .684	256534 373164 .687
労働生産性	事業総利益 349690 (千円) 常勤役職員 9+3+38 6,994	367646 9+3+36 7,659	371703 9+3+37 7,586
人件費水準	人 件 費 241210 (千円) 常勤役職員 9+3+38 4,824	248398 9+3+36 5,174	256534 9+3+37 5,235

IV. 北野農業発展のための諸課題

1. 都市近郊農業地帯の振興施策の考え方

北野地区は都市近郊の良質米・多収地域である。こうした地域での農業振興計画を策定していく上で、考えていかなければならない点を北野地区を意識しながらも一般的に整理しておく。

1) 土地余り現象とその対応

都市化・過疎化のなかで、土地余り現象が顕在化してきており傾斜地、低単収地、耕作不便地などが低利用化する危険性が大きい。これは有償移動、賃貸借の両面から考えられる。

まず有償移動の停滞傾向である。その理由の一つは資本・労働投下しても回収の低い土地は買い手がないことである。いま一つの理由として、担い手層のみならず全層的に経営展開は土地節約的な集約化にシフトしていることが挙げられる。所得拡大を目指した集約化は、土地拡大を不要なものにしている。比較的規模の大きな層は、労働力に余裕があるか世帯主が若年の層に集中しており、そうした層は既存の規模で十分であり、面積拡大には消極的になっている。

他方、賃貸借についてみると、すでに後継ぎ不在の高齢農家が相当程度存在している。離農も相当出てくるとみられ、土地余り現象はいっそう深刻化すると予想される。また、1992年（H4）からの土地税制の変更を見越した駆け込み売却を含めて、高齢農家所有や賃貸借関係にある農地が大量に売買市場へ放出されることが考えられる。現在のところ不作付地は多くはないものの、徐々に飽和状態に近づきつつあるとみられる。

旭川市近郊に立地している北野地区においても、賃貸借は離農前の一時的貸借という意向が強く、やがては売買に移行する可能性がきわめて高い。それに備えて、受け手農家に対する条件整備（転作率軽減、圃場の団地化、資金対応など）が個別農家ごとにきめ細かく用意されなければならない。

こうした土地過剰のなかで、一部低利用化した土地をも含めて畜産的農地利用を推進す

ることによって、その中間生産物を利用した地域複合的な土作り・地力維持をはかり、土地余りの解消を図る方法が指摘されている。良質米確保のために堆肥増産の観点からも畜産の展開は重要である。さらに、河川敷・傾斜地を利用した低成本畜産、耕種農家の有畜化などの一定程度の展開により地域複合化が図られるのである。北野地区は畜産のウェイトは低いが、こうした側面の検討も課題となろう。

2) 集約作物の導入

良質・多収米地域である北野地区が「米でやっていける」と判断したことが、逆に野菜などへの取り組みが広がらない要因となっている。しかし、土地利用にみる米の比重は大きく低下している。これは、北野地区に限ったことではなく、転作強化がその背景にある。転作は飼料作物と集約作物の増加がみられ、集約作物では野菜生産が徐々に展開はじめ、今後も拡大が期待され強大な産地形成が見込まれている。この野菜導入にも問題がないわけではない。野菜導入農家の中には、既存の機械利用組合に作業委託（耕起、除草剤散布、共同防除などの作業）するケースもみられたり、自家作業の場合には米麦まで手が回らず荒し作りの傾向もみられる。野菜類の作付が増加していく中で労働力不足が顕在化しつつあり、雇用労働力調達、健康管理面の対策が求められる。

3) 地域ブロック化と土地利用計画

漸次的に離農が生じ、それによって放出された農地は地域内で調整がはかられながら周辺農家に取得されていくことになろう。そこでは、どのように個別経営の圃場を集団化・団地化していくのかが課題となる。大規模経営が展開するためには、分散錯闘を解消しなければ規模拡大効果は大きく減殺され、作業の効率性は発揮されないからである。

さらに、農地をどう有効に利用するかの総合的な土地利用計画を策定する必要性がある。優良農地をいかに確保しつつ効率的利用を図るか。分散錯闘の解消、新しい売買を通じた交換分合による圃場の団地化、受委託関係の地域的調整、とも補償の制度の充実などを通じた生産基盤の強化とコスト低減への努力に取り組まなければならない。

北野地区では担い手農家の偏在がみられることから、集落や利用組合もその内部で農地

の帰属が可能とは限らず、受け手が不在のところは他集落で取得してもらわなければならない。丘陵地を地区内にもっており、こうした耕作条件不良地・傾斜地では受け手がなく農地の担い手不在という問題が生じている。出し手市場地域と受け手市場地域が存在し、なかには受け手不在の地域さえある。こうした状況下では、農協が積極的に土地利用調整機能の一端を担い、調整機能を果たしていかなければならないであろう。その際求められるのは、農地利用計画の総体的な方向づけとその利用調整である。北野地区では農協が自ら事務局となって活動している、北野地区農用地利用改善事業実施組合の活動強化が重要なよう。改善団体は北野地区内を3ブロックに区分し、農地移動の調整を行っているが、農協はこうした組織活動の支援を強化することが求められる。農事組合による土地移動の調整に加えて、農地の集団化、作業受託、共同施設利用など広域的な生産単位として改善団体を位置づけるのである（農事組合型広域ブロック体制）。そこでは、農協の積極的活動は不可欠である。

4) 生産組織の再編と広域調整

北野地区では、これまで利用組合内の農家は経営内容、規模とも同質・同程度で運営されてきたが、高齢化の進展や兼業化、さらには転作率が高率化し作物も多様化してきたため、構成員がかなり異質化してきたのである。この農家の異質化の進展は利用組合のある集落だけではなく北野地区全体にみられる傾向であり、集落再編をしなければ農地の受け手が全く不在のところすら散見されはじめたのである。また、個別経営の展開も、既存の生産組織の範囲を越えた広域的なものにならざるをえない。

これまで利用組合が存在していたから、高齢化しても土地を処分せずに農業を継続できたが、反面では規模の拡大につながらないという側面も有していた。また、利用組合が農地需給の広域化のなかで流動化を阻害している側面もみられる。利用組合のエリアを越える流動化にあっては関係面積減少・利用料金の高騰・利用機械施設の償還などの問題が発生するため、広域移動のネックにもなっている。こうしたなかで、一定面積を消化する土地利用型経営が安定的に展開する必要がある。というよりもむしろ、支援して展開させなければならない。土地過剰現象を解消するためにも、規模拡大し経営展開できるための環

境整備が急務なのである。利用組合は、そうした意味で中規模層の相互補完システムとしての意味がある。

また、北野地区が独自に組織しているオペレータ軍団あるいは機械利用組合のオペレータ層は、経営規模の大きな後継者が多く自らの経営面積拡大とともに労働競合が生じつづける。そこで後方支援としては、やはり農協が専任オペレータの設置も検討しなければならない。面積依存型である耕種部門の米麦部分を農協が積極的に後方支援することによって、集約部門への集中を個別農家に保証することができる。さらに、この3ブロックを主体とした土地利用調整に合わせた組織再編を図ることも可能である。

5) 後方支援体制の整備

以上指摘したことでもとに、北野地区の農業振興計画で考慮されなければならない後方支援体制を整理すると、以下の通りである。

第1は、土地余り現象の中で広域的な観点を加えて受け手層の条件整備をはかることがある。

第2は、受け手層の条件整備とも関連するが、利用組合の再編という点である。

第3は、安定的な所得確保をはかれるような野菜振興である。

すでにみたようにこれらを単独で振興させると、特定階層の労働過重や農地購入のための償還問題などにつながるおそれをかかえており、経営形態・経営規模・労働力に応じた、多彩な農家間どうしの相互補完関係が要求されているなかで、さまざまな経営が共存できるシステムづくりがまさに早急に検討されなければならない。一方では、土地利用型経営の展開できる環境条件を再構築し、後方支援することでもないかぎり、将来いっそう深刻度を増すとみられる土地余り現象は解消されそうにない。他方では、所得拡大をめざす野菜の導入は労働力問題がネックとなり急激に進展できないばかりか、現状の生産水準を維持できない事態も懸念される。そこでは雇用労働力の安定的な確保が課題となり、域内だけでは雇用労働力が確保できないときには周辺町村からも雇用を調達しなければならない。また、出荷時期を長期化することにより通年の雇用機会を確保することも検討しなければならない。新規にどのように雇用労働力を確保するか、農外資本の雇用賃金といかに

競争していくのか、が野菜類の生産拡大にとっての最大の要因となるであろう。とくに野菜は、産地間競争の激化するなかで計画出荷・付加価値向上のための新たな生産基盤の再編をすべき時期にきている。強固な産地作りを目指すためには、市場動向を的確に把握して品目、品種や作型の選定、栽培技術の習得と高位平準化、出荷体制の確立などに大いに取り組まなければならないであろう。高収益作物で得た収入を土地購入に向けて経営規模の拡大に向けることが望まれる。

コスト低減と労働競合回避のために、農協などが中心となった野菜作中心農家の米麦部分を作業受託するようなシステムも要請されている。野菜生産の拡大、栽培の周年化とともに転作部分まで手が回らず、規模拡大しても半分近く転作面積が増加する転作部分が重荷であるという側面もみられる。この部分を地域として組織としてどう支援できるか。いずれにしろ、担い手の規模拡大条件を早急に整備しないかぎり、今後も見込まれる高齢農家の大量放出農地は帰属できそうにない。少なくとも地域の優等地は地域自ら管理保全していく責任がある。

個人で機械を揃えることは過剰投資を招く結果となることから、利用組合を補完する農協有の機械銀行・広域的機械リース制なども検討されるべきである。少なくとも、稲作中心に組織された営農組織の見直しと広域的な再編が必要になっている。分化する農家に対するきめ細かな後方支援システムの確立が必要とされている。それだけ農家層が多様化してきたのである。米麦中心の土地利用型経営に対する低転作率配分、小作料軽減措置、長期低利資金対応、低小作料などの条件を整備するとともに、集約作物中心農家に対する施設資金対応、雇用労働の確保、高付加価値化、耕種部門の機械共同利用化、手余り地の賃貸システムなどが挙げられよう。

2. 報告書のまとめ

これまで実態調査を中心に北野農協、鷺栖町役場、農業委員会などの資料をもとに北野農業のかかえる問題点を検討してきた。ここでその検討結果を箇条書きに要約しておこう。

- ・兼業化が進展している

- ・兼業だけでは安定的な生活をおくれない農家が多い
- ・農地の賃貸借が進行している
- ・個人的対応ではこれ以上の拡大、貸借は難しい
- ・規模拡大による経営耕地の分散が進行している
- ・転作作物の中心である小麦の反収が低い
- ・捨て作り的転作対応がみられる
- ・“バラ転” 転作の実態にある
- ・経営形態の分化が進展する可能性が強い
- ・利用組合がなくなると農業後退を促進する可能性がある
- ・オペレータ層は野菜導入の担い手でもあり、出役問題をかかえている
- ・野菜振興をはからないと地域の農業生産は落ち込む
- ・野菜の中心はきゅうりであり、特定農家の作付拡大が進行している
- ・共同選果体制の整備と全町的生産部会の必要性がある
- ・農業後退的側面は利用組合の無いオサラッペ川東地区で顕著であり、同地区では基盤整備が課題となっている
- ・農協経営は比較的安定しているが、農業生産を支援する諸投資が少なく、営農対策を充実させる必要がある

3. 北野農業の担い手と支援体制

1) 北野農業の担い手

北野農協管内の農業振興計画は地域の農業ビジョンを明確にすることが最も重要となる。その際、農業の担い手層をどのように考えていくかが基本となる。これまでの考察で明らかになったように、特定の作物の振興は特定の農家の取り組みになっており、その担い手農家はオペレータや受託の機能も有し、規模拡大も志向している農家層である。ところが、野菜の導入、オペレータ、規模拡大はその農家層の労働競合を引き起こしている。規模拡大による耕地分散の傾向が労働競合に拍車をかけるとともに、“バラ転”状態を発生させ

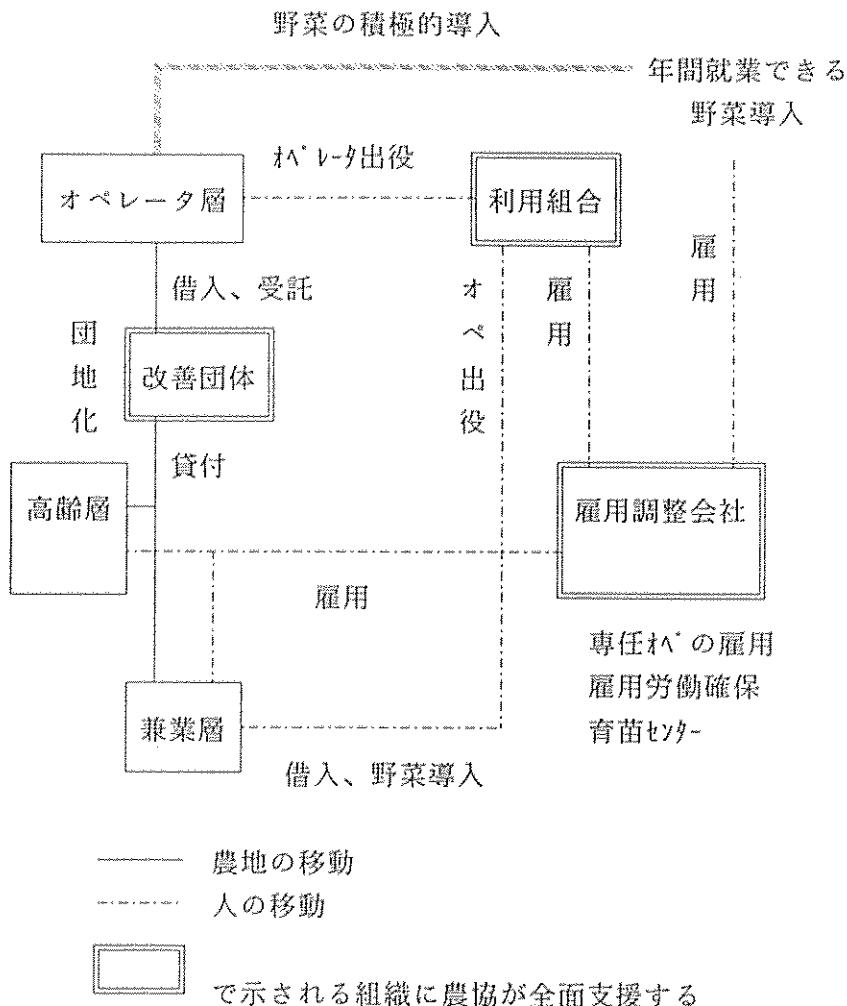
土地利用上の問題にまで連なっているのである。こうした中にあっては、特定の作物の振興よりもそれに取り組む農家層を拡大する条件作りこそが優先されなければならないのである。

本報告書を結ぶにあたって、農家層の分化を念頭におき、オペレータ機能を果たす農家層の充実をはかるための一つの案を提起しておきたい。それは、オペレータ層が機能強化をはかるために雇用調整会社を設立し、それが労働力の提供機能を果たすという構想である。オペレータ層は利用組合のオペレータ機能を果たしながら、積極的に野菜作に取り組む経営を想定しているが、そこで不足する野菜部門の労働力を雇用調整会社から導入し、自らは指揮監督労働が中心となる。高齢農家やⅡ兼農家はオペレータ層に委託をし、Ⅰ兼農家はオペレータ層としてさらには野菜導入も検討しながらも農業にかかわる（場合によってはⅠ兼層は委託もありうる）。この受託した農地は、改善団体によって団地的な土地利用が可能となるように調整される。他方、委託した高齢農家や兼業農家は可能であれば雇用調整会社に雇用される。さらに雇用調整会社は会社自体で専任のオペレータを雇用し、オペレータ農家の支援、農作業の受託を行い、さらには専任オペレータの農業への新規参入の道も検討する。

次に、こうした構想案を簡単に図示しておこう。

ここでは利用組合のある地区を念頭に示しているが、利用組合の無い地区においては受託経営層を中心に雇用調整会社が支援する体制を考えている。

北野農業の構想図（案）



2) 支 援 体 制

以上のような構想を実現するためには様々な支援施策が必要になる。ところが北野農協の地区は一町村一農協でないことから、その支援施策は農協が中心となって取り組んでいかざるを得ないであろう。

以下に、求められる支援施策を列挙しておく。

- ・利用組合の機械装備の向上を計画的に進める
 - (機械銀行、リースなども検討する)
- ・周年栽培が可能な野菜の作付体系を検討する
- ・労働力の再配分のための雇用調整会社の設立を検討する
 - (育苗センター、野菜の技術習得なども行う)
- ・会社への若手労働者の雇用を検討する
- ・貸借などを通して農地の集団化をはかる
 - (改善団体の機能強化を検討する)
- ・土地利用の団地化・計画化のための“とも補償”を検討する
- ・農地の無条件委託を進める
- ・基盤整備未実施地区の基盤整備、畦畔除去による畠地的利用を検討する

執筆者一覧（執筆順）

I (共同執筆)、II-4、IV-2

志賀 永一 (しが えいいち) 北海道大学農学部助手

I (共同執筆)、II-2-1)

東山 寛 (ひがしやま かん) 北海道大学大学院農学研究科

II-1、II-5

泉谷 真実 (いずみや まさみ) 同

II-2-2)

吉川 好文 (きっかわ よしふみ) 農林水産省北海道農業試験場研究員

II-3

仁平 恒夫 (にへい つねお) 農林水産省北海道農業試験場主任研究官

III

黒河 功 (くろかわ いさお) 北海道大学農学部助教授

IV-1

谷本 一志 (たにもと かずし) 北海道東海大学助教授

農家調査参加者

北海道大学 七戸 長生、黒河 功、志賀 永一

北海道東海大学 谷本 一志

北海道農業試験場 仁平 恒夫、吉川 好文、杉戸 克裕

北海道大学大学院 仙北谷 康、原田 淳、東山 寛、泉谷 真実、松村 一善、
移 冰

地域農業研究所 幸 健一郎、吉野 宣彦

地域農業研究叢書 No. 3

都市近郊、良質米、多収地域の農業構造と展開方向
——北野農協「北野地区における
地域農業振興方策」基礎調査報告書——

1992年3月発行

発行 社団法人 北海道地域農業研究所

〒060 札幌市東区北5条東7丁目375番1

電話 011(751)1103

ISSN 0917-6446

